新しい学士への途

学位授与申請案内

令和２年度版

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

凡　例

「❶～⓫」……　それぞれの数字は章を表します。❷ならば第２章です。
「p. 」……　ページを表します。「p. 34」ならば「34ページ」です。
「→」……　参照を表します。「→p. ５」と記載されているときには，５ページの関連記述を参照してください。
「＊」……　注釈があることを示します。

昨年度版の『新しい学士への途』との違い

令和２年度版における主な改正点は次のとおりです。

① 「学修成果」をレポートとする場合は，ＰＤＦファイルを作成し，学位授与電子申請システムからアップロードすることにより提出する旨の説明を追加しました。（→p. 26）

② 令和３年度４月期以降から適用する「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の改正等について，機構ウェブサイトでの掲載ページのご案内を追加しました。（→p. 120）

個人情報の取扱い

学位授与申請に係る個人情報は，学位授与の審査に利用されるほか，学位授与事業のための調査・研究の資料として利用されます。調査・研究結果の公表などに際しては，個人が特定されないように処理します。

ま え が き

この冊子は，大学改革支援・学位授与機構が行う学士の学位の授与について，制度の目的，仕組み，学修方法，申請の手順などを解説したものです。

学位は，わが国においては長年にわたって大学だけが授与できるものでした。しかし，平成３年の学校教育法の改正により，大学改革支援・学位授与機構の制度を利用して学士の学位を取得できる「新しい学士への途」が開かれました。

学士の学位は，さまざまな分野の職業に就く際に必要とされたり，あるいは有利に働いたりする公的な称号です。さらに学士の学位は，修士や博士の学位の取得につながる第一段階でもあります。これまでの28年間で，５万3000人もの方々がこの「新しい学士への途」を利用して学位を取得しています。あなたもこの制度を利用して，学士の学位の取得をめざしませんか。そこには，将来への選択肢が大きく広がる可能性があります。

この制度を利用して学士の学位取得をめざすには，そのために必要な学修についてよく理解している必要があります。まず手始めに，あなたがこの制度を利用できるかどうかを見てみましょう。その上で，具体的にどのような学修や手続が必要になるかを知るために読み進んでいってください。この冊子は，あなたの学士への途の道しるべとなるように作られています。

この冊子『新しい学士への途』で案内している申請の手続は，令和２年度時点のものです。冊子は毎年改訂されますので，実際に学位授与申請の手続を行う際には，あなたが申請する年度の『新しい学士への途』を読んでください。また，申請にあたっては，この冊子とは別に，あなたが申請する年度の『学位授与申請書類』が必要です。これらの出版物や書類を請求する方法も，この冊子の中に書かれています。不明な点がありましたら，当機構に電話で問い合わせてください。（お問合せ先→裏表紙）

学士の学位を取得するまで（概略図）

基礎資格

学位授与申請をするためには次のいずれかの「基礎資格」が必要です。
基礎資格はありますか？（➡学士への途 p.1）
※特例適用の認定を受けた専攻科修了見込の方については、手続きが異なるため、所属する専攻科にお問い合わせください。

- **高等学校等専攻科** 修了 かつ 高等学校卒業等の **大学入学資格**がある
- **高等専門学校** 卒業（修業年限が5年または5年6か月の教育機関）
- **短期大学** 卒業（専門職大学の前期課程修了を含む）
- **専門学校** 修了 かつ 高等学校卒業等の **大学入学資格**がある
- **旧国立工業教員養成所** または **旧国立養護教諭養成所** を卒業
- **大学** に2年以上在学し、62 単位以上を修得
- **専門職大学**（4年以上の課程）で単位を修得 または **外国で 14 年以上の学校教育課程**を修了

専修学校専門課程の認可を受けていた課程であることを確認してください。
（➡学位授与申請書類 巻末）

一定の要件を満たす高等学校等専攻科であることを確認してください。
（➡学位授与申請書類 巻末）

修業年限を確認してください。
a 2年
b 3年（定時制は除く）

修業年限と修了に必要な時間数を確認してください。
a 修業年限が2年以上、かつ修了には 1,700 単位時間以上（単位制および通信制の場合 62 単位以上）必要な課程
b 修業年限が3年以上、かつ修了には 2,550 単位時間以上（単位制および通信制の場合 93 単位以上）必要な課程

詳細はお問い合わせください。

a　b　a　b

基礎資格を有する者の区分

第１区分	第２区分	第３区分

単位の修得

単位修得の要件（以下1 2）をそれぞれ満たすように、次のいずれかで単位を修得してください。（➡学士への途 p.8～）

- **日本の大学（大学院）** ※別科および専門職大学を除く。
- **当機構が認定している短期大学・高等専門学校の専攻科（認定されていない専攻科の単位は使えません）**
- **日本の大学の専攻科**

	第１区分	第２区分	第３区分
要件1	**基礎資格を有する者に該当した後、２年以上**にわたって授業科目を履修し、**62 単位以上**を修得する。（➡学士への途 **p.11，12**）	**基礎資格を有する者に該当した後、１年以上**にわたって授業科目を履修し、**31 単位以上**を修得する。（➡学士への途 **p.13，14**）	**学生として大学に２年以上在学し、62 単位以上**を修得した後、その大学に在学した期間および修得単位を含めて、**４年以上**にわたって授業科目を履修し、**124 単位以上**修得する。（➡学士への途 **p.15，16**）

要件2　「基礎資格」に該当することとなった学校で修得した単位と合わせて、申請したい学士の専攻の区分の**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」**を満たすように単位を修得してください。（➡学士への途 **p.17，51～**）

「学修成果」を作成してください。（➡学士への途 p.20～）

申請に必要な書類を準備してください。（➡学士への途 p.37～）　**※詳しくは「学位授与申請書類」を参照**

申請　4月期・10 月期の年2回（➡学士への途 p.35～）　**※学部学生として大学に在学中の場合は申請できません。**
※複数回にわたる学位取得について（➡学士への途 p.12，14，16，35）

試験　6月（4月期申請）・12 月（10 月期申請）の年2回、小論文試験または面接試験（➡学士への途 p.43～）

審査　「修得単位の審査」および「学修成果・試験の審査」（➡学士への途 p.45～）

合格すると学士の学位を取得

目　　次

❶ 学位授与制度の概要 ―― 1
1　大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度を利用できる方……1
2　学士の学位とは……2
3　学習形態の多様化に対応する「新しい学士への途」……3
4　「新しい学士への途」の特徴……3
5　学位取得の要件……4
6　機構が授与する学士の学位……6

❷ 単位の修得 ―― 8
1　単位の修得方法……8
2　単位修得の要件……10
3　専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準……17

❸「学修成果」の作成 ―― 20
1　「学修成果」とは……20
2　「学修成果」作成の際に留意すべき倫理的配慮……20
3　「学修成果」をレポートとする場合……22
4　学修成果を「演奏」または「創作」とする場合（専攻の区分が「音楽」の場合）……27
5　学修成果を「作品」とする場合（専攻の区分が「美術」の場合）……28
6　学修成果を「作品」とする場合（専攻の区分が「演劇」の場合）……29

❹ 申請 ―― 35
1　学位授与の申請……35
2　申請方法……35
3　申請書類等の準備・提出にあたっての留意事項……38
4　申請に必要な書類等……38
5　受付期間等……40
6　学位審査手数料……41
7　申請書類等の到着・受理……41
8　短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請……42

❺ 試験 ―― 43
1　試験日・試験地区……43
2　試験の実施……43
3　身体に障害のある申請者等への受験上の特別措置……44

❻ 審査と合否の通知 ―― 45
1　修得単位の審査……45
2　学修成果・試験の審査…45
3　合否の判定……45
4　合否の通知……46
5　「専攻科修了見込みでの申請」の結果，修得単位の審査の結果が不可と判定され
　不合格となった者の取扱い……46

❼ 学位の授与 ―― 47
1　「学位記」の送付……47
2　「学位授与証明書」の発行……47
3　学位の授与の取消し……47

❽ 再申請 ―― 48
1　審査の一部免除……48
2　申請方法……48
3　面接試験で「不可」となった者の再申請……48
4　申請書類等の準備・提出にあたっての留意事項……50
5　再申請に必要な書類等…50

❾ 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準 ―― 51
❿ 各種手続 ―― 121
1　証明書の交付……121
2　機構発行の刊行物の請求方法……122
3　住所変更届……123
4　アンケート調査等のお願い……123
5　照会等について……123

⓫ ＦＡＱ（よくあるお問い合わせ） ―― 124

❶　学位授与制度の概要

1　大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度を利用できる方

学士の学位を取得できるこの新しい制度は，次表の各項目のいずれかに該当する方（以下**「基礎資格を有する者」**といいます。）であれば誰でも利用することができます。

なお，本冊子における「大学」，「短期大学」，「高等専門学校」，「高等学校」，「専修学校」などは，すべてわが国の法令に基づくものです。

基礎資格を有する者

(1)	短期大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）
(2)	高等専門学校*を卒業した者
(3)	大学の学生**として２年以上在学し62単位以上を修得した者***
(4)	専門職大学の学生****として２年以上在学し62単位以上を修得した者
(5)	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）および特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の２（同法第70条第１項および第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学できるもの（以下「**一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者**」といいます。）。この資格には，次の両要件を満たす者が該当します。 イ　修業年限が２年以上で，かつ，該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者であること ・　高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号） ・　特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第64号） ロ　学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること
(6)	専修学校の専門課程を修了した者のうち，学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの（以下「**専門学校を修了した者**」といいます。）。この資格には，次の両要件を満たす者が該当します。 イ　修業年限が２年以上で，かつ，課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上（単位制および通信制の学科においては，課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の課程を修了した者であること ロ　学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること
(7)	旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者
(8)	外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者*****

*　高等専門学校とは，卒業時「準学士」の称号が授与される，修業年限が５年（商船に関する学科は５年６か月）の教育機関です。

**　ここでいう大学の学生には，科目等履修生，特別の課程履修生および大学院生を含みません。

***　本冊子における「大学」には，学校教育法第108条に定められた大学（＝短期大学）を含みません。

****　ここでいう専門職大学には，前期課程と後期課程に区分された専門職大学を含みません。また，専門職大学の学生には，科目等履修生および特別の課程履修生を含みません。

*****　当機構の定める要件に合致する学校教育の課程を修了していると認められるか確認します。確認に時間を要しますので，申請の前に当機構に問い合わせてください。（→p. 127）

これら８項目のいずれにも該当しない方は，当機構の学位授与制度を利用できません。

８項目のいずれに該当するのか判断に迷う場合は，当機構に問い合わせてください。

なお，大学に在学している方は，p.35も参照してください。

これら８項目のいずれかに該当する方，あるいは近々該当することになる予定の方は，次に進んでください。

２　学士の学位とは

学士の学位とは，一般に，大学の学士課程（学部）を卒業した者に対して授与される公的な称号のことをいいます。わが国の大学の学士課程では，特定の専攻について専門の学芸を体系的に履修するとともに，幅広く深い教養および総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養することが求められています。つまり，学士の学位は，このような能力を身につけたことの証として，大学によってその卒業者に授与されることが通例です。

ところが，生涯学習社会の実現をめざす現在のわが国の社会では，卒業をめざして大学に在学すること以外にも，大学教育に相当する水準の教育を受けられる機会はたくさん存在しています。そこで，さまざまな大学教育レベルの学習の積み重ねの成果を適切に評価し，大学卒業者と同等の能力を有すると認められる者に対して，学士の学位を授与できる新たな仕組みを整備するべきなのではないか，という理念のもとに平成３年の学校教育法の改正により設置された国の機関が「学位授与機構」（現在の「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」）です。最近では年間2,500人程度の方々が当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得しています。

それでは，大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度とはどのようなものか説明しましょう。次に進んでください。

３　学習形態の多様化に対応する「新しい学士への途」

当機構が行う学位授与制度の概要を理解するためには，大学における学士の学位授与と対比してみることが有用です。

学士の学位は一般に大学を卒業した者に対して授与されることは，すでに**「２　学士の学位とは」**で示したとおりです。それでは「大学を卒業する」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。**図１**は一般的な大学の教育課程（カリキュラム）のイメージです。**図１**に示すように，ある大学に学部学生として入学すると，通常は４年間にわたり，いわゆる一般・共通科目から始まり，専攻ごとの専門科目までを，各大学の教育課程にしたがって体系的に学修します。各大学が定める卒業要件単位をすべて修得した場合に「卒業」が認められ，学士の学位が授与されます。

図１

それでは，特定の大学に在学するのではなく，**図２**に示すように複数の大学において，随時単位を修得し，大学卒業者と同じ分量の学修を行ったとすればどうでしょう。特定の大学を卒業するわけではありませんので，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄのいずれの大学も学士の学位を授与することはできません。

そこで，体系的に授業科目を履修して単位を修得し，その成果が大学卒業者と同等以上の学力として身についていると認められるならば，学士の学位を授与することができるのではないかという考え方が生まれてきました。

図２

そのような考え方に基づいて，単位の修得およびその学修の成果の審査によって学士の学位を授与する画期的な仕組みが作られました。それが当機構の学位授与制度，すなわち**「新しい学士への途」**です。

４　「新しい学士への途」の特徴

この「新しい学士への途」のもとでは，大学の科目等履修生（特定の授業科目のみを履修して，単位を修得することができる制度）として，あなたの興味・関心，必要性に応じて，複数の大学において単位を修得することができます。学修期間に上限はありませんので，各自の都合にあわせて，たとえば５年，あるいは10年かかる学修計画をたてることも自由です。

また，当機構が認定した短期大学や高等専門学校の専攻科（大学以外の教育機関）において行った学修を大学における単位の修得と同等であるとみなすことにより，学位取得のための学修に組み込むことも可能にしています。

このように，学習者ひとりひとりのニーズに応じたさまざまな学修の積み重ねの成果を学士の学位取得につなぐことができるのが，この制度の大きな特徴といえます。

5　学位取得の要件

「新しい学士への途」では，学士の学位取得に向けて多様な学修の形態を可能にしています。ただし，単に大学で一定数の単位を修得しただけでは，学士の学位にふさわしい学修とはいえませんし，大学卒業者と同等以上の学力を有しているとも認められません。そこで当機構では，学士の学位の取得を希望する方が，学士の学位にふさわしい学力を有しているかどうかを審査するために以下に示す各要件を設定し，審査に合格した者に対してのみ学位を授与します。

ここでは，この制度を利用して学士の学位を取得するまでの手順に沿って，学位取得の要件の概要を簡単に説明します。

(1)　「基礎資格を有する者」に該当すること

まず，１で示した**「基礎資格を有する者」**のいずれかに該当することを確認します。短期大学，高等専門学校などにおける一定の年限にわたった「まとまりのある学修」を基礎として，さらに大学等において新たな学修を積み上げることを求めています。

(2)　学位の取得を希望する専攻を選択する

当機構における学士の学位授与に係る審査は，表「専攻の区分，および対応する学位に付記する専攻分野の名称」（→p. ６）に示す61に区分された専攻（以下**「専攻の区分」**といいます。）ごとに行われます。いずれの専攻を選択するかによって，次の(3)に示す単位の修得のために履修が必要な授業科目，さらに(4)に示す「学修成果」のテーマ設定などが異なってきます。本冊子の各章の内容をしっかりと理解し，学修計画を立てる前に慎重に審査を希望する専攻を選択することが求められます。

(3)　大学等で単位を修得する

科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を積み上げます。上記(2)で選択した専攻について専門的な内容の授業科目を体系的に履修するなど，機構が定める単位修得の要件をすべて満たすことが必要です。単位の修得方法，学修年限，修得すべき単位数など単位の修得に関する各要件については，第２章で詳しく説明します。

(4)　学修成果を作成する

当機構の学位授与制度では，大学等における単位の修得の成果が「学士の水準の学力」すなわち大学卒業者と同等以上の学力として身についていることを総合的に判断するための資料として，「学修成果」とよばれるレポート（ただし，「専攻の区分」で「音楽」,「美術」,「演劇」のいずれかを選択した場合には，演奏の記録，作品等も可）の作成・提出を求めています。

あなたが上記(2)で選択した専攻に即した特定の課題（テーマ）を設定し，学士の学位にふさわしい水準・量の学修に基づいた内容の「学修成果」を必ず各自で作成します。

「学修成果」の内容，作成上の注意点等については，第３章で詳しく説明します。

(5) 機構に学位授与の申請をする

所定の単位をすべて修得し，「学修成果」が作成できれば，いよいよ当機構に学位授与の申請手続を行います。機構では，年２回（４月，10月の指定された期日までに）申請を受け付けています。

申請の際には，申請者自身が作成する「単位修得状況等申告書」，「学修成果」に加えて，単位を修得した学校が発行する「単位修得証明書」など，複数の書類の提出が必要となります。日程に余裕をもって準備を進めてください。

申請時に必要な書類，諸手続等については第４章で詳しく説明します。

(6) 試験を受ける

申請が受理された後，当機構が指定した日時に試験を受けます。

試験は，学修成果に示された学修の内容が学力として確かに定着していること，また，その学力が，審査を希望する専攻において期待される学士の水準に現時点で到達していることを確認するために行われ，提出された学修成果の内容に関連する事項について，原則として小論文の形式で課されます。専攻の区分に「音楽」，「美術」，「演劇」のいずれかを選択し，レポート以外の「学修成果」を提出した者については，小論文に代えて面接による試験を行います。

(7) 審査に合格する

学位授与の可否に係る審査は，「修得単位」，「学修成果・試験」のそれぞれについて行われます。修得単位の審査では，機構が定める単位修得の要件を満たすように単位が修得されているか否かを判定します。学修成果と試験の結果はあわせて審査され，学修成果の内容および申請者の学力が学士の水準に到達しているか否かを判定します。これらの「修得単位」および「学修成果・試験」がともに「可」と判定された場合に「合格」となり，学士の学位が授与されます。

なお，当機構では，専門分野ごとに大学の教授を学位審査会専門委員として選任し，修得単位の審査，小論文試験問題の出題および面接試験の実施，学修成果・試験の審査など，専門的な見地からの判断が必要とされる事項については，すべて専門委員の高い学識と豊富な経験に基づいて実施しています。

6　機構が授与する学士の学位

以上のような手続を経て当機構が授与する学士の学位は，大学がその卒業者に対して授与する学士の学位と法令上何ら区別がないのはもちろんのこと，単位の修得から審査までの学位取得の過程をみても，大学が授与する学士の学位と実質的に全く同等であるといえます。

なお，機構が授与する学士の学位には，次表に示すように，あなたが選択した専攻の区分に応じて，**28種類の専攻分野の名称**が付記されます。たとえば専攻の区分「国語国文学」を選択した場合，学位記には「学士（文学）」のように記載されます。専攻の区分「比較文化」，「地域研究」，「国際関係」，「科学技術研究」を選択した場合には，学位に付記する専攻分野の名称として「教養」または「学芸」のいずれか一つを申請時に選択します。

表　専攻の区分，および対応する学位に付記する専攻分野の名称

専攻の区分	専攻分野の名称
国語国文学	文学
英語・英米文学	
独語・独文学	
仏語・仏文学	
中国語・中国文学	
ロシア語・ロシア文学	
歴史学	
哲学	
心理学	
宗教学	
教育学	教育学
神学	神学
社会学	社会学
社会福祉学	
比較文化	「教養」または「学芸」を選択すること
地域研究	
国際関係	
科学技術研究	
社会科学	社会科学
法学	法学
政治学	政治学
経済学	経済学
商学	商学
経営学	経営学
数学・情報系	理学
物理学・地学系	
化学系	
生物学系	
総合理学	
薬科学	薬科学

専攻の区分	専攻分野の名称
看護学	看護学
検査技術科学	保健衛生学
臨床工学	
放射線技術科学	
理学療法学	
作業療法学	
言語聴覚障害学	
視能矯正学	
鍼灸学	鍼灸学
口腔保健衛生学	口腔保健学
口腔保健技工学	
柔道整復学	柔道整復学
栄養学	栄養学
機械工学	工学
電気電子工学	
情報工学	
応用化学	
生物工学	
材料工学	
土木工学	
建築学	
社会システム工学	
芸術工学	芸術工学
商船学	商船学
農学	農学
水産学	水産学
家政学	家政学
音楽	芸術学
美術	
演劇	
体育学	体育学

❷　単位の修得

「基礎資格を有する者」が当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには，科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を新たに積み上げる必要があります。この章では，単位の修得方法，修得すべき単位数などについて詳しく説明します。学位の申請手続を始めるまでに終えておかねばならない学修の構造と内容を理解し，単位修得のための学修計画を立ててください。

1　単位の修得方法

1.1 単位の修得先

「基礎資格を有する者」が，当機構の制度により学士の学位を取得しようとする場合に新たに修得する単位*には，次表の(1)～(3)の単位が該当します。これらのいずれかに該当する単位であれば，組み合わせて修得することも，異なる複数の大学等で修得することもできます。

(1)	大学の単位**	ア　科目等履修生***として修得した単位
		イ　特別の課程履修生****として修得した単位
		ウ　大学の学生として修得した単位
		エ　大学院の学生として修得した単位
(2)	短期大学，高等専門学校の専攻科のうち当機構が認定した専攻科（**認定専攻科**といいます。）の単位*****（科目等履修生として修得した単位を含む）	
(3)	大学専攻科の単位	

*　本冊子における「単位」は，わが国の法令に基づくものです。

**　大学通信教育（放送大学を含みます。）の単位も該当します。ただし，大学の別科および専門職大学で修得した単位は該当しません。

***　科目等履修生の制度は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）および大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定められています。各大学の科目等履修生の受入れについては，直接当該大学に照会してください。なお，機構では『科目等履修生制度の開設大学一覧』をウェブサイト上で公開しています。
（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/）

****　特別の課程（履修証明プログラム）履修生の制度は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定められています。各大学の特別の課程履修生の受入れについては，直接当該大学に照会してください。

*****　**現在は認定されている専攻科であっても，認定される以前に修得した単位は該当しません。**
当機構では認定された専攻科の学生募集の概要，認定年月日等を記載した『機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧』をウェブサイト上で公開しています。
（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html/）

1.2 履修の方針

単位の修得にあたっては，専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに，幅広く深い教養および総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければなりません。

短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等ですでに修得した単位とあわせて，上記の趣旨に適合するように大学等で授業科目を履修して，単位を修得することが必要です。

1.3 修得単位の区分

機構では，1.2に示した履修の方針の趣旨に適合するように単位が修得されているかを審査するために，**図３**のように，修得単位を**「専攻に係る単位」**と**「専攻に係る単位以外の単位」**の２つに大きくわけ，さらに**「専攻に係る単位」**を**専門的な内容の授業科目の単位**（**「専門科目の単位」**といいます。）と**専門に関連する授業科目の単位**（**「関連科目の単位」**といいます。）に区分して，それぞれについて修得すべき単位数など，単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」といいます。）を定めています。

図３ 修得単位の区分

(1)　それぞれの専攻において，どのような内容の授業科目の単位が「専門科目の単位」，「関連科目の単位」に該当するのかについては，本冊子の51～119ページに専攻の区分ごとに**「専攻に係る授業科目の区分」**として示してあります。あなたが学位の取得を希望する（審査を希望する）専攻の区分に該当するページを必ず参照し，確認してください。

なお，「専門科目の単位」，「関連科目の単位」のいずれにも該当しない授業科目の単位は，「専攻に係る単位以外の単位」に区分されます。

(2)　申請にあたっては，あなたが修得した単位を，あなた自身で**「専攻に係る授業科目の区分」**ごとに分類し，申告する必要があります。（→p.17）

(3)　申告した単位は，適切に分類されているか審査されます。そのため，あなたの申告どおりに区分されるとは限りません。（→p.45，134～135）

2　単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」）

当機構の学位授与制度により学士の学位を取得するために学修すべき年限，修得すべき単位数等は，「基礎資格を有する者」（→p. 1）の表中の(1)～(8)のいずれの項目に該当するかによって異なります。

また，「(1) 短期大学を卒業した者」，「(6) 専門学校を修了した者」の場合には，卒業（修了）した短期大学，専門学校の修業年限等によっても異なります。

この冊子では，次に示すとおり，「基礎資格を有する者」を３つの区分（「基礎資格を有する者の区分」といいます。）に分けて，単位修得の要件を説明します。自分がどの区分に該当するのかを確認して，それぞれ指示されたページに進んでください。

基礎資格を有する者の区分

第１区分

A.	修業年限２年の短期大学を卒業した者（専門職大学前期課程（２年制）を修了した者を含む）	2.1（→p. 11）へ
B.	高等専門学校*を卒業した者	
C.	修業年限が２年以上で，かつ，課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上（単位制および通信制の学科においては，課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の専門学校を修了した者	
D.	外国において学校教育における14年の課程を修了した者	
M.	一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者	
N.	専門職大学の学生**として２年以上在学し62単位以上を修得した者	

*　高等専門学校とは，卒業時「準学士」の称号が授与される，修業年限が５年（商船に関する学科は５年６か月）の高等教育機関です。

**　ここでいう専門職大学には，前期課程と後期課程に区分された専門職大学を含みません。また，専門職大学の学生には，科目等履修生および特別の課程履修生を含みません。

第２区分

E.	修業年限３年の短期大学***を卒業した者（専門職大学前期課程（３年制）を修了した者を含む）	2.2（→p. 13）へ
F.	修業年限が３年以上で，かつ，課程修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上（単位制および通信制の学科においては，課程修了に必要な総単位数が93単位以上）の専門学校を修了した者	
G.	旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者	
H.	外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者	
O.	専門職大学の学生**として３年以上在学し93単位以上を修得した者	

***　短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限が３年の短期大学を卒業した者は，第１区分に該当します。

第３区分

I.	大学の学生****として２年以上在学し62単位以上を修得した者	2.3（→p. 15）へ

****　通信教育課程の学生を含みます。科目等履修生，特別の課程履修生および大学院生は含みません。

このページ（p. 11～p. 12）では，「基礎資格を有する者の区分」が第１区分に該当する方が，どのように単位を修得すればよいかを説明しています。

2.1 第１区分の単位修得の要件

短期大学，高等専門学校，専門学校，一定の要件を満たす高等学校等専攻科等を卒業（修了）してから満２年が経過しており*，次の(1)～(4)**の要件をすべて満たすように単位を修得すると**，当機構に学位授与の申請を行うことができます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

短期大学，高等専門学校を卒業した後あるいは専門学校，高等学校等専攻科等を修了した後に，**２年以上にわたって授業科目を履修し，62単位以上**を修得します。

この要件を満たすための単位は，**1.1「単位の修得先」**（→p. ８）に示した，**大学の単位，認定専攻科の単位，大学専攻科の単位**でなければなりません。卒業（修了）した短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等での修得単位数にかかわらず，大学の単位，認定専攻科の単位等を２年以上にわたって授業科目を履修し，62単位以上修得することが必要です。

＊高等学校等専攻科で修得した単位は，「大学，認定専攻科等で修得した単位」として用いることはできません。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」（専門科目の単位＋関連科目の単位）は，短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等ですでに修得した専攻に係る単位とあわせて，

Ａ　「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし（→p. 17），

かつ，

Ｂ　合計62単位以上

となるように修得します。

ただし，

Ｃ　うち31単位以上は，短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等を卒業（修了）した後に，

専門科目の単位を含めて，1.1（→p. ８）に示した単位を修得しなければなりません。

A　**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」**については，３（→p. 17）を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」（関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位）を，短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等ですでに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて，

合計24単位以上

となるように修得します。

(4) 外国語の単位の修得

修得単位には，**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国語の単位とは，日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」，「独語・独文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には，当該外国語（この例ではそれぞれ英語，ドイツ語）以外の外国語の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお，この外国語の単位は，短期大学，高等専門学校，専門学校，高等学校等専攻科等ですでに修得した単位，あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位，認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

(5) 複数回にわたる学位取得

すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際には，この制度による直近の学位取得時より後に，大学，認定専攻科または大学専攻科において授業科目を履修し，新たに申請する専攻の区分における専攻に係る単位（専門科目の単位＋関連科目の単位）を専門科目の単位を含めて16単位以上修得しなければなりません。

＊　当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については，在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは，「❹ 申請」の「８　短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請」（→p. 42）を参照してください。

このページ（p. 13〜p. 14）では，「基礎資格を有する者の区分」が第２区分に該当する方が，どのように単位を修得すればよいかを説明しています。

2.2 第２区分の単位修得の要件

短期大学，専門学校等を卒業（修了）してから満１年が経過しており*，次の**(1)〜(4)の要件をすべて満たすように単位を修得すると**，当機構に学位授与の申請を行うことができます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

短期大学を卒業した後あるいは専門学校等を修了した後に，

１年以上にわたって授業科目を履修し，31単位以上を修得します。

この要件を満たすための単位は，**1.1「単位の修得先」**（→p. 8）に示した，**大学の単位**，**認定専攻科の単位**，**大学専攻科の単位**でなければなりません。卒業（修了）した短期大学，専門学校等での修得単位数にかかわらず，大学の単位，認定専攻科の単位等を１年以上にわたって授業科目を履修し，31単位以上修得することが必要です。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」（専門科目の単位＋関連科目の単位）は，

短期大学，専門学校等ですでに修得した専攻に係る単位とあわせて，

A　**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし**（→p. 17），

かつ，

B　**合計62単位以上**

となるように修得します。

ただし，

C　うち**16単位以上**は，短期大学，専門学校等を卒業（修了）した後に，**専門科目の単位を含めて**，1.1（→p. 8）に示した単位を修得しなければなりません。

A　**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」**については，３（→p. 17）を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」（関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位）を，短期大学，専門学校等ですでに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて，

合計24単位以上

となるように修得します。

(4) 外国語の単位の修得

修得単位には，**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国語の単位とは，日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」，「独語・独文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には，当該外国語（この例ではそれぞれ英語，ドイツ語）以外の外国語の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお，この外国語の単位は，短期大学，専門学校等ですでに修得した単位，あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位，認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

(5) 複数回にわたる学位取得

すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際には，この制度による直近の学位取得時より後に，大学，認定専攻科または大学専攻科において授業科目を履修し，新たに申請する専攻の区分における専攻に係る単位（専門科目の単位＋関連科目の単位）を専門科目の単位を含めて16単位以上修得しなければなりません。

＊ 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については，在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは，「❹ 申請」の「８　短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請」（→p. 42）を参照してください。

このページ（p. 15〜p. 16）では，「基礎資格を有する者の区分」が第３区分に該当する方が，どのように単位を修得すればよいかを説明しています。

2.3 第３区分の単位修得の要件

大学に在学した期間を含めて満４年が経過しており*，次の**(1)〜(4)の要件をすべて満たすように単位を修得すると**，当機構に学位授与の申請を行うことができます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

大学の学部学生として大学に２年以上在学し，62単位以上を修得した後，その大学に在学した期間および修得した単位を含めて**「４年以上**にわたって授業科目を履修し，124単位以上」**を修得します。

この要件を満たすための単位は，**1.1「単位の修得先」**（→p. ８）に示した，**大学の単位**，**認定専攻科の単位**，**大学専攻科の単位**でなければなりません。短期大学および高等専門学校の学科，専門学校等で修得した単位はこの要件を満たす単位には該当しません。

(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」（専門科目の単位＋関連科目の単位）は，
すでに卒業または退学した大学において修得した専攻に係る単位等とあわせて，

Ａ　「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし（→p. 17），

かつ，

Ｂ　合計62単位以上

となるように修得します。

Ａ　**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」**については，３（→p. 17）を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」（関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位）を，すでに卒業または退学した大学で修得した専門科目の単位以外の単位等とあわせて，

合計24単位以上

となるように修得します。

(4) 外国語の単位

修得単位には，**外国語の単位を必ず含まなければなりません。**

ここでいう外国語の単位とは，日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」，「独語・独文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には，当該外国語（この例ではそれぞれ英語，ドイツ語）以外の外国語の授業科目を履修し単位を修得する必要があります。

(5) 複数回にわたる学位取得

すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際には，この制度による直近の学位取得時より後に，大学，認定専攻科または大学専攻科において授業科目を履修し，新たに申請する専攻の区分における専攻に係る単位（専門科目の単位＋関連科目の単位）を専門科目の単位を含めて16単位以上修得しなければなりません。

＊ 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については，在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは，「❹ 申請」の「8　短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請」（→p. 42）を参照してください。

＊＊ 大学院の在学期間を含みます。

3　専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構では，専攻に係る専門の学芸が体系的に履修されているかについての審査を，**「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」**（→p. 51～p. 119）により行うこととしています。

学位の取得（審査）を希望する専攻の区分に該当するページ，ならびに以下の説明をよく理解し，大学，認定専攻科等でさらに履修しなければならない授業科目および修得すべき単位数を各自で判断してください。

3.1 専攻に係る授業科目の区分と修得すべき単位数

(1) 専攻に係る授業科目は，「専門科目」と「関連科目」に分けられ，さらに授業科目の内容や授業の方法（講義，演習，実習など）により区分されています（**「専攻に係る授業科目の区分」**といい，それぞれ「○○○に関する科目」のように表記されます。）。

専攻の区分によっては，複数の「専攻に係る授業科目の区分」がまとまって「群」として示されている場合もあります。

(2) 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を示す表には，「専門科目」，「関連科目」，「群」，「専攻に係る授業科目の区分」ごとに修得すべき単位数が示されています。

(3) 「専門科目の例」には，それぞれの「専攻に係る授業科目の区分」に該当する一般的な授業科目名の例を挙げています。「専門科目の例」に示されている授業科目名は，あくまでも例であり，「専門科目の例」とまったく同一の名称の授業科目を履修しなければならないというものではありません。

3.2「専攻に係る授業科目の区分」による修得単位の分類

申請の際には，あなたが修得したすべての単位について，履修した授業科目の名称や内容により，「専攻に係る授業科目の区分」（○○○に関する科目）のいずれの単位に該当するのか（いずれにも該当しない授業科目の単位は「専攻に係る単位以外の単位」となります。）を各自で判断し，「単位修得状況等申告書」を作成する必要があります。

まずは，「基礎資格を有する者」に該当することとなった学校で修得した単位について分類・整理を行ってください。その上で，大学，認定専攻科等でさらにどのような内容の授業科目を履修しなければならないかを各自で判断し，履修してください。

「専攻に係る授業科目の区分」は，この制度のために定められた区分です。したがって，たとえば単位を修得した大学で教養的科目と位置付けられている科目の単位が，この制度では「専門科目の単位」に分類される場合もあります。

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準（例：専攻の区分「看護学」）

専攻の区分	専攻分野の名称
31　看護学	看　護　学

看護とは，現にある，あるいはこれから起こる可能性のある健康問題に対する人間の反応を診断し，ケアすることである。看護学とは，このような健康と病気をめぐる看護に関する理論や知識，技術を生み出し活用するための学問分野である。学士のレベルでは，専門科目としてＡ群の７つの科目のうち「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」の区分の科目を含む 16 単位以上を，Ｂ群の実習科目として「看護学に関する実習科目」を 16 単位以上学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分		
	専門科目（40 単位以上）←「専門科目」の必要単位数	
「群」	【Ａ群（講義・演習・実験科目）】（16 単位以上） ○基礎看護学に関する科目 ○母性看護学に関する科目 ○小児看護学に関する科目 ○成人看護学に関する科目 ○老人看護学に関する科目 ○精神看護学に関する科目 ○地域看護学に関する科目 【Ｂ群（実習科目）】（16 単位以上） ○看護学に関する実習科目	左の区分のうち「基礎看護学に関する科目」「母性看護学に関する科目」「小児看護学に関する科目」及び「成人看護学に関する科目」の区分の科目を含むこと ←「群」「専攻に係る授業科目の区分」の選択条件 「群」ごとの必要単位数
	関連科目（４単位以上）←「関連科目」の必要単位数	
	◇医学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	

※上記の「専門科目」「関連科目」のいずれにも該当しない授業科目の単位は，「専攻に係る単位以外の単位」に分類されます。

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習・実験科目）】

○基礎看護学に関する科目
看護学概論，基礎看護技術，臨床看護学総論，看護科学論，看護哲学，看護倫理，看護史，看護制度論，看護管理論，看護教育論，看護研究など

○母性看護学に関する科目
母性看護学概論，母性臨床看護学，母性看護援助論，母性看護方法論，助産学概論，基礎助産学，助産診断学，助産技術学，助産診断・技術学，助産業務管理，助産管理など

○小児看護学に関する科目
小児看護学概論，小児臨床看護学，小児看護援助論，小児看護方法論など

○成人看護学に関する科目
成人看護学概論，成人臨床看護学，成人看護援助論，成人看護方法論など

○老人看護学に関する科目
老人看護学概論，老年看護学概論，老人臨床看護学，老年看護援助論，老年看護方法論など

○精神看護学に関する科目
精神看護学概論，精神保健看護学，精神看護援助論，リエゾン精神看護論など

○地域看護学に関する科目
地域看護学，公衆衛生看護学概論，地域看護方法，地区活動論，家族相談援助論，保健指導総論・各論，在宅看護論，産業保健看護学など

【Ｂ群（実習科目）】

○看護学に関する実習科目※
基礎看護学実習，母性看護学実習，助産学実習，小児看護学実習，成人看護学実習，老人看護学実習，精神看護学実習，地域看護学実習など

※短期大学及び専修学校専門課程のうち２年課程（通信制）の場合に限り，「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成 13 年１月５日　健政発第５号），「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日　医政発 0331 第 21 号）における紙上事例演習で修得した単位を，看護学に関する実習科目として申告することができます。

❸ 「学修成果」の作成

当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには，大学等において所定の単位を修得するとともに，「学修成果」と呼ばれるレポート等を作成することが必要です。当機構では，学士の学位取得を希望する者の学力が，学士の水準に達しているか否かを審査するための資料として「学修成果」の提出を求めています。この章では，審査の資料としての「学修成果」に求められている内容，作成上の注意点などについて詳しく説明します。

1　「学修成果」とは

「学修成果」とは，学位の取得を希望する専攻の区分に即した特定のテーマ（課題）についての学修の成果をいい，テーマはあなたがすでに単位を修得した授業科目のうち「専門科目」に該当すると判断した授業科目を基礎として，自ら設定します。

なお「学修成果」は，次のとおり形態が定められています。

① 「学修成果」の形態は，レポートとします。

② 専攻の区分「音楽」,「美術」,「演劇」については，次表のように「学修成果」の形態を選択して提出することができます。

専攻の区分	「学修成果」の形態
「音楽」	演奏・創作またはレポート
「美術」「演劇」	作品またはレポート

③ レポートには補足資料を添付することができます。

④ 「学修成果」がレポートの場合は，レポートの「要旨」も提出してください。

⑤ 「学修成果」が演奏・創作または作品の場合は,「説明書」も提出してください。

2　「学修成果」作成の際に留意すべき倫理的配慮

学修成果を作成する際には，次のような倫理的配慮が必要です。

(1) 学修成果が研究グループなどによる共同研究・調査に基づく場合は，共同研究・調査者の了承を得た上で，学修成果の中に共同研究・調査であることを明記し，あなた自身の果たした役割を明確に示すこと。

(2) 人を対象とする実験や，アンケート等の調査を行う場合には，次の各項目を遵守し，どのような倫理的配慮をしたかを学修成果に記載すること。

① 個人が特定できるようなデータが得られた場合には，学修成果を作成する際に，個人の氏名，生年月日，詳細な住所などの情報を学修成果の中で示さないなど，個人の特定ができない内容としなければなりません。

② 対象となる人に，事前に，実験や調査の過程に関する説明を行い，自由意思に基づいて実験や調査の対象となることへの同意（インフォームド・コンセント）を得ることが求められます。

③ 保存されている試料やデータなどを用いて実験や調査を行う場合には，試料やデータを保存している機関の倫理審査委員会もしくは施設責任者の承認を得ることが求められます。

(3) 動物を対象とする実験や調査を行う場合には，できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によるなど，動物愛護の観点から適切なものとするよう留意し，どのような倫理的配慮をしたかを学修成果に記載すること。

(4) 人体への危険を伴う実験・実習・制作を行う際には，安全に対して十分な注意を払うこと。

(5) 個人が特定できるようなデータが得られた場合には，そのデータは適切に管理すること。破棄する際にも適切に処理すること。

(6) 盗用（剽窃），データのねつ造や改ざん等の不正行為を行わないこと。

① 盗用（剽窃）

ア 盗用（剽窃）とは，他人のアイデアやデータ，研究成果を適切な引用をせずに使用することを指します。他人の文章や作品を，自分の文章や作品であるかのように偽ることは許されません。

イ 先行研究の内容を論文などから引用する場合は，引用した文章を引用符で囲み，出典を示さなければなりません。文献などの文章をそのまま引用するのではなく，自分の言葉で表現しなおして記載するときにも，出典を記載しなければなりません。ただし，一般常識となっている情報，歴史的事実，科学の原理など，広く知られている情報は引用として扱う必要はありません。

ウ ウェブサイト上に公開されている文章もしくは図表を，出典を明示せずに学修成果に記載することも，盗用と見なされます。

エ 先行する知見の無視や不適切な引用も不正行為の一種です。自分の学修成果のなかで，どの部分が先行研究に依拠していて，どの部分が自分独自のものかを，明確に区別して示す必要があります。

② データのねつ造と改ざん

ア 存在しないデータをあたかも存在するかのように示すことをねつ造と呼びます。また存在するデータを変造することや偽造することを改ざんと呼びます。改ざんには，都合の良いデータのみを用いること，あるいは都合の悪いデータを除外することも含まれます。ねつ造や改ざんを行うことは許されません。

イ 自分の推論に合わせた数値の操作だけでなく，画像などのデータの操作も，ねつ造・改ざんにあたります。

ウ 実験や調査から，推定の範囲外の数値（はずれ値）が得られたときに，それを根拠なく分析の対象外とすることは不適切です。

なお，人や動物を対象とする学術研究に係る倫理の問題について詳しく知りたいときは，以下に挙げるような，人を対象とする医学系研究，ゲノム・遺伝子解析，動物実験に関する指針等を参照してください。

[1]文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1859_01.pdf

[2]文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1859_03r2.pdf

[3]厚生労働省「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf

3　「学修成果」をレポートとする場合

レポートは，学位の取得を希望する者が，選択した専攻の区分において学士の水準の学力を有しているかどうかを審査する資料として提出を求めているものです。したがって，それぞれの専攻において学士の水準として十分な学力を身につけていること，また，相応の量の学修に基づいて作成されていることが判定できる内容でなければなりません。

レポートの内容は，各自が設定したテーマについて，根拠に基づいてあなた自身の考察・意見を論述したものであることが求められます。ただし，調査や実験を必須とするものではありません。また，指導教員の指導のもとに作成されたものである必要はありません。

「単に統計や調査の結果を述べただけのもの」，「事例研究などにおいて事実の推移を単に記録しただけのもの」，「文献等を単に要約しただけのもの」，「外国語の論文等を単に翻訳しただけのもの」など，「あなた自身の考察や意見がないもの」や「主張や感想を根拠なく述べただけのもの」は，この制度におけるレポートの内容としては不適切です。

(1) レポートの作成者

レポートを連名で作成することは認められません。

(2) レポートのテーマ設定

① レポートを作成する場合は，審査を希望する専攻の区分の学問分野に即した具体的なテーマを設定する必要があります。専攻と関連のないテーマを設定した場合，レポートのテーマ設定が不適切と判定されます。

② レポートで取り上げた対象が審査を希望する専攻の区分にかかわるものであっても，その専攻の立場から論述されていない場合には，レポートのテーマ設定が不適切と判定されます。たとえば，専攻の区分「看護学」を選択する場合に，レポートの内容が専ら医学的視点からのみ書かれており，「看護学の視点を欠いている」場合などが該当します。

(3) **レポートの内容**

レポートの内容については，次の点に留意してください。

① 設定したテーマ（課題）の目的や意義が明確に示されていること。

② 設定したテーマについての関連する文献や資料等（先行研究）による学修が踏まえられていること。また，その内容についての十分な知識・理解に基づいて書かれたものであること。

③ 設定したテーマに対して，適切な方法（文献研究，調査，実験など）を用いた学修がなされていること。また，その学修の内容や成果が十分に記述されていること。

④ ③の学修の成果に基づいて，あなた自身の考察ならびに結論が述べられていること。

⑤ 結論に至る過程や，考察の根拠が明瞭かつ論理的に述べられていること。

⑥ 文献・資料等の引用が適切になされていること。

ア 文章・図表等を引用する場合は，引用部分を「　　」等で明示するとともに，出典としてその著者名，文献名，発行年やページを明らかにすること。

イ あなた自身の意見や考察と参考文献からの引用等の内容とが判別できるように書かれていること。

ウ レポートを作成する上で参考にした文献，資料等については，レポートの最後に適切な形式にしたがって参考文献としてまとめて提示すること。

⑦ 調査や実験などに基づいたレポートを提出する場合は，次のア～オにも留意してください。

ア 調査対象，調査方法，実験方法，実験材料，事例の選択等が適切であること。文献等から事例や用例を引用する際には，引用の根拠が十分に示されていること。また，調査や実験にあたり倫理的配慮が必要な場合には，２(→p. 20)で述べた倫理的配慮が十分になされていること。

イ 調査結果の分析，実験結果の解析に，適切な方法が用いられていること。（また，その方法を用いることの根拠が示されていること。）

ウ 用いた分析や解析の方法に対して，ふさわしいデータ（データ数，サンプル数，再現性など）が得られていること。

エ 調査結果，実験結果，開発した装置やプログラムなどについて十分な記述がなされていること。

オ 調査の分析結果や実験結果の解釈が明瞭に述べられていること。

⑧ **研究グループなどによる共同研究・調査に基づく場合には，そのことをレポート中に明記すること。**ただし，あなた自身の問題意識や考察，あなたが共同研究・調査のなかで果たした役割が明確に示されていないものは，この制度におけるレポートとしては不適切です。なお，共同で行った研究などに基づく場合にも，レポートの全文を必ずあなた自身が執筆しなければなりません。（→p. 131）

⑨ **学修成果のレポートは過去に大学等に提出した卒業論文やレポートと同一，または，ほぼ同一のものであってはいけません。（→p. 132）**

⑩ すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際に提出するレポートの内容は，過去に学位を授与された際に提出したレポートの内容と同一，または，ほぼ同一なものであってはいけません。

(4) **レポートの文章等**

① 「レポートの長さ」，「目次」などについて，機構の要求する形式にしたがって書かれていること。

② 文章が簡潔，明瞭に書かれていること。誤字，脱字がないこと。

③ 図表等の書き方が適切であること。また，それらについての説明が十分なされていること。

(5) **レポートの形式**

① 構成

レポートの本文は，基本的に序論（はじめに，問題設定），本論，結論（おわりに）から構成されます。その構成は，学問分野ごとに異なりますので，先行研究の例などを参考にして，明瞭な構成のレポートにしてください。また，各章節には見出しを付けてください。

② 様式，ページ数等

様式，ページ数は，次表のとおりとしてください。

	様　　式	ページ数（図表・参考文献一覧等を含む）
文書作成ソフト（ワープロ）を使用する場合	Ａ４判 （40字×30行）	10～17ページ*

＊　レポートには補足資料を添付することができます。補足資料はレポートの「ページ数」に含まれません。

③ 日本語で作成してください。

④ 縦書き，横書きは自由です。

⑤ 表紙および目次が必要です。

⑥ 表紙には「専攻分野の名称」，「専攻の区分」，「テーマ名」，「氏名」を記載してください。（→p. 25）

⑦ 目次には項目（章や節）ごとにページ番号を必ず記載してください。

⑧ レポートを作成する上で参考にした文献については，レポートの最後に参考文献一覧としてまとめて明示してください。（→p. 25）

⑨ 表紙および目次を除くすべてのページには必ずページ番号を付してください。（参考文献一覧もページ数に含みます。）

⑩ レポートの補足資料は，Ａ４判で10ページ以内にしてください。（→p. 131）

⑪ 専攻の区分「芸術工学」を選択し，レポートの補足資料として，作品の写真等を提出する場合の提出形態，説明書の添付等については，専攻の区分「美術」で学修成果を作品とする場合の提出方法を参照してください。（→p. 28）

(6) レポートの要旨

学修成果としてレポートを提出する場合，次のとおりレポートの要旨を提出しなければなりません。

① 様式等

様　　式	記　入　事　項
Ａ４判１枚に1,000字程度 （800～1,200字）	「専攻分野の名称」,「専攻の区分」,「氏名」,「テーマ名*」, 「レポートの内容の要旨」

＊ レポートとレポートの要旨のテーマ名が完全に一致していることを確認してください。

② 日本語で作成してください。

③ 縦書き，横書きはレポートにあわせてください。

〔レポート等の様式〕

① レポート

② レポートの要旨（片面１枚）

①レポートと②レポートの要旨のテーマ名が完全に一致していることを確認する

レポートおよびレポートの要旨は，当機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。
掲載場所：「学位の授与」→「学位授与申請に関する各種様式」を順にクリックし，下の方にスクロールすると様式があります。
ＵＲＬ　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html

(7) **ＰＤＦファイルの作成**

レポートとレポートの要旨は，ＰＤＦファイルを学位授与電子申請システムからアップロードすることにより提出してください。

なお，ＰＤＦファイルを作成する際は，次の点に留意してください。

① 必ず「.pdf」の拡張子が付く形式で作成してください。(→下記参考③)

② 使用する全てのフォントを埋め込んでください。(→下記参考④)

③ 画像の解像度を必要以上に落とさないようにしてください。(→下記参考⑤)

④ ファイルサイズの上限は，レポートが10ＭＢ，レポートの要旨が１ＭＢです。

⑤ 編集不可，印刷不可等のセキュリティ設定を行わないでください。

⑥ 作成したＰＤＦファイルは，アップロード前にプリンターで印刷し，元のファイルと比較して，意図どおりの内容になっていることを確認してください。

(参考) Ｗｏｒｄファイルから ＰＤＦファイルへの変換方法

(Ｗｏｒｄ2010，2013，2016の場合)

① 画面上部メインメニューの「ファイル」から「名前を付けて保存」を選択します。

② ＰＤＦファイルを保存するフォルダを選択します。

③ 「ファイルの種類」で「ＰＤＦ (*pdf)」を選択します。

④ 「ツール」から「保存オプション」を選択し，「ファイルにフォントを埋め込む」にチェックを入れ，「ＯＫ」をクリックします。

⑤ 「ツール」から「図の圧縮」を選択し，適切な解像度（通常は220ppi）を選択し，「ＯＫ」をクリックします。(画像データが含まれている場合のみ。)

⑥ 「保存」をクリックします。

4　学修成果を「演奏」または「創作」とする場合（専攻の区分が「音楽」の場合）

(1) **専攻の区分「音楽」を選択し，学修成果を「演奏」または「創作」とする場合は，次表のとおり提出してください。**

学修成果	提出形態（→p. 31）	作　成　上　の　注　意	制作時期	提出部数
演　奏	ＤＶＤ	①　声楽は10分以上15分以内，ピアノ・器楽・指揮は15分以上30分以内の演奏とする。ただし，管・打楽器は10分以上30分以内とする。なお指揮は，「室内楽以上の編成の曲を演奏するオーケストラ」，「ピアノあるいは電子オルガン奏者２名以上の演奏」または「合唱」の指揮とする。 ②　ＤＶＤ１枚に標準モードで収録し，汎用性をもたせるため**ファイナライズ**[*1]すること。 ③　「専攻の区分」,「演奏の種類」,「テーマ名」,「氏名」,「演奏時間」を表面とケースに記入すること。 ④　あなた個人の演奏を収録すること。 ⑤　映像の冒頭に演奏者（あなた）の上半身アップを必ず収録すること。また，演奏時の演奏者の顔が判別でき，手元等がよく見えるように収録すること。(伴奏者がいる場合は，冒頭部分に伴奏者の手元についてもよく見えるように収録すること。) ⑥　収録は通して行うこと。複数回に分けて収録したものを合成しないこと。 ⑦　収録したＤＶＤの画質，音質を確認すること。	申請前６か月以内の１日	同じＤＶＤを５枚
創　作	楽譜またはオーディオメディア等	①　15分以上30分以内の作品とする(複数曲も可)。 ②　楽譜を提出する場合は「テーマ名」，「氏名」を記入すること。 ③　オーディオメディア（ＣＤ等）を提出する場合は１本に収録すること。 ④　あなた個人の作品を提出すること。編曲は不可とする。 ⑤　オーディオメディアには「専攻の区分」，「テーマ名」,「氏名」,「演奏時間」を記入すること。	申請前６か月以内	同じ楽譜を５部 または 同じオーディオメディア等を５本

*1　**ＤＶＤ等で提出する場合は，必ずファイナライズ（他機器で再生可能とする処理）を行うこと。**

(2) **専攻の区分「音楽」を選択し，学修成果を「演奏」または「創作」とする場合は，次表のとおり学修成果の説明書を提出してください。**

学修成果	様式（→ｐ. 31）	説　明　書　の　記　載　項　目		提出部数
演　奏	Ａ４判用紙 片面１枚に 1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 演奏の種類[*2] 氏名 演奏時間	テーマ名 演奏収録の時期・場所 演奏曲目 選曲の理由 演奏の特徴 演奏において留意した点	５部
創　作	Ａ４判用紙片面１枚に1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 演奏の種類 氏名 演奏時間	テーマ名 創作の時期 創作の経緯 創作の特徴 創作において留意した点	５部

*2　「演奏の種類」については，次の例を参考に，作品の様態がよく分かるような用語で記載してください。
声楽，ピアノ，電子オルガン，クラリネット（など楽器名），オーケストラの指揮など

5　学修成果を「作品」とする場合（専攻の区分が「美術」の場合）

(1) **専攻の区分「美術」を選択し，学修成果を「作品」とする場合は，次表のとおり提出してください。**

① 複数の「作品」を提出することができますが，面接試験の時間内(→p. 43)に質疑応答が可能な程度の作品数としてください。

② 提出する「作品」は，あなたが個人で制作したものに限ります。ただし，複数の「作品」を提出する場合にのみ，その一部として共同制作の「作品」を提出することができます。その場合は，「作品」の説明書に制作において担当した部分を明示してください。

学修成果	提出形態 (→p. 32)	作　成　上　の　注　意	制作時期	提出部数
絵　画 彫　刻 工　芸 デザイン インスタレーション 写　真 マンガ など	写　　真	① 作品の全体がよく分かるように撮影すること。 ② 作品と背景の境がはっきり分かるように撮影すること。 ③ 写真は２Ｌサイズにプリントし，Ａ４判の台紙（厚手のケント紙程度のもの）にはがれないようにのり付けすること。 ④ 写真を貼った台紙の下方に「専攻の区分」,「テーマ名」,「氏名」を記入すること。 ⑤ 写真の裏面に「専攻の区分」および「氏名」を記入すること。	申請前 １年以内	１作品について５枚以内を１セットとし，**同じものを５セット** ※複数の作品を提出する場合は，各５セットずつ必要です。
映　像	ＤＶＤ	① ＤＶＤ１枚に30分以内に収録し，汎用性をもたせるため**ファイナライズ**[*3]すること。 ② 「専攻の区分」,「テーマ名」,「氏名」を表面とケースに記入すること。 ③ 収録したＤＶＤの画質，音質を確認すること。	申請前 １年以内	同じＤＶＤを ５枚

*3 **ＤＶＤ等で提出する場合は，必ずファイナライズ（他機器で再生可能とする処理）を行うこと。**

(2) **専攻の区分「美術」を選択し，学修成果を「作品」とする場合は，次表のとおり学修成果の説明書を提出してください。**

様式 (→p. 32)	説　明　書　の　記　載　項　目		提出部数
Ａ４判用紙 片面１枚に 1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 作品の種類[*4] 氏名	テーマ名 制作の時期・場所（○年○月，制作場所：○○○○） 作品の大きさ(W○cm×H○cm×D○cmあるいは号数) 作品の材料 制作に至った経緯 制作の特徴 制作において留意した点	作品ごとに ５部

*4 「作品の種類」については，次の例を参考に，作品の様態や技法がよく分かるような用語で記載してください。絵画（日本画，洋画，版画，壁画），彫刻（石彫，木彫，塑造，立体造形），工芸（彫金，鍛金，鋳金，染織，陶芸，漆芸，木工，ガラス工芸，七宝），デザイン（グラフィック，イラストレーション，プロダクト，ファッション，建築・環境，その他），インスタレーション，写真，マンガ，映像（映画，アニメーション，その他）など

６　学修成果を「作品」とする場合（専攻の区分が「演劇」の場合）

(1) **専攻の区分「演劇」を選択し，学修成果を「作品」とする場合は，次表９種の作品の種類から１つを選択した上で提出してください。**

学修成果	提出形態 (→p. 33)	作　成　上　の　注　意	制作時期	提出部数
演　技 舞　踊	ＤＶＤ	①　10分から30分程度とする。 ②　ＤＶＤ１枚に標準モードで収録し，汎用性をもたせるため**ファイナライズ**[*5]すること。 ③　「専攻の区分」，「種類（演技・舞踊）」，「タイトル」，「氏名」，「収録時間」を表面とケースに記入すること。 ④　映像の中であなたの演技・舞踊が明確に判別できるような映像であること。 ⑤　収録は通して行うこと。複数回に分けて収録したものを合成しないこと。 ⑥　収録したＤＶＤの画質，音質を確認すること。	申請前 １年以内	同じＤＶＤを５枚
演　出 振　付 照　明 音　響	ＤＶＤ	①　提出する作品は一作品とし，15分から30分程度とする。作品の全体的な構造がよく分かるように撮影し，編集は（必要な場合はズーム機能の使用を含め）１カット３分以上を原則とする（編集効果によって，ライブ作品としての持続的な時間軸が不明確にならないように留意すること）。 ②　ＤＶＤ１枚に標準モードで収録し，汎用性をもたせるため**ファイナライズ**[*5]すること。 ③　「専攻の区分」，「種類（演出・振付・照明・音響）」，「タイトル」，「氏名」，「収録時間」「編集の有無（有りの場合はカット数）」を表面とケースに記入すること。 ④　収録したＤＶＤの画質，音質を確認すること。	申請前 １年以内	同じＤＶＤを５枚
戯　曲	Ａ４判用紙	①　上演時間30分程度のものとすること。ただし，枚数は問わない。 ②　冒頭に「専攻の区分」，「タイトル」，「氏名」を記入すること。	申請前 １年以内	同じものを５部
舞台美術	写真またはＤＶＤ（現物ないし模型を撮影したもの）	①　あなたの作品の全体がよく分かるように撮影すること。 ②　作品と背景の境がはっきり分かるように撮影すること。 ③　写真は２Ｌサイズにプリントし，Ａ４判の台紙（厚手のケント紙程度のもの）にはがれないようにのり付けすること。 ④　写真を貼った台紙の下方に「専攻の区分」，「タイトル」，「氏名」を記入すること。 ⑤　写真の裏面に「専攻の区分」および「氏名」を記入すること。 （ＤＶＤの場合は，演技・舞踊の「作成上の注意」②・③・⑥を参照すること。）	申請前 １年以内	１作品について５枚以内を１セットとし，**同じものを５セット** ※複数の作品を提出する場合は，各５セットずつ必要です。 （ＤＶＤの場合は同じものを５枚）
衣　装	写真（現物ないしデザイン画（またはその両方）を撮影したもの）			

*5　**ＤＶＤ等で提出する場合は，必ずファイナライズ（他機器で再生可能とする処理）を行うこと。**

(2) **専攻の区分「演劇」を選択し，学修成果を「作品」とする場合は，次表のとおり学修成果の説明書を提出してください。**

学修成果	様式 (→p.33)	説明書の記載項目		提出部数
演　技 舞　踊	Ａ４判用紙 片面に1,000字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 作品の種類*6 氏名 収録時間	タイトル 収録の時期・場所 特徴・ねらい・留意した点	５部
演　出 振　付 照　明 音　響	Ａ４判用紙 片面に2,000～4,000字程度 参考資料（戯曲，図等）を添付することができる（５点程度・字数外）	専攻分野の名称 専攻の区分 作品の種類*6 氏名 収録時間	タイトル 収録の時期・場所 特徴・ねらい・留意した点	５部
戯　曲	Ａ４判用紙 片面に1,200字程度	専攻分野の名称 専攻の区分 作品の種類*6 氏名	タイトル 制作の時期 制作の経緯 特徴・ねらい・留意した点	５部
舞台美術 衣　装	Ａ４判用紙 片面に2,000～4,000字程度 参考資料（戯曲，図等）を添付することができる（５点程度・字数外）	専攻分野の名称 専攻の区分 作品の種類*6 氏名 収録時間（舞台美術でＤＶＤの場合）	タイトル 作成等の時期 作成等の経緯 特徴・ねらい・留意した点	５部

*6　「作品の種類」については，演技，舞踊，演出，振付，照明，音響，戯曲，舞台美術，衣装から選択して記載してください。

〔「演奏・創作・作品」と「説明書」の提出例〕

① 演奏・創作をＤＶＤで提出する場合（専攻の区分「音楽」）

※専攻の区分「美術」で作品をＤＶＤで提出する場合，この提出例を参考にしてください。

ＤＶＤの表面とケースに
専攻の区分，（演奏等の）種類，
時間，氏名，テーマ名を記入する

①ＤＶＤと②説明書の
各記載項目が完全に一致
していることを確認する

② 演奏・創作に添付する説明書

専攻分野の名称	芸術学
専攻の区分	音楽
演奏の種類	ピアノ

氏名　：○○　○○

演奏時間：　分　　秒間

テーマ名 ……

演奏収録(創作)の時期・場所　○年○月……

演奏曲目 ……

選曲の理由（創作の経緯） ……

演奏(創作)の特徴 ……

演奏(創作)において留意した点 ……

・専攻の区分「音楽」の場合，申請前６か月以内の演奏・創作であることが必要です。

※専攻の区分「美術」の場合には，申請前１年以内に制作した作品であることが必要です。

説明書は，当機構のウェブサイトから「学位の授与」→「学位授与申請に関する各種様式」を
順にクリックし，下の方にスクロールすると様式があります。
ＵＲＬ　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html

③ 作品を写真で提出する場合
（専攻の区分「美術」）

専攻の区分と氏名が一致していることを確認する

裏面に専攻の区分，氏名を記入しのり付けする

厚手のケント紙等

※専攻の区分「演劇」で作品を写真で提出する場合，この提出例を参考にしてください。

④ 作品に添付する説明書
（専攻の区分「美術」）

専攻分野の名称	芸術学
専攻の区分	美術
種　　類	日本画

氏名　　：○○　○○

テーマ名 ……

制作の時期・場所　○年○月　　制作場所：○○○○

作品の大きさ　W○○cm×H○○cm×D○○cm（○号数）

作品の材料 ……

制作に至った経緯 ……

制作の特徴 ……

制作において留意した点 ……

説明書は，当機構のウェブサイトから「学位の授与」→「学位授与申請に関する各種様式」を順にクリックし，下の方にスクロールすると様式があります。

ＵＲＬ　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html

※ 専攻の区分「演劇」の場合，選択した作品の「種類」に対応した説明書の様式をお使いください。

〔提出作品と説明書のつづり方〕

・<u>申請前１年以内</u>の作品であること。
・面接試験の時間内に質疑応答が可能な作品数とすること（→p. 43）

⑤ 作品（演技，舞踊，演出，振付，照明，音響，舞台美術）をＤＶＤで提出する場合
（専攻の区分「演劇」）

ＤＶＤの表面とケースに専攻の区分，種類，
収録時間，氏名，タイトル，編集の有無
（有りの場合はカット数）を記入する

⑥ 作品に添付する説明書
（専攻の区分が「演劇」（演技）の場合）

専攻分野の名称	芸術学
専攻の区分	演劇
種　　類	演技

氏名　：OO　OO

収録時間：　分　　秒間

タイトル ……

収録の時期・場所　O年O月　収録場所：OOOO

特徴・ねらい・留意した点 ……

⑤ＤＶＤと⑥説明書の
各記載項目が完全に一致
していることを確認する

・申請前１年以内の作品であること。
・作品の「種類」は指定の９種（→p.29）から必ず１種を選択すること。指定以外の種類を記載したり，複数を選択してはいけません。

※専攻の区分「演劇」で作品を写真で提出する場合，前ページの提出例を参考にしてください。

説明書は，当機構のウェブサイトから「学位の授与」→「学位授与申請に関する各種様式」を順にクリックし，下の方にスクロールすると様式があります。
ＵＲＬ　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html
※　専攻の区分「演劇」の場合，選択した作品の「種類」に対応した説明書の様式をお使いください。

❹　申　請

1　学位授与の申請

所定の単位をすべて修得し，「学修成果」を作成すれば，学位授与の申請ができます。ここでは申請の手続を説明します。

なお，次の場合はこの制度に申請することはできません。

(1) **大学の学部学生*として現に在学している者は，当該大学で学士の学位の取得（卒業）をめざしていることから，申請することはできません。**

なお，大学院に在学している者は申請することができますので，大学を卒業することなく大学院に入学した者（いわゆる「飛び級」）は，大学院在学中にこの制度で学士の学位を取得することができます。

＊　通信制の大学の学部学生や放送大学の全科履修生，専門職大学の学部学生を含みます。

(2) すでにこの制度により学士の学位を取得した者は，同一の「専攻の区分」で学士の学位を取得することはできません。

また，同時に複数の「専攻の区分」に学士の学位授与の申請をすることはできません。

(3) すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の「専攻の区分」で新たに学位授与の申請を行う場合，この制度による直近の学位取得時より後に，**1.1「単位の修得先」**（→p.８）に示した，大学，認定専攻科または大学専攻科において授業科目を履修し，申請しようとする「専攻の区分」における専攻に係る単位（専門科目および関連科目の単位）を，専門科目の単位を含めて16単位以上修得する必要があります。

2　申請方法

申請にあたっては，インターネットを利用した「電子申請」を行った上で，証明書等の必要書類を郵送（書留）する必要があります。

必要書類のうち，「学位授与申請書」と「あて名用紙」はプリンターによりＡ４サイズで印刷する必要があります。「学位授与申請書」と「あて名用紙」に掲載されているバーコードは電子的に読み取りますので，鮮明に印刷してください。

インターネットが利用できるパソコン等をお持ちでない方は，裏表紙のお問合せ先までご連絡ください。

電子申請の方法

大学改革支援・学位授与機構のホームページへアクセス	ＵＲＬ　https://www.niad.ac.jp/
↓	
「学位授与電子申請システムのご案内」ページへアクセス	ＵＲＬ　http://gakui-sinsei.niad.ac.jp/
↓	
学位授与電子申請システムにログイン	『令和２年度学位授与申請書類』の p.22 に記載されている申請者ＩＤとパスワードを入力してログインしてください。**初回ログイン時にパスワードを必ず変更してください。**
↓	
申請者情報入力画面で基本情報を入力	必要事項を該当箇所へそれぞれ入力または選択してください。
↓	
レポートおよびレポートの要旨のアップロード（「学修成果」をレポートで作成した場合）	アップロードを行っていない状態で単位入力へ進むこともできます。
↓	
単位入力（単位の修得状況の入力）画面で修得した単位等を入力	必要事項を該当箇所へそれぞれ入力または選択してください。
↓	
総括表・確認画面で入力内容の確認・送信	**内容を確認の上，間違いがなければ，情報を送信してください。**送信後に機構からのメールを受信し，情報が送信されたことを確認してください。
↓	
「学位授与申請書」および「あて名用紙」の印刷	「学位授与申請書」および「あて名用紙」を印刷し，**「学位授与申請書」に氏名を自筆で記入してください。**
↓	
証明書等の必要書類の郵送（書留）	**印刷した「あて名用紙」を必ず使用し，証明書等の必要書類を期限までに郵送（書留）してください。期限までに郵送されなければ，申請は受理しません。**

4

申請に必要な書類等

申請書類等 ①～⑨はいずれの申請者も提出してください。 ⑩，⑪については，該当する場合のみ提出してください。			基礎資格を有する者の区分（→p. 10）			
			第１区分・第２区分			第３区分
			短期大学*・高等専門学校等卒業者	専門学校修了者	高等学校等専攻科修了者	大学の学生として２年以上在学し62単位以上を修得した者
①	学位授与申請書 ※ 電子申請システムで送信完了後に保存したＰＤＦファイルから印刷してください。		○			
②	学位審査手数料受付証明書 ※ ①の学位授与申請書にしっかりと貼付してください。		○			
③	「基礎資格を有する者」に該当することの証明書	短期大学*または高等専門学校の卒業証明書	◎	－	－	－
		専修学校専門課程修了等証明書 **※ 当機構指定の様式**	－	○	－	－
		高等学校等専攻科修了証明書（および「高等学校等専攻科修了証明書」発行に係るチェックリスト） **※ 当機構指定の様式**	－	－	○	－
		大学入学資格を証明する書類 **（高等学校等の卒業証明書等）**	－	◎	◎	－
		大学の学生として２年以上在学し62単位以上修得したことの証明書 （単位修得証明書（成績証明書）または卒業（退学）証明書等）	－	－	－	◎ （→p. 15, 39）
④	単位修得状況等申告書 （総括表，内訳表１，内訳表２，内訳表３）		● （電子申請システムで作成・送信）			
⑤	単位修得証明書（成績証明書）		◎ （修得した機関ごとに各１部）			
⑥	学修成果（レポートまたは作品等） ※ レポートについては，当機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。		レポートの場合：●（電子申請システムから送信） 作品等の場合　：◎（５部作成）			
⑦	レポートの要旨または作品等の説明書 ※ 当機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。		レポートの要旨の場合：●（電子申請システムから送信） 作品等の説明書の場合：◎（５部作成）			
⑧	住民票 ※ 申請前３か月以内に発行されたもの。公印があり，**マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**		◎			
⑨	受験票・写真票・到着お知らせはがき		○			
⑩	大学の学生として現に在学していないことの証明書 （退学証明書，卒業証明書等）		◎ （大学の学部学生として大学に入学（編入学）をした者のみ（→p. 39））			
⑪	短期大学・高等専門学校の専攻科修了見込証明書		◎ （短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込者で，「専攻科修了見込みでの申請」（→p. 42）を行う者のみ）			

＊ 専門職大学の前期課程を含む

3　申請書類等の準備・提出にあたっての留意事項

(1) 前ページの表のうち，「◎」は申請者自身が手配・準備するもの，「○」は必ず当機構指定の様式（→『令和２年度学位授与申請書類』p. 44～）を使用して手配・準備するもの，「●」は電子申請システムから送信するため書類の郵送は不要であるものを示します。
　提出部数について指定のないものはすべて１部です。

(2) ご自身の「基礎資格を有する者の区分」に対応した必要書類を，一括して提出してください。必要書類が揃っていないなどの不備がある場合，申請を受理できないことがあります。

(3) 「③⑤⑩⑪　各種証明書」や「⑧　住民票」は，**必ず公印のある原本（コピー不可）を提出してください。また，各種証明書が入っている封筒は，開封無効となっている場合でも必ず開封し，内容を確認してから郵送してください**。未開封のまま提出し，内容物に不具合があった場合，受理できないことがあります。

(4) 再申請される方は，「❽ 再申請」（p. 48～50）を参照してください。

(5) 電子申請システムへの入力・送信完了後に，**証明書等の必要書類を期限までに当機構に郵送（書留）した場合のみ，受理します。**
　受付期間最終日の翌日以降の消印のものは，受理しません。

(6) 記載内容について照会することがありますので，当機構に送付した提出物は必ず写し（コピー）または電子ファイルを保管しておいてください。

(7) 審査のため必要があるときは，表中に掲げられた書類等以外の書類の提出を求めることがあります。

4　申請に必要な書類等

前ページの表のうち，特に注意が必要なものについては以下のとおりです。

③　「基礎資格を有する者」に該当することの証明書

短期大学・高等専門学校等卒業者

・短期大学・高等専門学校の卒業証明書

短期大学・高等専門学校の専攻科の修了証明書は該当しません。

専門学校修了者

・専修学校専門課程修了等証明書

当機構指定の様式で専門学校に証明していただき，提出してください。（専門学校指定の様式では申請できません。）様式は，『学位授与申請書類』の巻末に綴じ込まれているもの，または当機構のウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。

・**大学入学資格を証明する書類**

専門学校修了を基礎資格とする場合は，大学に編入学した場合であっても，必ず提出してください。

高等学校等専攻科修了者

・**高等学校等専攻科修了証明書（およびチェックリスト）**

当機構指定の様式で高等学校等に証明していただき，提出してください。（高等学校等指定の様式では申請できません。）

また，併せて「高等学校等専攻科修了証明書」発行に係るチェックリスト（→『学位授与申請書類』巻末）も高等学校等に発行いただき，必ず提出してください。

チェックリストは，高等学校または中等教育学校後期課程の専攻科修了者のうち，「全日制または定時制」の方は【別紙様式１】，「通信制」の方は【別紙様式２】，特別支援学校高等部の専攻科を修了した方は【別紙様式３】を使用してください。

様式は，本冊子の巻末に綴じ込まれているもの，または当機構のウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。

・**大学入学資格を証明する書類**

高等学校等専攻科修了を基礎資格とする場合は，大学に編入学した場合であっても，必ず提出してください。

大学の学生として２年以上在学し 62 単位以上修得した者

・**大学の学生として２年以上在学し 62 単位以上修得したことの証明書**

大学を卒業した方は「卒業証明書」，大学を退学した方は「退学証明書」が必要となります。ただし，「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」に入学・卒業（または退学）年月日が記載されている場合は，これらの書類に代えることができます。

⑤　単位修得証明書（成績証明書）

「④　単位修得状況等申告書」に申告したすべての単位について，授業科目名，単位数等を証明する「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」（学校印があるもの）を提出してください。

また，証明書が封筒に入っていて，開封無効となっている場合でも必ず開封し，内容を確認してから郵送してください。

※**専門学校の「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」が授業時数で記載されている場合は**，申請にあたり，授業時数を単位数に換算する必要があります。単位換算基準の有無について出身校にお問い合わせください。申請の際には，「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」の他に，出身校から取り寄せた単位換算基準と，それにしたがい自分で換算したもの（証明書をコピーし，換算した数値を赤字記入したもの）を提出してください。不明な点は，当機構までお問い合わせください。

※特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位については，別途様式が必要となりますので，当機構へお問い合わせください。

⑩　大学の学生として現に在学していないことの証明書

大学の学部学生として，大学に入学（編入学）した者については，大学に現に在学している場合は申請することができない（→p. 35）ため，「⑩大学の学生として現に在学していないことの証明書として退学証明書や卒業証明書を必ず提出する必要があります。

５　受付期間等

申請時期	受　付　期　間	
４月期申請	○ データ入力	令和２年３月13日(金) ～ 令和２年４月６日(月) (最終日は17時までに送信完了)
	○ 書類送付	令和２年４月１日(水) ～ 令和２年４月７日(火) (最終日は当日消印有効)
	○ 学位審査手数料払込み	令和２年３月１日(日) ～ 令和２年４月７日(火)
10月期申請	○ データ入力	令和２年９月９日(水) ～ 令和２年10月２日(金) (最終日は17時までに送信完了)
	○ 書類送付	令和２年９月23日(水) ～ 令和２年10月３日(土) (最終日は当日消印有効)
	○ 学位審査手数料払込み	令和２年９月１日(火) ～ 令和２年10月２日(金)

※学位審査手数料は，ＡＴＭでの払込みはできませんので，窓口の営業日・受付時間に注意してください。

申請書類等の送付先	〒187-8587　東京都小平市学園西町１-29-１ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理部学位審査課

６　学位審査手数料

学位審査手数料は32,000円です。

(1)　『学位授与申請書類』の巻末に綴じ込まれている**専用の払込用紙**により，郵便局または銀行等の金融機関の窓口で払い込んでください。金融機関に備え付けの払込（振込）用紙，ＡＴＭは利用しないでください。

(2)　払込みに必要な手数料は，申請者負担となります。また，お取り扱いの金融機関によって手数料が異なりますので，注意してください。

(3)　学位授与申請には，払い込んだ金融機関の日附印が押された**「学位審査手数料受付証明書」の貼付が必要**です。

(4)　払込みできる期間（→p. 40）は，申請する時期によって異なります。**また，申請書類の受付期間とは異なりますので，注意してください。**（払込期間後の払込みによる申請は，受理しません。）

７　申請書類等の到着・受理

(1)　申請書類等が，受付期間内に機構へ到着した場合には，「到着お知らせはがき」を申請者に送付します。これは申請書類等の到着のみをお伝えするものであり，申請受理のお知らせについては，試験日の10日前までに行う受験票送付をもって代えさせていただきます。

(2)　申請書類等をいったん受理した後は，いかなる理由があっても申請書類等および学位審査手数料は返還しません。また，単位修得状況等申告書，学修成果等の差し替えもできません。

８　短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請

（特例適用の認定を受けた専攻科修了見込みの者については，手続きが異なるため，別途確認してください。）

(1) 令和２年度中に次の①～③のいずれかの認定専攻科（→p. ８）を修了する見込みで，かつ，「修得単位の審査の基準」を満たす見込みの者は，令和２年９月に修了する見込みの者にあっては令和２年度４月期に，令和３年３月に修了する見込みの者にあっては令和２年度10月期に，それぞれ申請することができます。（以下「専攻科修了見込みでの申請」といいます。）

① 修業年限２年の短期大学に置かれた修業年限２年の認定専攻科

② 修業年限３年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）に置かれた修業年限１年の認定専攻科

③ 高等専門学校に置かれた修業年限２年の認定専攻科

(2) 「専攻科修了見込みでの申請」では，令和２年９月に修了する見込みの者にあっては令和２年９月末までに，令和３年３月に修了する見込みの者にあっては令和３年３月末までに修得見込みの「認定専攻科の単位」,「大学の単位」を申告できます。申請にあたっては，表「申請に必要な書類等」の⑪に示す当該認定専攻科の「修了見込証明書」を必ず提出してください。（→p. 37）

(3) 「専攻科修了見込みでの申請」における単位修得の報告

① 修得見込みで申告した単位については，修得の成否が確定した後，速やかに単位修得証明書を提出してください。**なお，修得見込みで申告した単位のすべてを修得できなかった場合にも必ず単位修得証明書を提出してください。**

② 単位修得証明書の提出には，当機構から送付する所定の封筒を使用して提出してください。複数の学校等の証明書がある場合には，一括して提出してください。

③ 単位修得証明書は，令和２年度４月期申請にあっては令和２年10月１日までに，令和２年度10月期申請にあっては令和３年４月１日までに，**必ず提出してください。提出しない場合は，不合格となります。**

④ 当機構で修得単位の確認を行った後，合否を通知します。

認定専攻科修了見込み者の各種手続日について

	令和２年度 申請可能時期	いつまでの 修得見込単位が 申告できるか	当機構から送付 する返信用封筒の 送付予定時期	修得見込単位に関する 単位修得証明書の 提出締切日
令和２年９月 修了見込み者	令和２年４月期	令和２年９月末まで	令和２年８月下旬	令和２年 10 月１日まで
令和３年３月 修了見込み者	令和２年 10 月期	令和３年３月末まで	令和３年２月下旬	令和３年４月１日まで

❺　試　験

試験は，提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか，また，専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行います。

学修成果としてレポートを提出した者には，レポートの内容に関連する事項について小論文の形で課されます。また，専攻の区分「音楽」,「美術」,「演劇」のいずれかで，レポート以外の学修成果を提出した者については，小論文試験に代えて面接試験を行います。

1　試験日・試験地区

申請時期	試　験　の　区　分	試験地区	試　験　日
４月期	小論文試験 （学修成果としてレポートを提出した者）	東　京	令和２年６月７日（日）
		大　阪	
	面接試験 （専攻の区分「音楽」,「美術」,「演劇」のいずれかでレポート以外の学修成果を提出した者）	東　京	
10月期	小論文試験 （学修成果としてレポートを提出した者）	東　京	令和２年12月13日（日）
		大　阪	
	面接試験 （専攻の区分「音楽」,「美術」,「演劇」のいずれかでレポート以外の学修成果を提出した者）	東　京	令和２年12月６日（日）

2　試験の実施

(1) 試験場，試験実施時間については，受験票で通知します。
　なお，試験場，試験実施時間の変更はできません。

(2) 受験票は，受験者心得とともに試験日の10日前までに送付します。その日までに届かない場合は，当機構に電話で問い合わせてください。

(3) 小論文試験の時間は90分（午前の部：10時30分～12時00分，午後の部：14時30分～16時00分），面接試験の時間は15分程度で実施します。
　なお，申請者が試験時間を希望・選択することはできません。

(4) **専攻の区分「美術」で面接試験を受ける者は，試験当日，「申請時に写真を提出した作品の実物」,「ポートフォリオ」,「制作ノート」を持参してください。**（作品の実物が持参に適さない形状である場合は，それに代わる作品の実物（学位授与の申請前１年以内に制作された作品に限る。）を必ず持参してください。）（→p. 132）
　なお，持参による作品の破損等については，当機構では一切の責任を負いません。
　また，「ポートフォリオ」および「制作ノート」は制作順に整理してください。

(5) **専攻の区分「演劇」で面接試験を受ける者は，試験当日，これまでに関わった演劇作品に関する資料を持参することができます。（紙媒体・写真に限る）。**

(6) 試験場に受験者以外（付き添い者等）は入場できません。

３　身体に障害のある申請者等への受験上の特別措置

身体に障害のある申請者等で受験上の特別措置を希望する場合は，必ず**申請する前**に連絡してください。なお，試験場，試験日等を別に設定する等，受験上の特別措置には時間を要することがありますので，**希望は早めに申し出てください。**

❻　審査と合否の通知

「修得単位の審査」，「学修成果・試験の審査」についてそれぞれ可／不可の判定を行います。両方が「可」と判定された場合に，「合格」となります。

1　修得単位の審査

修得単位の審査では，「単位修得状況等申告書（内訳表）」（→p. 37）に申告されたすべての修得単位が，

・「専攻に係る授業科目の区分」（→p. 17）にしたがい適切に分類されているか

（・「専攻に係る授業科目の区分」のいずれにも該当しない授業科目の単位は，「専攻に係る単位以外の単位」に分類されているか）

を判断し，申請者の申告どおり単位修得の要件を満たしているか否かを審査します。

「単位修得状況等申告書」に申告された修得単位の分類が適切でないと判断された場合には，あらためて適切な「専攻に係る授業科目の区分」もしくは「専攻に係る単位以外の単位」に分類し直した上で，単位修得の要件を満たすか否かを審査します。

すべての「修得単位の審査の基準」を満たしている場合に「可」と判定されます。

2　学修成果・試験の審査

学修成果・試験の審査は，

・提出された学修成果のテーマ設定が専攻に関するものとして適切か

・学修成果の内容が学士の水準に達しているか

・試験の結果，提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着していると認められるか

について行われます。学修成果と試験の結果をあわせて，申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有していると認められた場合に「可」と判定されます。

3　合否の判定

合否の判定は，「修得単位の審査」および「学修成果・試験の審査」の結果に基づいて，総合的に行われます。両方が「可」と判定された場合に「合格」となり，いずれか一方または両方が「不可」と判定された場合は「不合格」となります。

4　合否の通知

(1) 判定結果は，令和２年度４月期の申請については令和２年９月下旬までに，令和２年度10月期の申請については令和３年３月下旬までに通知します。ただし，「専攻科修了見込みでの申請」については，修得見込みで申告のあった単位に関する単位修得証明書が提出されてから修得単位の確認を行いますので，この限りではありません。

(2) 不合格の場合は，次表のとおり不合格となった理由をあわせて通知します。

判　定　結　果	「不可」の理由
修得単位の審査が「不可」	○○○の単位について「○○○に関する科目」が○単位不足
学修成果・試験の審査が「不可」	イ　学修成果のテーマの設定が適切でない
	ロ　学修成果の内容が水準に達していない
	ハ　試験の結果，学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
	ニ　試験を受けていない

① 上記の表の「イ」は，学修成果のテーマ（内容）が「専攻の区分」に関するものとして適切でないことを指します。
② 上記の表の「ロ」は，試験の結果もあわせた総合的判定においても，学修成果が水準に達していないと判定されたことを指します。
③ 上記の表の「イ」または「ロ」の理由で学修成果・試験の審査が「不可」になった場合は，再度申請をする際に学修成果の書き直し等が必要となります。

5　「専攻科修了見込みでの申請」の結果，修得単位の審査の結果が不可と判定され不合格となった者の取扱い

令和２年度に「専攻科修了見込みでの申請」（→p. 42）を行い，「学修成果・試験の審査」は「可」であったが「修得単位の審査」が「不可」と判定され不合格となった者は，令和２年度４月期に申請した者にあっては令和２年度10月期および次年度４月期に限り，また，令和２年度10月期に申請した者にあっては次年度の４月期および10月期に限り，それぞれ**「修得単位の審査の基準を満たす見込みの者」として，修得見込みの「認定専攻科の単位」，「大学の単位」を申告することができます。**

この「修得単位の審査の基準を満たす見込みの者」として，再度，申請をする際には，「再申請に必要な書類等」（→p. 49）を提出してください。

❼　学位の授与

１　「学位記」の送付

合格者には，「学位記」が送付されます。学位記は学位の授与についての証書です。
この学位記は，再発行できませんので大切に保管してください。

２　「学位授与証明書」の発行

進学，就職等で学士の学位授与の証明が必要な場合は，「学位授与証明書」の交付請求をしてください。（→p. 121）
なお，学位記と併せて，和文の学位授与証明書を１通お送りしています。

３　学位の授与の取消し

学士の学位を授与された者が，不正な方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは，学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は，学位記を返還することとなります。

❽　再申請

1　審査の一部免除

(1) 不合格となった場合で「修得単位の審査」,「学修成果・試験の審査」のいずれかが「可」と判定された者が，当該判定通知日から３年以内に申請する場合（以下「再申請」といいます。）は,「可」と判定された審査について免除されます。

(2) 「専攻科修了見込みでの申請」（→p. 42）の結果，不合格となった場合についても(1)と同様です。

(3) 「修得単位の審査」,「学修成果・試験の審査」が両方「不可」であった場合は，審査の一部免除はされず，新規の申請と同様の方法で申請することになります。

2　申請方法

申請にあたっては，インターネットを利用した「電子申請」を行った上で，証明書等の必要書類を郵送（書留）する必要があります。

必要書類のうち,「学位授与申請書」と「あて名用紙」はプリンターによりＡ４サイズで印刷する必要があります。「学位授与申請書」と「あて名用紙」に掲載されているバーコードは電子的に読み取りますので，鮮明に印刷してください。

3　面接試験で「不可」となった者の再申請

専攻の区分「音楽」,「美術」,「演劇」のいずれかで再申請する者が学修成果を作品等とする場合，学修成果（作品等）の制作時期に関する規定は，再申請する時点を起点として適用します。したがって,「音楽」の場合は再申請前６か月以内,「美術」,「演劇」の場合は再申請前１年以内に制作したものでなければいけません。

再申請に必要な書類等

再申請に必要な書類等 ①～③，⑧はいずれの申請者も提出してください。 それ以外については，「－」と表示されているもの以外は必ず提出してください。		前回申請時の判定結果	
		修得単位の審査が「不可」の場合	学修成果・試験の審査が「不可」の場合
①	判定結果証明書 （前回の判定結果通知に添付されていたもの）	○	○
②	学位授与申請書 ※ 電子申請システムで送信完了後に保存したＰＤＦファイルから印刷してください。	○	○
③	学位審査手数料受付証明書 ※ ①の学位授与申請書にしっかりと貼付してください。	○	○
④	単位修得状況等申告書 （総括表，内訳表１，内訳表２，内訳表３）	● （電子申請システムで作成・送信）	－
⑤	単位修得証明書（成績証明書）	◎ （修得した機関ごとに各１部）	－
⑥	学修成果（レポートまたは作品等） **※ 不可理由が「イ」または「ロ」の場合，学修成果の書き直し等が必要です。（→p. 46）** ※ 前回の面接試験で不可理由が「ハ」または「ニ」であっても，専攻の区分「音楽」の場合は再申請前６か月以内，「美術」，「演劇」の場合は再申請前１年以内に制作したものでなければいけません。（→p. 46，48） ※ レポートについては，当機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。	－	レポートの場合：● （電子申請システムから送信） 作品等の場合　：◎ （５部作成）
⑦	レポートの要旨または作品等の説明書 ※ 当機構のウェブサイトから様式をダウンロードして作成することができます。	－	レポートの要旨の場合：●（電子申請システムから送信） 作品等の説明書の場合：◎（５部作成）
⑧	住民票 ※ 申請前３か月以内に発行されたもの。公印があり，**マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**	◎	◎
⑨	受験票・写真票・到着お知らせはがき	到着お知らせはがきのみ	○

4　申請書類等の準備・提出にあたっての留意事項

(1) 前ページの表のうち，「◎」は申請者自身が手配・準備するもの，「○」は必ず当機構指定の様式（→『令和２年度学位授与申請書類』p. 44～）を使用して手配・準備するもの，「●」は電子申請システムから送信するため，書類の郵送は不要であるものを示します。
　提出部数について指定のないものはすべて１部です。

(2) 前回申請時の判定結果に対応した必要書類を，一括して提出してください。必要書類が揃っていないなどの不備がある場合，申請を受理できないことがあります。

(3) 「⑤　単位修得証明書」や「⑧　住民票」は，**必ず公印のある原本（コピー不可）を提出してください。また，各種証明書が入っている封筒は，開封無効となっている場合でも必ず開封し，内容を確認してから郵送してください**。未開封のまま提出し，内容物に不具合があった場合，受理できないことがあります。

(4) 電子申請システムへの入力・送信完了後に，**証明書等の必要書類を期限までに当機構に郵送（書留）した場合のみ，受理します。**
　受付期間最終日の翌日以降の消印のものは，受理しません。

(5) 記載内容について照会することがありますので，当機構に送付した提出物は必ず写し（コピー）または電子ファイルを保管しておいてください。

(6) 審査のため必要があるときは，表中に掲げられた書類等以外の書類の提出を求めることがあります。

(7) **再申請に係る学位審査手数料は32,000円です。（払込方法→p. 41）**

5　再申請に必要な書類等

前ページの表のうち，特に注意が必要なものについては以下のとおりです。

⑤　単位修得証明書（成績証明書）

「④　単位修得状況等申告書」に申告したすべての単位について，授業科目名，単位数等を証明する「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」（学校印があるもの）を提出してください。
　また，証明書が封筒に入っていて，開封無効となっている場合でも必ず開封し，内容を確認してから郵送してください。

※専門学校の「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」が授業時数で記載されている場合は，申請にあたり，授業時数を単位数に換算する必要があります。単位換算基準の有無について出身校にお問い合わせください。申請の際には，「⑤　単位修得証明書（成績証明書）」の他に，出身校から取り寄せた単位換算基準と，それにしたがい自分で換算したもの（証明書をコピーし，換算した数値を赤字記入したもの）を提出してください。不明な点は，当機構までお問い合わせください。

※特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位については，別途様式が必要となりますので，当機構へお問い合わせください。

❾　専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構が設けている「専攻の区分」および「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の基準表掲載ページは，次表のとおりです。

なお，整理番号15～18の「専攻の区分」を選択する場合は，「教養」または「学芸」のいずれかの「専攻分野の名称」を申請者自身が選択します。

整理番号	専攻の区分	専攻分野の名称	掲載ページ
1	国語国文学	文学	52
2	英語・英米文学		53
3	独語・独文学		54
4	仏語・仏文学		55
5	中国語・中国文学		56
6	ロシア語・ロシア文学		57
7	歴史学		58
8	哲学		59
9	心理学		60
10	宗教学		61
11	教育学	教育学	62
12	神学	神学	63
13	社会学	社会学	64
14	社会福祉学		65
15	比較文化	「教養」または「学芸」を選択すること	66
16	地域研究		67
17	国際関係		68
18	科学技術研究		69
19	社会科学	社会科学	70
20	法学	法学	71
21	政治学	政治学	72
22	経済学	経済学	73
23	商学	商学	74
24	経営学	経営学	75
25	数学・情報系	理学	76
26	物理学・地学系		77
27	化学系		78
28	生物学系		79
29	総合理学		80
30	薬科学	薬科学	81

整理番号	専攻の区分	専攻分野の名称	掲載ページ
31	看護学	看護学	82
32	検査技術科学	保健衛生学	83
33	臨床工学		84
34	放射線技術科学		85，86
35	理学療法学		87，88
36	作業療法学		89，90
37	言語聴覚障害学		91，92
38	視能矯正学		93，94
39	鍼灸学	鍼灸学	95
40	口腔保健衛生学	口腔保健学	96
41	口腔保健技工学		97
42	柔道整復学	柔道整復学	98
43	栄養学	栄養学	99
44	機械工学	工学	100
45	電気電子工学		101
46	情報工学		102
47	応用化学		103
48	生物工学		104
49	材料工学		105
50	土木工学		106
51	建築学		107
52	社会システム工学		108, 109
53	芸術工学	芸術工学	110
54	商船学	商船学	111
55	農学	農学	112, 113
56	水産学	水産学	114
57	家政学	家政学	115
58	音楽	芸術学	116
59	美術		117
60	演劇		118
61	体育学	体育学	119

専攻の区分　　専攻分野の名称

1　国語国文学　　文　学

日本文化の根幹をなす言語文化を，歴史的体系的に研究する学問分野が国語国文学である。日本の文化が，東アジア世界の漢字文化のなかで形成されてきたことをふまえ，漢文学について学ぶことも必要であり，また日本の歴史全体を通じて学ぶために，歴史学等とも関連して総合的な視野をもつことも必要である。学士のレベルでは，広く基礎的に学びつつ，みずからの生きる場所である日本の言語文化への認識を深めるように学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上，演習科目を含むこと）	
	○国語国文学に関する基礎的・概論的な科目 ○国語学に関する科目 ○国文学に関する科目	左の３区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇日本の思想・哲学に関する科目 ◇日本の歴史・文化に関する科目 ◇日本の社会・風土に関する科目 ◇外国文学・文化に関する科目 ◇比較文学・文化に関する科目 ◇言語学に関する科目 ◇国語教育に関する科目 ◇日本語教育に関する科目	

■専門科目の例■

○国語国文学に関する基礎的・概論的な科目

国語国文学，国語学(日本語学)概論，国語学(日本語学)基礎講読，国語学(日本語学)基礎演習，国文学(日本文学)概論，国文学(日本文学)基礎講読，国文学(日本文学)基礎演習，国文学史(日本文学史），漢文学概論，漢文学基礎講読，漢文学基礎演習など

○国語学に関する科目

国語学講義講読，国語学演習，国語学特殊講義，国語史，国語法，国語表現法，国語文章論，国文法論，日本語学講義講読，音声表現論，日本語研究，日本語学演習，日本語学特殊講義，日本語史，日本語表現，日本語文法論，日本文法，文章表現論，方言学概論など

○国文学に関する科目

国文学（日本文学）講義講読，国文学（日本文学）演習，国文学（日本文学）特殊講義，漢文学講義講読，漢文学演習，漢文学特殊講義，文学研究，現代詩歌，児童文学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

2　英語・英米文学　　文　学

英語・英米文学は，英米の公用語である英語とそれによって書かれた英米の文学を多様な角度から研究する分野である（ただし，現在では，カナダ，オーストラリア等英米以外の地域の英語及び文学も含む）。学士レベルでは，英語を読む力，書く力，話す力を学修し，それらの能力をふまえて言語，文学，文化の諸相について学修することが求められる。その対象は発音や語彙，文法から，詩や戯曲や小説，そして文化の諸相にまで及ぶ。さらに，それらの対象を，現代の問題としてだけではなく歴史的に学修することも求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上，演習科目 12 単位以上を含むこと）	
	○英語学に関する科目 ○英文学に関する科目 ○米文学に関する科目 ○英語科目	左の区分のうちから「英語学に関する科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇英米以外の西洋文学に関する科目 ◇日本文学に関する科目 ◇西洋の歴史・思想に関する概論的な科目 ◇英語以外の外国語に関する科目 ◇英語教育に関する科目 ◇日本語教育に関する科目 ◇文化研究に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

○英語学に関する科目

英語学概論，英語史，現代英語学，英文法論，意味論，文体論，英語音声学，語用論，談話分析，英語学演習，言語学，社会言語学など

○英文学に関する科目

英文学概論，イギリス文学，英文学史，イギリス文学史，イギリス小説論，イギリス詩論，イギリス演劇論，イギリス批評論，中世英文学，エリザベス朝時代の文学，文学としての聖書，イギリス児童文学，英文学演習，英米文学概論（イギリス文学中心のもの），英米文学演習（イギリス文学中心のもの），英語圏（オーストラリア，アフリカ，インドなど）文学など

○米文学に関する科目

米文学概論，アメリカ文学，米文学史，アメリカ文学史，アメリカ小説論，アメリカ詩論，アメリカ演劇論，アメリカ批評論，アメリカ児童文学，米文学演習，英米文学概論（アメリカ文学中心のもの），英米文学演習（アメリカ文学中心のもの），英語圏（カナダ，カリブなど）文学など

○英語科目

英語，実用英語，時事英語，英語会話，英会話，英語作文，英作文，英文法，英語コミュニケーション，英語表現法など

専攻の区分　　専攻分野の名称

3　独語・独文学　　文　学

独語・独文学が対象とする領域は，ドイツ本国のみならず，オーストリアやスイス等ドイツ語が話される地域の語学，文学，文化現象一般に関するものである。したがって，まずドイツ語の基礎的知識を学修したうえで，ドイツ語学，ドイツ文学，ドイツ語圏地域研究の中から学修テーマを選ぶことが望ましい。その際，たとえばドイツ語学からテーマを選ぶ場合にも，ドイツ文学とドイツ語圏地域研究の基本となる知識を併せて学ぶことが求められる。ドイツ文学からテーマを選ぶ場合およびドイツ語圏地域研究からテーマを選ぶ場合についても同じことが言える。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○ドイツ語科目 ○ドイツ語学に関する科目 ○ドイツ文学に関する科目 ○ドイツ語圏地域研究に関する科目	左の区分のうちから「ドイツ語科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇ドイツ語圏以外の西洋文学・文化に関する科目 ◇日本文学・文化に関する科目 ◇ドイツ語以外の外国語に関する科目 ◇言語学・言語教育に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇ドイツ語圏以外の地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

※「ドイツ」は，広く「ドイツ語圏」を意味する。

○ドイツ語科目

ドイツ語，ドイツ語会話，ドイツ語作文など

○ドイツ語学に関する科目

ドイツ語学概論，ドイツ語史，中世ドイツ語，ドイツ語学演習，ドイツ語学特殊講義，ドイツ語音韻論，ドイツ語教授法など

○ドイツ文学に関する科目

ドイツ文学概論，ドイツ文学史，ドイツ文学演習，ドイツ文学特殊講義，ドイツ詩論，ドイツ演劇論，オーストリア文学，スイスの文学など

○ドイツ語圏地域研究に関する科目

ドイツの文化，ドイツの芸術，ドイツの思想，ドイツの哲学，ドイツの歴史，ドイツの政治，ドイツの社会，ドイツの事情など

専攻の区分　　専攻分野の名称

4　仏語・仏文学　　文　学

仏語・仏文学は，文法，会話，作文などのフランス語の基礎語学力を身につけ，さらにフランス語学，フランス文学，フランス文化に関する学修を行う分野である。専門科目の例に「フランスの…」といった科目が多く見られるように，仏語・仏文学にはフランスに関わる種々の事象や文物に関する学修が含まれる。またフランス語圏を対象とする地域研究とは異なり，仏語・仏文学においてはとりわけフランス語の基礎語学力が重視される。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○フランス語科目 ○フランス語学に関する科目 ○フランス文学に関する科目 ○フランス文化に関する科目	左の区分のうちから「フランス語科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇フランス以外の西洋文学・文化に関する科目 ◇日本文学・文化に関する科目 ◇フランス語以外の外国語に関する科目 ◇言語学・言語教育に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇フランス以外の地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

○フランス語科目

フランス語，フランス語会話，フランス語作文など

○フランス語学に関する科目

フランス語学概論，フランス語学演習，フランス語史，中世フランス語，フランス語音声学，フランス語教育法など

○フランス文学に関する科目

フランス文学概論，フランス文学演習，フランス文学特殊研究，フランス文学史など

○フランス文化に関する科目

フランスの文化，フランスの思想，フランス史，フランスの政治，フランスの美術，フランス事情，フランス語圏地域研究など

専攻の区分　　専攻分野の名称

5　中国語・中国文学　　文　学

中国語・中国文学の領域における学修のうち，中国語科目では，中国語の読み書きを中心とした運用能力を習得することが求められる。中国語学に関する科目は，その運用能力の上に立って，中国語の研究考察を行うものである。文学および思想・文化に関する科目では，中国固有の文学・思想・文化の考察はもとより，これらの影響を強く受けた日本の文学や思想との関連を学修する内容であってもかまわない。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○中国語科目 ○中国語学に関する科目 ○中国文学に関する科目 ○中国思想・文化に関する科目	左の区分のうちから「中国語科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇中国語圏以外のアジアの文学・文化に関する科目 ◇日本文学・文化に関する科目 ◇中国語以外の外国語に関する科目 ◇言語学・言語教育に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇中国語圏以外の地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

○中国語科目

中国語，中国語会話，中国語作文など

○中国語学に関する科目

中国語学概論，中国語学演習，中国語史，中国語学特殊講義，中国語音声・音韻論，中国語科教育法など

○中国文学に関する科目

中国文学概論，中国文学演習，中国文学講読，中国文学史，中国文学特殊講義など

○中国思想・文化に関する科目

中国思想，中国哲学，中国の文化，中国の歴史，中国事情，中国の政治，中国の社会，中国の芸術，中国の宗教，中国語圏地域研究など

専攻の区分　　専攻分野の名称

6　ロシア語・ロシア文学　　文　学

ロシア語の学修は，ロシア・スラヴ圏の語（学）・文学・文化はもちろんのこと，広くユーラシア大陸全域の文化を知る上で不可欠であり，近年その重要性はより高まっている。学士レベルでは，文法・会話・作文・読解を中心とする基礎語学力の錬成に始まり，シンタクス・文体・語史・語彙論の習得，さらに文学・文化（政治，社会，歴史，思想，芸術，地域研究を含む）を幅広く学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群】（36 単位以上） ○ロシア語科目 ○ロシア語学に関する科目 ○ロシア文学に関する科目 ○ロシア文化に関する科目 【Ｂ群】 ○ロシア以外のスラヴ圏の語（学）・文学・文化に関する科目	左のＡ群の区分のうちから「ロシア語科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇スラヴ圏以外の西洋文学・文化に関する科目 ◇日本文学・文化に関する科目 ◇スラヴ語以外の外国語に関する科目 ◇言語学・言語教育に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇スラヴ圏以外の地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

○ロシア語科目

ロシア語，ロシア語会話，ロシア語作文など

○ロシア語学に関する科目

ロシア語学概論，ロシア語学演習，ロシア語学特殊講義，ロシア語史，古代教会スラヴ語，ロシア語音声学，ロシア語教授法など

○ロシア文学に関する科目

ロシア文学概論，ロシア文学史，ロシア文学演習，ロシア文学特殊講義など

○ロシア文化に関する科目

ロシアの文化，ロシア史，ロシアの芸術，ロシアの社会，ロシアの思想，ロシアの政治，ロシア事情，ロシアの地域研究など

専攻の区分　　専攻分野の名称

7　歴史学　　文　学

歴史学は，人類が生まれて今日に至るまでの各時代に人々がどのような営みをしてきたのか，その痕跡である歴史資料から客観的な事実を明らかにし，人物・事件・作品などの時間軸上の意味をさぐることをめざす。日本・東洋・西洋などの空間領域にわたり，政治・社会・民俗・文化など広い分野を対象とし，公平な歴史へのまなざしのもと，古文書・古典・遺跡・遺物など様々な歴史資料を読み解く作業が基礎となる。学問分野も，歴史学だけでなく考古学・民俗学・美術史・建築史・地理学などに及び，歴史像を総合的・立体的に描くようになってきた。一見孤立した小地域や個人の歴史が，実は境界を越えた他地域・世界や他の人々との交流の中で展開していたり，その時の時代条件に規制されたりそれを飛び越えていたり，予測不可能でダイナミックな歴史の流れとその意味を自ら史料分析を通して解明することは，年表の暗記とは違う大変創造的な営みといえるだろう。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○歴史学に関する基礎的な科目 ○日本史に関する科目 ○東洋史に関する科目 ○西洋史に関する科目 ○考古学に関する科目	左の区分のうちから４区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇地理学に関する科目 ◇思想・哲学に関する科目 ◇政治・経済・法律・社会に関する科目 ◇各国文学史・文学概論に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目 ◇国際関係論に関する科目 ◇文化人類学に関する科目	

■専門科目の例■

○歴史学に関する基礎的な科目

史学概論，日本史概説・日本史，東洋史概説・東洋史，西洋史概説・西洋史，考古学概説など

○日本史に関する科目

日本古代史，日本中世史，日本近世史，日本近代史，日本現代史，日本史演習，日本古文書学など

※各分野史（政治・法制史，経済史，社会史，文化史，思想史，宗教史，美術史等）を含む。

○東洋史に関する科目

中国史，東北アジア史，南アジア史，中央アジア史，西アジア史，東洋史演習，東洋史料講読など

※各分野史（政治・法制史，経済史，社会史，文化史，思想史，宗教史，美術史等）を含む。

○西洋史に関する科目

西洋古代史，西洋中世史，イギリス史，フランス史，ドイツ史，北欧史，南欧史，東欧史，北アメリカ史，ラテンアメリカ史，西洋史演習，西洋史外書講読など

※各分野史（政治・法制史，経済史，社会史，文化史，思想史，宗教史，美術史等）を含む。

○考古学に関する科目

考古学特講，考古学演習，考古学実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

8　哲　学　　文　学

哲学は，自己と世界について，根本的な自覚・了解を得て，具体的な行動の指針を導く学問である。この学修には，まず，古今東西の哲学史・思想史を学び，理性に基づく論理的な思考能力を身につけ，反省や直観の「知」をも磨いていき，さらに存在論・認識論・言語論・実践論等の個別の分野ごとに，その主題の特質について理解を深めていく必要がある。宗教や芸術・文化，社会や自然等についても，その本質を深く掘り下げていくことは，哲学の一分野である。どの学修においても，自ら問題のありかをつきとめ，自らその問題を考究し，自ら解答を見出していく訓練が求められるであろう。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上，演習科目４単位以上を含むこと）	
	○哲学に関する基礎的な科目 ○哲学の理論に関する科目 ○哲学の歴史に関する科目	左の３区分にわたること
	関連科目（８単位以上）	
	◇文化・文明論に関する科目 ◇宗教に関する科目 ◇科学技術論に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目	

■専門科目の例■

○哲学に関する基礎的な科目

哲学，倫理学，論理学，比較思想など

○哲学の理論に関する科目

哲学概論，倫理学概論，論理学概論，認識論，形而上学，自然哲学，歴史哲学，宗教哲学，美学・芸術学，科学哲学，社会哲学，教育哲学，言語哲学，哲学的人間学，現代思想など

○哲学の歴史に関する科目

哲学史，倫理学史，論理学史，美学史，思想史など

専攻の区分　　専攻分野の名称

9　心理学　　文　学

心理学を学ぶには多様なアプローチがありうるが，特に学士のレベルでは基礎的な勉強が大切である。基礎的・概論的な科目を学修し，そのほか，複数の他の領域について学修することにより，広い視野に立って学ぶことが可能になる。これは，レポートのテーマ設定にもつながっていく。また，心理学の多くの領域ではデータに基づいて理論を検討していく手法をとる。このため，データ収集にかかわる実験・実習科目の学修も欠かすことができない。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○心理学に関する基礎的・概論的な科目 ○知覚・学習心理学に関する科目 ○教育・発達心理学に関する科目 ○人格・臨床心理学に関する科目 ○社会・集団心理学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（２単位以上） ○心理学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから「心理学に関する基礎的・概論的な科目」の区分を含み４区分以上にわたること
	関連科目（８単位以上）	
	◇情報科学に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇生態学に関する科目 ◇医学に関する科目 ◇哲学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇言語学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○心理学に関する基礎的・概論的な科目

心理学，心理学概論，心理学基礎論，基礎心理学，実験心理学概論，心理学史，心理学演習，心理学研究法，教育心理学，行動科学，人間行動学，行動科学研究法，心理統計調査法，実験計画法など

○知覚・学習心理学に関する科目

知覚心理学，視覚心理学，学習心理学，動機づけ心理学，認知心理学，思考心理学，記憶心理学，言語心理学，動物心理学，感情心理学，実験心理学，生理心理学，色彩心理学，感覚情報処理過程，人間工学など

○教育・発達心理学に関する科目

教授心理学，学級・教師の心理，教授法，教育評価，生徒指導，発達心理学，生涯発達心理学，乳幼児心理学，幼児心理学，児童心理学，青年心理学，老年心理学，障害児心理学，親子関係の心理，乳児研究法，知覚発達，言語発達，情緒の発達，社会性の発達など

○人格・臨床心理学に関する科目

人格心理学，性格心理学，臨床心理学，犯罪心理学，心理療法，カウンセリング，相談心理学，教育相談，健康心理学，行動療法，精神分析学など

○社会・集団心理学に関する科目

社会心理学，グループ・ダイナミックス（集団心理学），集合行動論，災害・パニックの心理学，組織心理学，産業心理学，経営心理学，コミュニティ心理学，家族心理学，文化心理学，環境心理学，コミュニケーション論，コミュニケーション行動，対人認知論，人間関係論，造形心理学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○心理学に関する実験・実習科目

心理学基礎実験，心理学特殊実験，心理学実習，行動科学実験，行動科学実習，心理学測定法実習，心理検査実習，心理統計実習，観察実習，心理調査実習，教育心理学実験，教育心理学実習，発達心理学実験，発達心理学実習，社会心理学実験，社会心理学実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

10　宗教学　　文　学

宗教学は,「宗教」と呼ばれてきた人間の営みを歴史的にとらえなおすとともに，現代におけるその可能性を広く開かれた視野から研究しようとする学問分野である。ここで扱われる対象は，必ずしも個々の既成宗教集団にかかわる事柄だけに限定されず，近代以降の宗教概念の新たな展開にともなって，多様な文化領域との間に接点が作り出されていく過程も含まれている。したがってまず，広い意味での「宗教」に強い関心をもちながら，それに対するさまざまなアプローチの仕方を学び，その学修を通して自らの課題を発見していくことが望まれる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目(40 単位以上)	
	【Ａ群（宗教学一般に関する科目）】（８単位以上） ○宗教思想に関する科目 ○宗教史に関する科目 ○宗教行動に関する科目 【Ｂ群（個別宗教に関する科目）】（８単位以上） ○神道に関する科目 ○仏教に関する科目 ○キリスト教に関する科目 ○他の宗教に関する科目	左のＡ群の区分のうちから２区分以上にわたること 左のＢ群の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇哲学・倫理学に関する科目 ◇歴史に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇文学・芸術学に関する科目 ◇人類学に関する科目 ◇外国語に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（宗教学一般に関する科目）】

○宗教思想に関する科目

宗教学概論，宗教学，宗教哲学，比較宗教学，神秘主義研究，宗教的人間観，宗教的世界観など

○宗教史に関する科目

宗教史概説，日本宗教史，世界宗教史，近代と宗教，宗教史から見た「現代」など

○宗教行動に関する科目

宗教社会学，宗教人類学，宗教心理学，宗教教育学，宗教福祉学，布教・教化論，宗教と倫理，宗教と政治など

【Ｂ群（個別宗教に関する科目）】

○神道に関する科目

神道学，神道神学，神道史，祭祀研究，教派神道研究，神社神道史，延喜式，神道古典，神道教化など

○仏教に関する科目

仏教学，仏教史，仏教文化史，仏教伝道論，仏典研究など

○キリスト教に関する科目

キリスト教学，キリスト教史，キリスト教文化，組織神学，聖書学，教会史，牧会学など

○他の宗教に関する科目

イスラム研究，ユダヤ教研究，新宗教研究，インドの宗教，古代メソポタミアの宗教，儒教研究，古代中国の宗教など

専攻の区分　　専攻分野の名称

11　教育学　　教　育　学

教育に関する事象は実に多様な領域・分野に拡がっている。教育学は教育の営みを対象として研究し，理論化することを目的とした学問であるが，今日では人間に関する総合的科学としての性格を有し，他の諸科学と密接な関連を持つ学問領域となっている。教育学を専攻するに当たっては，人間と社会を深く洞察しつつ，教育という営みを認識・理解し理論化しようとする強い指向性を持つことが重要である。教育学の領域はきわめて多方面にわたるので，自らの関心を整理しつつ専門科目を選び取り，その結果が学修成果に十分に反映するようなかたちで学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○教育学・教育心理学に関する科目 ○教科教育に関する科目 ○幼児教育・保育に関する科目 ○特別支援教育に関する科目 ○養護教育に関する科目	左の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇思想・哲学に関する科目 ◇歴史・文化に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇社会に関する科目 ◇法律・行政・経営に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇医療に関する科目 ◇福祉に関する科目 ◇芸術に関する科目 ◇保健体育に関する科目	

■専門科目の例■

○教育学・教育心理学に関する科目

教育概論，教育学，教育原理，人権教育論，教育原論，教育哲学，教育思想，教育史，学校教育学，現代学校論，現代教育論，教育臨床学，教育課程論，教育内容論，教育方法論，教授原論，教育工学，教育技術論，情報教育，生徒指導，教育社会学，教育行政学，教育経営学，教育財政学，教育制度論，教育組織論，学校経営，教育法規，教育調査法，教職論，教師論，進路指導論，教育実習，教職実践演習，道徳教育の研究，特別活動の研究，総合学習論，視聴覚教育，生活指導論，社会教育学，図書館学，生涯学習論，児童学＊１，児童教育学＊１，児童心理学＊１，児童指導論＊１，教育心理学，学習心理学，発達心理学，青年心理学，学級心理学，臨床心理学＊１，認知心理学＊１，人格心理学＊１，カウンセリング，教育相談学，学習過程論，学習指導論，教育評価，教育統計学など

注）＊１のついた科目については，教育学・教育心理学に関する内容であること

○教科教育に関する科目

国語，社会，算数，理科，音楽，図画工作，体育，家庭，生活等の各科の教育法，教材研究・教科専門＊２など

注）＊２のついた科目については，児童・生徒を対象とした教科に関する指導を目的とする内容であること

○幼児教育・保育に関する科目

幼児教育学，幼児教育原理，幼児教育史，保育制度論，幼児教育課程論，保育内容総論，保育内容研究，幼児教育指導法，幼児理解，幼小連携教育論，乳幼児心理学，児童学＊３，児童教育学＊３，児童心理学＊３，児童文化論＊３，乳幼児保育，保育学，保育原理，保育指導，保育方法論など

注）＊３のついた科目については，幼児教育・保育に関する内容であること

○特別支援教育に関する科目

障害児教育論，障害児教育史，特別支援教育制度論，障害児教育課程論，障害児教育法，障害児心理学，障害者福祉論，特別支援教育概論，医学リハビリテーション，知的障害児指導法，障害児指導法，障害児生活指導，障害児保育，障害児教育概説，障害児教育学，障害児治療法，障害児医学，障害者リハビリテーション，障害児教育実習，障害児発達支援学など

○養護教育に関する科目

養護教育概説，養護教育概論，養護教諭の職務，健康教育論，安全・管理教育，児童精神保健論，学校保健，健康相談活動など

専攻の区分　　専攻分野の名称

12　神　学　　神　学

神学はキリスト教の伝統に由来するもので，元来護教的動機に基づく弁証論から出発するが，近代日本の高等教育制度の中に位置づけられるときには，当然，他の諸学とならぶ学問的手法が要請される。欧米のキリスト教神学をそのまま導入するにあたっては，それを歴史的意味で正確に把握した上で，他の宗教的立場をも考慮に入れて，ある種の相対化が試みられなければならない。ただし，特定の宗教的立場を受け入れて，それをいわば「内側」から，自覚的・反省的に理解することも，依然として宗教研究のひとつの重要な方法であることは言うまでもない。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（宗教学一般に関する科目）】（８単位以上） ○宗教思想に関する科目 ○宗教史に関する科目 ○宗教行動に関する科目 【Ｂ群（個別宗教に関する科目）】 ○神道に関する科目 ○仏教に関する科目 ○キリスト教に関する科目（24 単位以上） ○他の宗教に関する科目	左のＡ群の区分のうちから２区分以上にわたること 左のＢ群の区分のうちから「キリスト教に関する科目」の区分を含み２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇哲学・倫理学に関する科目 ◇歴史に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇文学・芸術学に関する科目 ◇人類学に関する科目 ◇外国語に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（宗教学一般に関する科目）】

○宗教思想に関する科目

宗教学概論，宗教学，宗教哲学，比較宗教学，神秘主義研究，宗教的人間観，宗教的世界観など

○宗教史に関する科目

宗教史概説，日本宗教史，世界宗教史，近代と宗教，宗教史から見た「現代」など

○宗教行動に関する科目

宗教社会学，宗教人類学，宗教心理学，宗教教育学，宗教福祉学，布教・教化論，宗教と倫理，宗教と政治など

【Ｂ群（個別宗教に関する科目）】

○神道に関する科目

神道学，神道神学，神道史，祭祀研究，教派神道研究，神社神道史，延喜式，神道古典，神道教化など

○仏教に関する科目

仏教学，仏教史，仏教文化史，仏教伝道論，仏典研究など

○キリスト教に関する科目

キリスト教学，キリスト教史，キリスト教文化，組織神学，聖書学，教会史，牧会学など

○他の宗教に関する科目

イスラム研究，ユダヤ教研究，新宗教研究，インドの宗教，古代メソポタミアの宗教，儒教研究，古代中国の宗教など

専攻の区分　　専攻分野の名称

13　社会学　　社　会　学

社会学の研究対象はきわめて幅が広く，おおよそ人間の生の営みと社会のあり方にかかわるすべての事象が含まれる。社会学的研究の独自性は，研究対象ではなく，むしろそのものの見方・考え方に示される。具体的には，あらゆる社会事象を，人間の社会的行為と他者とのあいだに展開される相互行為，そして個人とより大きな社会とのあいだの相互影響関係の過程で絶え間なく生成・変容するものとしてとらえる。学士の段階では，「社会学理論」「社会学研究法」に関する科目の学修を通して社会学的なものの見方・考え方を学ぶとともに，「社会の諸領域」に関する科目の学修により関心の幅を広げることが求められる。最終的には，特定のテーマに絞り込んで社会学的思考法を応用的に用いる力を習得することが目標となる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○社会学理論に関する科目（４単位以上） ○社会学研究法に関する科目（４単位以上） ○社会の諸領域に関する科目（20 単位以上）	
	関連科目（４単位以上）	
	◇社会心理学に関する科目 ◇文化人類学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇法学に関する科目 ◇政治学に関する科目 ◇経済学に関する科目 ◇教育学に関する科目	

■専門科目の例■

○社会学理論に関する科目

社会学原論，社会学理論，理論社会学，基礎社会学，数理社会学，社会学概論，社会学史，社会思想史，経験社会学，応用社会学，比較社会学，歴史社会学，社会システム論，コミュニケーション論，社会的行為論，社会関係・人間関係論，社会集団・組織論，社会構造論，社会意識論，社会変動論，集合行動論，社会運動論など

○社会学研究法に関する科目

社会学研究法，社会調査法，社会統計学，計量社会学，行動計量学，社会学方法論，社会調査実習，情報処理，マス・コミュニケーション調査法，世論調査法など

○社会の諸領域に関する科目

家族社会学，家族関係論，地域社会学，都市社会学，農村社会学，生活構造論，産業社会学，労働社会学，政治社会学，経済社会学，文化社会学，知識社会学，宗教社会学，科学・技術社会学，言語社会学，教育社会学，福祉社会学，社会病理学，犯罪社会学，医療・保健社会学，社会階層・社会移動論，人口学，性・世代論，女性社会学，ジェンダー論，老年社会学，情報社会論，情報メディア論，マス・コミュニケーション論，新聞学，放送論，国際社会学，人種・民族論，近代化論，現代社会論，現代文化論，消費社会論，余暇論，体育社会学，スポーツ社会学，社会計画・開発論，環境社会学，社会史，逸脱社会学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

14　社会福祉学　　社　会　学

社会福祉学は，現代社会の仕組みの中で人間の生活保障にとって重要な機能を果たす「社会福祉」を体系づけたものである。この社会福祉学を学ぶ者は，社会福祉の歴史を踏まえた原理を基礎に，現代の社会福祉制度・政策及び社会福祉実践の２本の柱が組立てられていること，社会福祉が広範な分野にわたって浸透していることを理解し，かつ社会福祉が極めて実践的な性質を持つことから演習及び実習によって社会福祉の現場の仕組みを把握することが求められる。学士レベルで社会福祉を学として学修するにあたっては，このような社会福祉学の体系を把握して，その構成部分を確実に理解することが必要である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義科目）】 ○社会福祉の原理に関する科目（４単位以上） ○社会福祉の政策・制度に関する科目（４単位以上） ○社会福祉の実践方法に関する科目（４単位以上） ○社会福祉の諸分野に関する科目（12 単位以上） 【Ｂ群（演習・実習科目）】（２単位以上） ○社会福祉演習・実習に関する科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇医学・保健に関する科目 ◇心理に関する科目 ◇法律に関する科目 ◇社会に関する科目 ◇その他の社会科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義科目）】

○社会福祉の原理に関する科目

社会福祉（学）原論（社会福祉学概論・概説，社会福祉総論，社会福祉学，社会事業学），社会福祉発達史，西洋社会福祉史，日本社会福祉史，社会福祉思想史，社会福祉哲学，社会福祉倫理，社会福祉思想，生活学，生活問題論，生活構造論など

○社会福祉の政策・制度に関する科目

社会福祉政策論，社会福祉計画論，福祉国家論，社会保障論，社会保障法，社会福祉法，社会福祉法制，社会福祉行政論，社会福祉財政論，国際社会福祉論，比較福祉論など

○社会福祉の実践方法に関する科目

社会福祉援助技術（総）論，ソーシャルワーク論，社会福祉援助方法概論，社会福祉方法原論，社会福祉援助技術（方法）各論（ケースワーク，グループワーク，コミュニティワーク，ソーシャルアクション，ソーシャルプランニング，ケアマネジメント，ケースマネジメント），社会調査法，社会福祉調査法，調査統計法，質的研究法，社会福祉施設論，社会福祉施設処遇論，社会福祉施設管理論，社会福祉運営論，介護概論，介護技術（障害形態別介護技術），養護原理，保育理論など

○社会福祉の諸分野に関する科目

公的扶助論，生活保護論，貧困論，児童福祉論，母子（寡婦）福祉論，家庭福祉論，子ども家庭福祉論，障害学，差別論，障害者福祉論，障害児者福祉論，身体障害者福祉論，知的障害者福祉論，精神障害者福祉論，老人福祉論，高齢者福祉論，女性福祉論，ジェンダー論，地域福祉論，コミュニティケア論，在宅福祉論，在宅福祉サービス論，ボランティア論，医療福祉論，保健福祉論，教育福祉論，司法福祉論，産業（労働）福祉論，福祉教育論など

【Ｂ群（演習・実習科目）】

○社会福祉演習・実習に関する科目

社会福祉援助技術演習，社会福祉演習，社会福祉調査演習，社会福祉援助技術現場実習指導，社会福祉援助技術現場実習，社会福祉実習，医療福祉実習，精神保健福祉援助実習，社会福祉調査実習，介護実習，保育実習，家政学実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

15　比較文化　　教養又は学芸

比較文化は，個別の文化を異なる文化との対比や影響関係において研究する学問分野である。最近では，伝統的な受容・影響・異文化交流研究に加え，文化現象の多層性や越境性に注目したカルチュラル・スタディーズもこの学問領域の研究活動として活発になっている。まず関心をもつ文化の諸要素について学修したうえで，他の文化の諸相も視野に入れた研究テーマを選ぶことが望ましい。学士の学位を得るためには，(1)比較社会に関する科目，(2)比較文化に関する科目，(3)比較思想に関する科目，(4)文化人類学に関する科目，(5)文化地理学に関する科目，の５区分の中から，２区分以上にわたって学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（32 単位以上）	
	○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	左の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（８単位以上）	
	◇地域研究に関する科目（各地域の言語に関する科目を除く） ◇国際関係に関する科目 ◇科学技術論に関する科目	

■専門科目の例■

○比較社会に関する科目
比較社会論，比較法，比較政治論，比較体制論，情報社会論，社会心理学，比較教育など

○比較文化に関する科目
比較文化論，比較文学論，現代文化論，生活文化論，異文化間コミュニケーション，情報文化論，比較言語論など

○比較思想に関する科目
比較思想論，比較社会思想論，比較宗教論など

○文化人類学に関する科目
文化人類学，社会人類学，民族学，民俗学，観光人類学，心理人類学など

○文化地理学に関する科目
文化地理学，人文地理学，比較地理学，観光地理学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

16　地域研究

教養又は学芸

地域研究は，ある国や地域についての総合的な理解をめざす，学際的な研究分野である。グローバリゼーションが進行するなかでローカルな地域統合や編成がおこなわれている現在，その地域の政治・経済，歴史，文化，宗教などの豊かな知識と視点はますます重要となってきている。したがって，まず関心をもつ地域の政治・経済，文化，社会，地理，歴史，言語などについて学修したうえで，広い視野にたった研究テーマを選ぶことが望ましい。学士の学位を得るためには，取り上げる国または地域の(1)政治・経済に関する科目，(2)文化・社会に関する科目，(3)地理に関する科目，(4)歴史に関する科目の４区分のなかから，２つ以上の区分にわたって学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

<table>
<tr><td rowspan="4">専攻に係る授業科目の区分</td><td colspan="2">専門科目（32 単位以上）</td></tr>
<tr><td>○アジアの地域研究に関する科目
○北米の地域研究に関する科目
○ヨーロッパの地域研究に関する科目
○中南米の地域研究に関する科目
○中近東の地域研究に関する科目
○アフリカの地域研究に関する科目
○オセアニアの地域研究に関する科目

記
各地域の政治・経済に関する科目
各地域の文化・社会に関する科目
各地域の地理に関する科目
各地域の歴史に関する科目

各地域の言語に関する科目</td><td>少なくとも１つの区分から下記により 20 単位以上

２区分以上にわたり 16 単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連科目（８単位以上）</td></tr>
<tr><td>◇比較文化に関する科目
◇国際関係に関する科目
◇科学技術論に関する科目</td><td></td></tr>
</table>

■専門科目の例■

○各地域の政治・経済に関する科目

「各地域(各国)」の政治，「各地域(各国)」の外交，「各地域(各国)」経済論，「各地域(各国)」金融論，「各地域(各国)」産業論，「各地域(各国)」の政治と経済など

○各地域の文化・社会に関する科目

「各地域(各国)」文化論，「各地域(各国)」の社会，「各地域(各国)」の法律，「各地域(各国)」の社会と文化，「各地域(各国)」の宗教，「各地域(各国)」のジェンダー論，「各地域(各国)」言語文化論，「各地域(各国)」の美術，「各地域(各国)」の文化と生活など

○各地域の地理に関する科目

「各地域(各国)」の地理，「各地域(各国)」の自然，「各地域(各国)」地誌，「各地域(各国)」の風土など

○各地域の歴史に関する科目

「各地域(各国)」の歴史，「各地域(各国)」近現代史，「各地域(各国)」政治史，「各地域(各国)」経済史，「各地域(各国)」社会史，「各地域(各国)」文化史，「各地域(各国)」思想史，「各地域(各国)」女性史など

○各地域の言語に関する科目

「各地域(各国)」語，「各地域(各国)」語学など

※各地域の対象を日本とする場合は「日本を地域研究の対象として捉えた内容の科目」であること

専攻の区分　　専攻分野の名称

17　国際関係　　教養又は学芸

国際関係は，世界を一つの国際社会と考えてその社会の中の諸集団の相互関係に注目する学問分野である。この分野では，国際社会の平和と繁栄を目標として多角的な視座から学修することが求められる。なかでも平和を達成するための基礎領域である国際政治に関する科目および繁栄を達成するための基礎領域である国際経済に関する科目の学修は必須である。また，国際機構に関する科目，国際開発に関する科目および関連科目についても，国際関係にかかわる多様な課題の解明につながる知識を得るために幅広く学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（32 単位以上）	
	○国際政治に関する科目（８単位以上） ○国際経済に関する科目（４単位以上） ○国際機構に関する科目 ○国際開発に関する科目	
	関連科目（８単位以上）	
	◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目（各地域の言語に関する科目を除く） ◇科学技術論に関する科目	

■専門科目の例■

○国際政治に関する科目

国際政治史，国際関係史，外交史，国際政治論，国際法，国際人権論，国際関係論，地域統合論，国際統合論，安全保障論，平和論，国際交流論など

○国際経済に関する科目

国際経済論，国際貿易論，国際取引法，国際金融論，国際経営論，経済統合論など

○国際機構に関する科目

国際機構論，国際連合論，ＧＡＴＴ／ＷＴＯ論，ＮＧＯ論など

○国際開発に関する科目

国際開発論，経済発展論，国際環境論，多国籍企業論，人口論，国際開発政策など

9

専攻の区分　　専攻分野の名称

18　科学技術研究　　教養又は学芸

科学技術研究は，科学技術論に関する科目と諸科学に関する科目から構成される。前者は，科学技術研究を自ら行うのではなく，科学技術それ自体を対象として，その現状，歴史，展望，倫理性，論理構造，社会との相互作用などを学修する分野である。後者は，自然科学のみならずさまざまな学問分野を対象とするものであり，その学問分野の特質を総括的に学修するか，あるいは歴史的，社会学的，哲学的に学修する分野である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○科学技術論に関する科目（８単位以上） ○理学に関する科目 ○工学に関する科目 ○医学に関する科目 ○農学に関する科目 （左の区分から８単位以上） ○人文科学に関する科目 ○社会科学に関する科目 ○環境科学に関する科目	左のいずれかの１区分で20単位以上
	関連科目	
	◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目（各地域の言語に関する科目を除く） ◇国際関係に関する科目	

■専門科目の例■

○科学技術論に関する科目
科学論，自然科学概論，科学史（個別科学史を含む），科学哲学，科学教育，科学社会学，技術史（個別技術史を含む），技術論，技術教育，科学技術政策，科学技術倫理，科学技術と社会など

○理学に関する科目
数学，物理学，地学，化学，生物学，情報科学など

○工学に関する科目
工学概論，機械工学，電気電子工学，情報工学，応用化学，材料工学，土木工学，建築学など

○医学に関する科目
医学概論，基礎医学，臨床医学，社会医学，歯学，薬学，看護学，栄養学，健康科学，医学史，歯学史，薬学史，看護学史，栄養学史，健康科学史など

○農学に関する科目
農学概論，農業生物学，緑地環境科学，農芸化学，林学，林産学，農業工学，農林経済学，畜産学，水産学，獣医学，農学史，農業技術史など

○人文科学に関する科目
哲学，史学，文学，心理学など

○社会科学に関する科目
法学，政治学，経済学，社会学，教育学，情報論など

○環境科学に関する科目
エネルギー論，資源論，自然環境論，公害論，環境政策，環境倫理など

専攻の区分　　専攻分野の名称

19　社会科学　　社会科学

社会科学は，法学，政治学，経済学，商学，経営学，社会学等，個別の社会科学系の学問分野に留まらず，それらを総合的・学際的に研究する分野である。変動する現代社会の複雑な諸問題を解決するためには，伝統的な学問領域を超えた社会科学の総合的な知識が必要であり，さらにグローバルな視点や理解も求められている。このため，【A 群】に示す７区分の専門科目のうちから４つの区分にわたって，それぞれ所要単位以上を修得するとともに，【B 群】に示す「社会科学に関する基礎的かつ総合的な科目」についても学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（50 単位以上）	
	【Ａ群】 ○社会学に関する科目 ○国際関係に関する科目 ○法学に関する科目 ○政治学に関する科目 ○経済学に関する科目 ○商学に関する科目 ○経営学に関する科目 【Ｂ群】（４単位以上） ○社会科学に関する基礎的かつ総合的な科目	左のＡ群の区分のうち４区分についてそれぞれ８単位以上
	関連科目	
	◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目（各地域の言語に関する科目を除く）	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○社会学に関する科目
整理番号 13 の「社会学」の専門科目の例の科目

○国際関係に関する科目
整理番号 17 の「国際関係」の専門科目の例の科目

○法学に関する科目
整理番号 20 の「法学」の専門科目の例の科目

○政治学に関する科目
整理番号 21 の「政治学」の専門科目の例の科目

○経済学に関する科目
整理番号 22 の「経済学」の専門科目の例の科目

○商学に関する科目
整理番号 23 の「商学」の専門科目の例の科目

○経営学に関する科目
整理番号 24 の「経営学」の専門科目の例の科目

【Ｂ群】

○社会科学に関する基礎的かつ総合的な科目
社会科学入門，社会科学概論，社会科学の基礎，社会科学方法論，社会科学基礎研究，社会科学総合研究，社会科学基礎演習，社会科学演習，社会科学特殊講義，環境社会科学，環境社会論，市民社会論，現代文明論など

※Ｂ群の科目に該当するのは，「社会科学全体に関する基礎的かつ総合的な内容のもの」だけです。
「○○学概論」，「○○学入門」等の「基礎的」な科目であっても，個別の社会科学の科目はＡ群の科目区分の１つに該当します。

専攻の区分　　専攻分野の名称

20　法　学　　法　学

法学は，法に関する基本的な考え方から，人間社会における法の実際の働きや効果に至るまで，法をめぐる様々な問題を取り扱う分野である。法は，人と人との間の関係を規律するルールであると同時に，国家と個人，国家と国家の間を規律するルールでもある。その対象とする領域は人間社会の様々な領域に幅広く及び，各法分野は相互に関連しているので，学士のレベルでは，できるだけ幅広く各法分野の科目を学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（48 単位以上）	
	○公法学に関する科目（８単位以上） ○民事法学に関する科目（16 単位以上） ○刑事法学に関する科目（８単位以上） ○基礎法学に関する科目（４単位以上） ○国際関係法に関する科目（４単位以上） ○法学に関する概論的・総合的な科目	「憲法」の科目を含むこと
	関連科目	
	◇政治学に関する科目 ◇経済学に関する科目 ◇社会学に関する科目	

■専門科目の例■

○公法学に関する科目
憲法，比較憲法，国法学，行政法，地方自治法，租税法，税法，教育法など

○民事法学に関する科目
民法，財産法，物権法，債権法，家族法，身分法，相続法，商法，会社法，有価証券法，証券取引法，保険法，海商法，金融法，民事訴訟法，破産法，会社更生法，倒産法，民事執行法，裁判法（民事），労働法，社会保障法，経済法，産業法，無体財産権法，工業所有権法，著作権法，知的財産権法，消費者法，信託法など

○刑事法学に関する科目
刑法，刑事訴訟法，裁判法（刑事），少年法，経済刑法，刑事学，刑事政策，犯罪学など

○基礎法学に関する科目
比較法，外国法，英米法，イギリス法，アメリカ法，フランス法，ドイツ法，スペイン法，社会主義法，ソビエト法，アジア法，法制史，法史学，日本法制史，西洋法制史，東洋法制史，中国法制史，法思想史，法学史，ローマ法，法哲学，法社会学，法医学など

○国際関係法に関する科目
国際法，国際公法，海洋法，国際組織法，国際経済法，国際私法，渉外私法，国際取引法，国際民事訴訟法など

○法学に関する概論的・総合的な科目
法学，法学入門，法律学入門，法学概論，環境法，現代社会と法など

専攻の区分　　専攻分野の名称

21　政治学　　政　治　学

政治学は，人間が政治社会を構成するうえで直面する権力と公共性の問題を多様な角度から考察する学問である。政治現象を立体的に理解するためには，政治の原理や理論，人間の政治に関する思惟のあり方や行動のあり方，現代における政治的実践のあり方をそれぞれ理解した上で，それらを総合する能力が必要である。そのために，これら３つの分野にわたる学修が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○政治に関する原理的な科目（８単位以上） ○政治の思想及び歴史に関する科目（８単位以上） ○現代の政治の実態に関する科目	左の３区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇法学に関する科目 ◇経済学に関する科目 ◇社会学に関する科目	「憲法」「経済原論」「財政学」及び「政治社会学」のいずれかの科目を含むこと

■専門科目の例■

○政治に関する原理的な科目

政治学原論，政治哲学，現代政治理論，国際政治学，行政学など

○政治の思想及び歴史に関する科目

日本政治思想史，西洋政治思想史，日本政治史，日本外交史，西洋政治史，西洋外交史，国際政治史，国際関係史，外交史など

○現代の政治の実態に関する科目

比較政治論，政治制度論，政治機構論，政治過程論，現代日本政治論，公共政策論，政策科学，地域政治論，地方自治論，国際地域論，国際地域研究，国際機構論など

専攻の区分　　専攻分野の名称

22　経済学　　経　済　学

経済学の課題は，市場経済において発生する様々な現象・問題を対象として，(1)それがなぜ社会的に問題となるのか，(2)それは何を原因として発生するのかを明らかにし，最後に(3)それらの分析をふまえて対応策を提示することにある。したがって，経済学は，理論，歴史，政策の三分野にわたってバランスよく学ぶことを必要とする。また，そのために経済現象を統計データで捉え，確認，検証していく統計学も経済学の重要な科目を構成している。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○経済理論に関する科目（８単位以上） ○経済史に関する科目（４単位以上） ○経済政策・応用経済学に関する科目（16 単位以上） ○統計学に関する科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇商学に関する科目 ◇経営学に関する科目 ◇法学に関する科目 ◇政治学に関する科目 ◇社会学に関する科目	

■専門科目の例■

○経済理論に関する科目

経済学通論，経済原論，経済理論，ゲーム理論，ミクロ経済学，マクロ経済学，国際経済学，厚生経済学，計量経済学，経済学説史，経済学方法論，経済変動論など

○経済史に関する科目

経済史通論，日本経済史，東洋経済史，西洋経済史，経済思想史など

○経済政策・応用経済学に関する科目

経済政策，世界経済論，比較体制論，産業組織論，工業経済論，農業経済論，サービス産業論，交通経済論，経済開発論，都市経済論，経済立地論，経済地理学，地域経済学，地域経済論，環境経済論，日本経済論，現代技術論，多国籍企業論，財政学，地方財政論，公共経済学，金融論，貨幣論，国際金融論，社会政策，労働経済学，社会保障論，労働運動史，人口問題など

○統計学に関する科目

統計学通論，経済数学，数理統計学，経済統計，情報論など

専攻の区分　　専攻分野の名称

23　商　学　　商　学

商学とは，営利を目的として商品，サービス，アイデアを生産者から消費者まで流通させる経済現象ならびに商業活動を研究対象とする学問である。学士の学位を得るためには，商学総論，金融論，貿易論，交通論，マーケティング，会計学，商業史の７つの科目区分から３区分以上を幅広く履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○商学総論に関する科目 ○金融論に関する科目 ○貿易論に関する科目 ○交通論に関する科目 ○マーケティングに関する科目 ○会計学に関する科目 ○商業史に関する科目	左の区分のうちから３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇経済学に関する科目 ◇経営学に関する科目 ◇法学に関する科目 ◇政治学に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇情報論に関する科目	

■専門科目の例■

○商学総論に関する科目
商業経営論，現代流通論，商学概論，商業政策など

○金融論に関する科目
金融論，銀行論，国際金融論，保険論，信託論，外国為替，証券論，証券市場論など

○貿易論に関する科目
貿易論，商業英語，各国経済事情など

○交通論に関する科目
交通論，海運論，陸運論，空運論，物流論など

○マーケティングに関する科目
マーケティング論，国際マーケティング論，広告論，商品学，市場調査論，標本調査論，流通情報論など

○会計学に関する科目
会計総論，簿記論，会計学，財務会計論，原価計算論，工業会計論，管理会計論，税務会計論，国際会計論，会計監査論，監査論，環境会計論，非営利組織会計論など

○商業史に関する科目
商業史，経営史など

専攻の区分　　専攻分野の名称

24　経営学　　経　営　学

経営学は，われわれの社会生活に大きな影響を及ぼしている「企業」を主たる研究対象として，その構造や活動，資源やシステムについて理解を深め，分析能力を高めることを課題とする学問分野である。生産から販売・マーケティング，あるいは経理・財務，人事・労務，情報，戦略，社会的責任など，現代社会で必要とされる専門知識を提供している。「経営学」という専攻の区分で，「学士」の学位を取得するためには，専門科目に関して４区分以上の学修と，４単位以上の関連科目の学修が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○経営学・経営学史に関する科目 ○企業論に関する科目 ○経営管理論に関する科目 ○人事管理論に関する科目 ○国際経営論に関する科目 ○経営情報論に関する科目 ○経営史に関する科目 ○会計学に関する科目 ○マーケティングに関する科目	左の区分のうちから４区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇経済学に関する科目 ◇商学に関する科目 ◇法学に関する科目 ◇政治学に関する科目 ◇社会学に関する科目	

■専門科目の例■

○経営学・経営学史に関する科目
経営学，経営学総論，経営学史など

○企業論に関する科目
企業論，企業形態論，株式会社論，多国籍企業論，中小企業論，ベンチャー企業論，公益企業論，非営利組織論など

○経営管理論に関する科目
経営管理論，経営組織論，非営利組織経営論，生産管理論，経営財務論，財務管理論，経営戦略論，経営計画論，経営哲学，企業倫理，環境経営論，ナレッジマネジメント，企業文化論など

○人事管理論に関する科目
人事管理論，労務管理論，人的資源管理論，経営心理学，労使関係論など

○国際経営論に関する科目
国際経営論，多国籍企業経営論，異文化経営論，国際投資論など

○経営情報論に関する科目
経営情報論，情報処理論，事務管理論，コンピュータ事務論，経営システム論，管理工学，経営科学，産業情報論など

○経営史に関する科目
経営史，商業史など

○会計学に関する科目
会計総論，簿記論，会計学，財務会計論，原価計算論，工業会計論，管理会計論，税務会計論，国際会計論，会計監査論，監査論，環境会計論，非営利組織会計論など

○マーケティングに関する科目
マーケティング論，国際マーケティング論，広告論，商品学，市場調査論，標本調査論，流通情報論など

専攻の区分　　専攻分野の名称

25　数学･情報系　　理　学

諸科学の基盤としての数学と，情報に関わる技術の基礎となる情報科学は，21 世紀の科学技術を支える学問であるといえる。この専攻の区分においては，学士として，数学の論理的体系や情報科学の構成的手法を修得し，演習・実験等を通じてそれを定着させることが望まれる。学修全体の基礎となる数学や情報リテラシーを学ぶだけでなく，高度な数学あるいは情報科学を体系的に専門科目として学修することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上。ただし，以下のいずれかの１区分で 20 単位以上） ○数学に関する科目 ○情報科学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（Ａ群の区分のうち「数学に関する科目」の区分の単位数が 20 単位未満の場合は４単位以上） ○情報科学に関する実験・実習科目 ○実習を伴うプログラミング・情報処理に関する演習科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「理学」の他の専攻の区分の専門科目 ◇応用理学・基礎工学・情報学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○数学に関する科目

微分・積分学，線形代数，集合と位相，代数幾何，整数論，表現論，代数，幾何，位相幾何，微分幾何，リー群論，実解析，複素解析，関数解析，確率・統計，微分方程式，数値解析，物理数学，応用数理・実験数理，組み合せ論・離散数学，制御理論，計画数学，計算機数学，数学基礎論，数学史など

○情報科学に関する科目

情報理論，離散数学，データ構造とアルゴリズム，プログラミング言語，システムソフトウェア，ソフトウェア工学，データベース，論理回路，計算機アーキテクチャ，コンピュータネットワーク，計算機システム，情報システム，数値解析，画像処理，コンピュータグラフィックス，人工知能，符号理論，暗号理論など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○情報科学に関する実験・実習科目

○実習を伴うプログラミング・情報処理に関する演習科目

9

専攻の区分　　専攻分野の名称

26　物理学･地学系　　理　学

自然界の多様な現象を支配している基本的な法則を理解し，それに基づいて，素粒子や原子・分子そして地球・宇宙にいたるまでの広範なスケールにおける様々な現象を系統的に説明，予測し，さらには応用し制御することを可能にするのが物理学および地学の領域である。学士レベルでは，Ａ群およびＢ群に分けて掲げられた専門科目を通じてこの領域の基礎を学修するとともに，専門科目および関連科目を通じて基礎からの発展や応用を学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上。ただし，以下の５区分のうち２区分以内から 20 単位以上） ○物理学に関する科目 ○宇宙物理学に関する科目 ○地球惑星物理学に関する科目 ○地質学・鉱物学に関する科目 ○地理学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（４単位以上） ○物理学・地学に関する実験・実習（巡検を含む）科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「理学」の他の専攻の区分の専門科目 ◇応用理学・基礎工学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○物理学に関する科目

物理学概論，力学，電磁気学，電磁物理学，熱力学，統計熱力学，統計力学，量子力学，原子核物理学，固体物理学，流体力学，流体物理学，高エネルギー物理学，光学，生物物理，プラズマ物理学，物理数学，計算物理学，原子分子物理学，相対論，素粒子物理学，物性物理学，連続体力学，弾性論，物理実験学，凝縮系物理学，電子論，非線形物理学，化学物理，場の理論，計算物理学演習など

○宇宙物理学に関する科目

天文学概論，位置天文学，天体力学，太陽物理学，恒星物理学，恒星天文学，銀河天文学，宇宙進化論，電波天文学，光学・赤外天文学，高エネルギー天文学，天体物理学など

○地球惑星物理学に関する科目

地球物理学概論，固体地球物理学（地震学，測地学，地球内部物理学を含む），流体地球物理学（気象学，海洋物理学，地球流体力学を含む），宇宙空間・惑星物理学，地球電磁気学，惑星進化学，火山学，地球科学，テクトニクスなど

○地質学・鉱物学に関する科目

地質学概論，岩石学，鉱物学，結晶学，惑星物質科学，古生物学，地質調査法，地史学，層序学，地層学，構造地質学，化学地質学，地球化学，地学など

○地理学に関する科目

自然地理学，陸水学，地図学，地形学，気候学，地誌学*，水文学など

注）*のついた科目については，自然科学に関する内容を含むこと

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○物理学・地学に関する実験・実習（巡検を含む）科目

物理学実験，基礎物理学実験，地球惑星物理学実験，地球惑星化学実験，鉱物学実習，鉱物学実験，地質学野外巡検，地質学実験，岩石学実習，岩石学実験，結晶学実験，古生物学実習，地理学実習，地理学実験，地理学野外実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

27　化学系　　理　学

化学は，物質の構造を原子・分子のレベルで解明し，物質の様々な性質と変化の様相を調べ，それらを物質の構造と結び付けて理解する学問である。またそこで得られた知識を使って，自然界にある物質を人工的に製造し，さらに天然自然にない人工物を化学者自らの手で創出することも目的となる。したがって化学においては幅広い科目の修得が必要とされる。また化学を重要な基礎とする領域は，理学・工学はもとより，医学・薬学，農学，環境科学など，広い範囲にわたっている。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○物理化学に関する科目 ○有機化学に関する科目 ○無機化学に関する科目 ○生物化学に関する科目 ○分析化学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○化学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから４区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「理学」の他の専攻の区分の専門科目 ◇応用理学・基礎工学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○物理化学に関する科目

物理化学，量子化学，理論化学，化学数学，化学反応論，反応速度論，化学熱力学，統計熱力学，化学結合論，構造化学，結晶化学，分光学，分子分光学，物性化学，高分子物性論，界面化学，物理化学演習，計算機化学演習，コロイド化学，化学統計力学など

○有機化学に関する科目

有機化学，理論有機化学，有機量子化学，物理有機化学，有機合成化学，高分子化学，構造有機化学，反応有機化学，有機金属化学，有機光化学，天然物有機化学，有機機器分析，有機化学演習など

○無機化学に関する科目

無機化学，無機合成化学，固体構造化学，金属化学，錯体化学，放射化学，生物無機化学，触媒化学，無機化学演習など

○生物化学に関する科目

生物化学，生化学，分子生物学，生物物理学，生物物理化学，酵素化学，生体高分子学，生物化学演習など

○分析化学に関する科目

分析化学，機器分析，地球化学，環境化学，海洋化学，電気化学，分析化学演習，分光分析など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○化学に関する実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

28　生物学系　　理　学

生物学は動植物，微生物，細菌，ウイルスなどが示す生命現象を対象とし，生物学・化学・物理学・生物工学的手法を用いて，生理，代謝，遺伝，発生，進化といった基本的な現象を研究する基礎理学の学問領域である。生物学の学修により，生物科学全般を広く見渡せる学識を身につけることが望まれる。また実験・実習によって各種研究手法を学ぶことにより，講義で得られた知識の確認と定着を図ることも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○生物学に関する総合的な科目 ○形態・系統・分類学に関する科目 ○生態・環境生物学に関する科目 ○生理・生化学に関する科目 ○遺伝・発生学に関する科目 ○細胞・分子生物学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○生物学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「理学」の他の専攻の区分の専門科目 ◇応用生物科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○生物学に関する総合的な科目

一般生物学（バイオサイエンスを含む），生命倫理学など

○形態・系統・分類学に関する科目

自然史学，動物学，植物学，動物形態学，植物形態学，組織学，解剖学，系統分類学，進化学，生物地理学など

○生態・環境生物学に関する科目

生態学，動物生態学，植物生態学，微生物生態学，環境生物学，行動学，生物社会学など

○生理・生化学に関する科目

生理学，生化学，生理化学，酵素化学，動物生理学，植物生理学，代謝生理学，内分泌学，光生物学など

○遺伝・発生学に関する科目

遺伝学，集団遺伝学，細胞遺伝学，分子遺伝学，発生学，発生生物学，形態形成学，放射線生物学など

○細胞・分子生物学に関する科目

細胞学，細胞生物学，分子生物学，生物物理学，免疫学，微生物学，微細構造学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○生物学に関する実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

29　総合理学　　理　学

総合理学は，理学における特定の分野を個別に学修するのではなく，複数の分野の相互の関連に注目して幅広く学修する専攻の区分である。具体的には，理学に関する総合的な科目（Ｂ群）として例示されている，科学思想，科学史，科学教育，環境科学などの総合的な学修が必要な分野や，理学における複数の分野の境界領域，例えば，生物学と化学，又は生物学と物理学との境界領域である「生命科学」，生物学と情報との境界領域である「生命情報科学」，生物学と地学との境界領域である「生物圏科学」，物理学と化学との境界領域である「物質科学」などの学際的な学修が必要な分野を含む。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群】（２区分について，それぞれ 10 単位以上） ○数学・情報系に関する科目 ○物理学・地学系に関する科目 ○化学系に関する科目 ○生物学系に関する科目 【Ｂ群】（６単位以上） ○理学に関する総合的な科目	
	関連科目	
	◇応用理学・基礎工学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○数学・情報系に関する科目

整理番号 25 の「数学・情報系」の専門科目の例の科目

○物理学・地学系に関する科目

整理番号 26 の「物理学・地学系」の専門科目の例の科目

○化学系に関する科目

整理番号 27 の「化学系」の専門科目の例の科目

○生物学系に関する科目

整理番号 28 の「生物学系」の専門科目の例の科目

【Ｂ群】

○理学に関する総合的な科目

科学史（個別科学史を含む），科学基礎論，自然科学概論，環境科学，理科教育法など

9

専攻の区分　　専攻分野の名称

30　薬科学　　薬　科　学

薬科学は，生物学，有機化学及び物理化学等の基礎科学を基盤とし，化学物質（医薬品，食品，毒物，環境物質等）と正常状態及び病態にある生命体との相互作用を探究する総合科学であり，薬の開発を目指す創薬化学，生命や物質の本質を探る基礎科学，生活環境の安全と健康増進のための衛生化学，薬を安全かつ効果的に人に適用するための医療薬学などの広い領域が含まれる。学士レベルではこれらの基礎科目及び専門科目をできるだけ幅広く，講義と実験・実習のバランスに配慮して学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（50 単位以上）	
	【Ａ群（講義及び実験・実習科目）】（30 単位以上，実験・実習科目６単位以上を含むこと） ○生物系薬学に関する科目 ○有機化学系薬学に関する科目 ○物理化学・分析化学系薬学に関する科目 【Ｂ群（講義及び実験・実習科目）】（20 単位以上，実験・実習科目６単位以上を含むこと） ○衛生薬学に関する科目 ○医療薬学に関する科目 ○社会薬学に関する科目	左のＡ群の３区分にわたること 左のＢ群の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇薬学の基礎となる科目 ◇薬学の周辺技術等に関する科目 ◇健康科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義及び実験・実習科目）】

○生物系薬学に関する科目

基礎生化学，生物化学，生理学，生理化学，細胞生物学，機能形態学，微生物学，免疫学，解剖学，病理学など

○有機化学系薬学に関する科目

有機化学，有機反応論，有機合成化学，生物有機化学，生薬学，天然物化学など

○物理化学・分析化学系薬学に関する科目

熱力学，界面・コロイド学，量子化学，生物物理化学，薬品分析化学，分子構造分析化学，薬品放射化学など

【Ｂ群（講義及び実験・実習科目）】

○衛生薬学に関する科目

衛生化学，公衆衛生学，毒性学など

○医療薬学に関する科目

薬理学，臨床検査学，化学療法学，薬物療法学，医薬品安全性学，薬物代謝学，医薬品情報学，製剤学，薬剤学，薬物処方学，薬剤疫学など

○社会薬学に関する科目

薬学概論，薬事関連法規，薬局方，薬効検定法など

薬剤師国家試験の受験資格は，原則として６年制の薬学部（科）への入学，卒業が必要となる。薬学・薬科学に関する教育制度や薬剤師国家試験の受験資格については，以下に問い合わせるなどにより必ず確認すること。

＜薬学・薬科学に関する教育制度について＞

・文部科学省高等教育局医学教育課

ＴＥＬ：０３－６７３４－３３０６　ＦＡＸ：０３－６７３４－３３９０

文部科学省ウェブサイト　ＵＲＬ：http://www.mext.go.jp/

＜薬剤師国家試験受験資格について＞

・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

ＴＥＬ：０３－３５９５－２３７７　ＦＡＸ：０３－３５９１－９０４４

厚生労働省ウェブサイト　ＵＲＬ：http://www.mhlw.go.jp/

専攻の区分　　専攻分野の名称

31　看護学　　看　護　学

看護とは，現にある，あるいはこれから起こる可能性のある健康問題に対する人間の反応を診断し，ケアすることである。看護学とは，このような健康と病気をめぐる看護に関する理論や知識，技術を生み出し活用するための学問分野である。学士のレベルでは，専門科目としてＡ群の７つの科目のうち「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」の区分の科目を含む 16 単位以上を，Ｂ群の実習科目として「看護学に関する実習科目」を 16 単位以上学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習・実験科目）】（16 単位以上） ○基礎看護学に関する科目 ○母性看護学に関する科目 ○小児看護学に関する科目 ○成人看護学に関する科目 ○老人看護学に関する科目 ○精神看護学に関する科目 ○地域看護学に関する科目 【Ｂ群（実習科目）】（16 単位以上） ○看護学に関する実習科目	左の区分のうち「基礎看護学に関する科目」「母性看護学に関する科目」「小児看護学に関する科目」及び「成人看護学に関する科目」の区分の科目を含むこと
	関連科目（４単位以上）	
	◇医学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習・実験科目）】

○基礎看護学に関する科目

看護学概論，基礎看護技術，臨床看護学総論，看護科学論，看護哲学，看護倫理，看護史，看護制度論，看護管理論，看護教育論，看護研究など

○母性看護学に関する科目

母性看護学概論，母性臨床看護学，母性看護援助論，母性看護方法論，助産学概論，基礎助産学，助産診断学，助産技術学，助産診断・技術学，助産業務管理，助産管理など

○小児看護学に関する科目

小児看護学概論，小児臨床看護学，小児看護援助論，小児看護方法論など

○成人看護学に関する科目

成人看護学概論，成人臨床看護学，成人看護援助論，成人看護方法論など

○老人看護学に関する科目

老人看護学概論，老年看護学概論，老人臨床看護学，老年看護援助論，老年看護方法論など

○精神看護学に関する科目

精神看護学概論，精神保健看護学，精神看護援助論，リエゾン精神看護論など

○地域看護学に関する科目

地域看護学，公衆衛生看護学概論，地域看護方法，地区活動論，家族相談援助論，保健指導総論・各論，在宅看護論，産業保健看護学など

【Ｂ群（実習科目）】

○看護学に関する実習科目※

基礎看護学実習，母性看護学実習，助産学実習，小児看護学実習，成人看護学実習，老人看護学実習，精神看護学実習，地域看護学実習など

※短期大学及び専修学校専門課程のうち２年課程（通信制）の場合に限り，「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成 13 年１月５日　健政発第５号），「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日　医政発 0331 第 21 号）における紙上事例演習で修得した単位を，看護学に関する実習科目として申告することができます。

専攻の区分　　専攻分野の名称

32　検査技術科学　　保健衛生学

検査技術科学は，臨床検査あるいは検査技術に関する学問分野である。医学全般すなわち基礎医学と臨床医学をその基盤として学び，さらに検査に的を絞った「検査学」について学修する。「検査学」の中には，検査の総論的な領域としての基礎検査学，そして実際に検査を診療に応用する臨床検査学の領域があり，ともに修める必要がある。臨床検査学に関してはその実習も必須である。以上をＡ群とし，学士としては，これら４区分を幅広く履修することが求められる。さらに，「検査学」をより実効のあるものとするために，医学・医療を周辺から支える領域として，Ｂ群の科目が設定してある。Ｂ群についても学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群】（36 単位以上） ○基礎・臨床医学に関する科目（実習科目を含む） ○基礎検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する実習科目 【Ｂ群】 ○健康科学に関する科目 ○社会医学に関する科目 ○統計学・情報科学に関する科目	左のＡ群の４区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目 ◇生命科学に関する科目 ◇理工学に関する科目 ◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○基礎・臨床医学に関する科目（実習科目を含む）

医学概論，解剖学，生体形態学，生理学，生体機能学，薬理学，病理学，組織学，病態形態学，生化学，分子生物学，遺伝学，染色体学，微生物学，細菌学，血清学，免疫学，医動物学，実験動物学，臨床医学総論など

○基礎検査学に関する科目

検査管理学，検査機器総論，医用工学概論，検査情報学，医療情報学など

○臨床検査学に関する科目

臨床検査総論，臨床検査医学各論，一般検査学，臨床生理検査学，臨床化学，環境衛生検査学，血液検査学，微生物検査学，免疫検査学，遺伝子検査学，染色体検査学，病理細胞組織学，臨床細胞学，放射性同位元素検査技術学など

○臨床検査学に関する実習科目

臨床検査総論実習，臨床検査医学各論実習，一般検査学実習，臨床生理検査学実習，臨床化学実習，環境衛生検査学実習，血液検査学実習，微生物検査学実習，免疫検査学実習，遺伝子検査学実習，染色体検査学実習，病理細胞組織学実習，臨床細胞学実習，放射性同位元素検査技術学実習など

【Ｂ群】

○健康科学に関する科目

健康科学，栄養学，臨床栄養学，食生活論，食物論，健康管理学，体力科学，スポーツ科学，学校保健，精神保健，小児保健，成人保健，母性保健，老人保健など

○社会医学に関する科目

公衆衛生学，疫学，環境衛生学，医療関係法規，予防医学，高齢化社会学，医療倫理学など

○統計学・情報科学に関する科目

統計学，情報科学，コンピュータ学，情報管理学，情報工学，情報処理，医療システム学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

33　臨床工学　　保健衛生学

臨床工学とは医療の現場における医用機器の操作運用，保守管理など，医師，看護師の医学的知識に加えて，医用機器に関する工学的知識を医療の現場に持ち込むことにより医用機器が患者に用いられる際の安全確保を目的として近年注目されている分野である。工学と医学に関し幅広い知識が要求され，専門科目のＡ群では臨床工学的知識に重点が置かれるが，Ｂ群では医学的知識の基礎，工学的知識の基礎，さらには医療現場を取り巻く社会学的知識に関する科目の履修が要求される。医師，看護師によって行われてきた医療に臨床工学が入ってきた理由を良く理解し，臨床工学の臨床現場での重要性を念頭に置きながら履修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群】（20 単位以上，実習科目を含むこと） ○臨床工学に関する科目 【Ｂ群】 ○基礎・臨床医学に関する科目（８単位以上，実習科目を含むこと） ○基礎工学（臨床工学分野の基礎となる工学）に関する科目（８単位以上，実習科目を含むこと） ○社会医学に関する科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目 ◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇生態・環境生物学に関する科目 ◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○臨床工学に関する科目

医用工学概論，医用機器学概論，生体機能代行装置学，医用治療機器学，生体計測装置学，検査機器学概論，医用機器安全管理学など

【Ｂ群】

○基礎・臨床医学に関する科目

医学概論，分子細胞生物学，解剖学，生理学，病理学，臨床検査医学，臨床生理学，臨床生化学，臨床遺伝学，臨床微生物学，医動物学，臨床免疫学，臨床薬理学，臨床医学総論，細菌学，病態形態学，組織学，遺伝子検査学，染色体検査学，生理機能検査学，検査安全管理学，医学検査学，生化学，微生物学，免疫学など

○基礎工学（臨床工学分野の基礎となる工学）に関する科目

応用数学，応用物理学，システム工学，制御工学，人間工学，情報工学，情報処理工学，情報処理概論，電気工学，電磁気学，電子工学，電子回路工学，物性工学，バイオメカニクス，生体機能工学，機械工学，材料工学，素材工学，バイオマテリアル，計測工学，光工学，レーザ工学，医用超音波工学，画像工学，医用画像工学，医用画像機器工学，放射線工学概論，放射線機器工学，放射線計測学など

○社会医学に関する科目

公衆衛生学，医療社会学，医療管理学，病院管理学，医療関係法規，医療統計学，医療情報学，医療倫理学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

34　放射線技術科学　　保健衛生学

放射線技術科学は，放射線に関する医療技術を扱う学問分野であり，理工学及び基礎・臨床医学を基盤としている。放射線，磁気，超音波などは人体内部を画像化する手段として診断に役立っている。また，放射線はがんの治療にも利用されている。放射線技術科学は医用放射線の分野において確立された医療技術を理解し，それを安全かつ正確に遂行する能力を身に付けるのに必要である。また，今日の医療においては，医用画像から疾病の早期発見や診断・治療に必要な情報を引き出すための画像医工学に関する知識・技術が必要とされている。これらに対応するため，Ａ群に示した放射線に関する医療技術を体系的に履修することに加えて，Ｂ群に示した放射線技術科学の基礎となる理工学，基礎・臨床医学，社会医学に関する科目を履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

<table>
<tr><td rowspan="5">専攻に係る授業科目の区分</td><td colspan="2">専門科目（40 単位以上）</td></tr>
<tr><td>【Ａ群】（36 単位以上）
○放射線理工学に関する科目
○放射線医科学に関する科目
○画像医工学に関する科目
○放射線・画像技術学に関する科目
○放射線管理学に関する科目
○放射線技術科学に関する実習科目
【Ｂ群】
○理工学に関する科目(放射線技術科学分野の基礎となる理工学)
○基礎・臨床医学に関する科目
○社会医学に関する科目</td><td>左のＡ群の区分のうちから「放射線理工学に関する科目」及び「放射線技術科学に関する実習科目」の区分を含み４区分以上にわたること</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連科目（４単位以上）</td></tr>
<tr><td>◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目
◇健康科学に関する科目
◇人間発達・心理学に関する科目
◇統計学・情報科学に関する科目
◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目</td><td></td></tr>
</table>

■専門科目の例■

【Ａ群】

○放射線理工学に関する科目

放射線物理学，原子物理学，放射化学，放射線機器工学，放射線感光工学，放射線発生工学，放射線機器管理学など

○放射線医科学に関する科目

放射線医学，画像医学，画像解剖学，核医学，放射性薬品学，放射線治療学，放射線生物学，放射線遺伝学など

○画像医工学に関する科目

画像工学，画像解析学，画像処理論，放射線写真学，画像情報学，画像機器工学，画像センサー学，写真化学など

○放射線・画像技術学に関する科目

放射線計測学，放射線画像技術学，医用画像技術学，核医学技術学，放射線治療技術学，温熱治療技術学など

○放射線管理学に関する科目

放射線管理学，放射線衛生学，放射線関係法規，放射線施設設計学，放射線廃棄物処理学，放射線量評価学など

○放射線技術科学に関する実習科目

放射化学実習，放射線機器工学実習，放射線写真学実習，放射線画像技術学実習，放射線計測学実習，核医学技術学実習，放射線治療技術学実習，放射線管理学実習，画像機器工学実習，画像工学実習，画像センサー学実習，医用画像技術学実習，病院見学など

【Ｂ群】

○理工学に関する科目（放射線技術科学分野の基礎となる理工学）

応用数学，電気工学，電子工学，電磁気学，音響学，自動制御工学，システム制御工学，医療情報工学，医用物理学，量子力学，医用分析機器学，医用材料学など

○基礎・臨床医学に関する科目

医学概論，臨床医学概論，解剖学，生理学，生化学，病理学，薬理学，臨床化学，臨床検査学，看護学，臨床免疫学，救急医学など

○社会医学に関する科目

衛生学，公衆衛生学，医療システム学，環境科学，国際医療協力学，医療倫理学，医療経済学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

35　理学療法学　　保健衛生学

理学療法とは，発達障害や疾病・外傷，また加齢などによって機能が低下している人や身体に障害のある人に対して，基本的な動作能力の維持・改善を目的として運動療法，物理療法，日常生活動作訓練などを行う身体治療の手法であり，そして理学療法学とは，理学療法を理解し実施する上で必要な各種の検査や測定による評価で問題点を明らかにするとともに治療技法を学び，理学療法に資するための学問である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（理学療法学に関する科目）】（36 単位以上） ○基礎・研究理学療法学に関する科目 ○心身機能診断学に関する科目 ○臨床理学療法学に関する科目 ○物理療法学に関する科目 ○日常生活活動学に関する科目 ○理学療法学に関する臨床実習科目 【Ｂ群】 ○作業療法学に関する科目（整理番号 36 の「作業療法学」のＡ群に区分される科目） 【Ｃ群】 ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○健康科学に関する科目	左のＡ群の区分のうち「基礎・研究理学療法学に関する科目」及び「理学療法学に関する臨床実習科目」の区分を含み５区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目 ◇人間発達・心理学に関する科目 ◇統計学・情報科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（理学療法学に関する科目）】

○基礎・研究理学療法学に関する科目

理学療法概論，医療倫理学，生命と倫理，神経生理学，運動生理学，筋生理学，筋生物学，物理学，理学療法学研究方法論・研究課題など

○心身機能診断学に関する科目

機能診断学，生体情報分析学，理学療法評価学，運動機能評価学，身体機能評価学，検査学，計測学など

○臨床理学療法学に関する科目

骨・関節疾患理学療法学，神経・筋疾患理学療法学，神経機能療法学，循環疾患理学療法学，内臓疾患理学療法学，中枢神経疾患理学療法学，代謝疾患理学療法学，スポーツ理学療法学，スポーツ傷害治療学，臨床運動学，病態運動療法学，精神疾患理学療法学，チーム医療論など

○物理療法学に関する科目

物理療法学，力学，電気工学，電気生理学，電磁気学，熱力学など

○日常生活活動学に関する科目

日常生活活動学，動作能力分析学，環境制御学，生活環境制御学，生活環境論，地域理学療法学，自助具，補装具学，福祉機器，ＱＯＬ論など

○理学療法学に関する臨床実習科目

臨床見学，初期体験実習，早期臨床体験実習，臨床評価実習，総合臨床実習，症例検討など

【Ｂ群】

○作業療法学に関する科目

整理番号 36 の「作業療法学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

【C群】

○基礎・臨床医学に関する科目

医学概論，生理学，生化学，免疫学，解剖学，人体構造学，機能解剖学，組織学，神経解剖生理学，病理学，微生物学，薬理学，運動学，一般臨床医学，外科学，整形外科学，運動器障害学，脳外科学，脳神経外科学，画像解析学，画像診断学，内科学，内部障害学，内部障害病態学，神経内科学，臨床神経学，神経機能障害学，神経機能病態学，小児科学，小児発達障害学，小児疾病論，精神科学，精神医学，精神保健学，社会精神医学，心身医学，泌尿器科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，感覚器障害学，感覚障害論，皮膚科学，循環器科学，臓器移植機能回復学，公衆衛生科学，社会医学，リハビリテーション医科学，精神心理リハビリテーション論，スポーツ障害学，スポーツ生理学，言語治療学，言語病理学，神経心理学，老年医学，老年期障害学，老年期神経機能障害論，老年期心身機能障害学，老年期特性論，救急医学，医療安全管理学，予後管理医学，医用工学，リハビリテーション工学，生体力学，生体応用工学など

○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

社会福祉論，公的扶助論，保健行政論，衛生法規，福祉法規，高齢者福祉，老人福祉，児童福祉，障害者福祉，保健福祉論，文化と環境，家族関係学，リハビリテーション概論，地域リハビリテーション学，在宅ケア論，地域福祉論，ソーシャルワーク論，ケースマネージメント論，医療とボランティア活動など

○健康科学に関する科目

健康科学，健康管理学，生命科学，体力科学，栄養学，レクリェーションと余暇，環境科学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

36　作業療法学　　保健衛生学

作業療法とは，身体や精神に障害のある人が主体的な社会生活を獲得するために，様々な機能の回復・維持および開発を促す作業活動を用いて，治療，訓練，指導および援助を行う手法であり，そして作業療法学とは，この作業療法を理解する上で必要な人間の身体や心理，行動，そして人間関係などについて学ぶとともに，疾患や障害について体系的に学ぶことで作業療法に資するための学問である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

<table>
<tr><td rowspan="4">専攻に係る授業科目の区分</td><td colspan="2">専門科目（40 単位以上）</td></tr>
<tr><td>【Ａ群（作業療法学に関する科目）】（36 単位以上）
○作業療法概論に関する科目
○作業治療学に関する科目
○心身機能評価学に関する科目
○臨床作業療法学に関する科目
○日常生活活動・職能指導に関する科目
○作業療法学に関する臨床実習科目
【Ｂ群】
○理学療法学に関する科目（整理番号 35 の「理学療法学」のＡ群に区分される科目）
【Ｃ群】
○基礎・臨床医学に関する科目
○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目
○健康科学に関する科目</td><td>左のＡ群の区分のうち「作業療法概論に関する科目」及び「作業療法学に関する臨床実習科目」の区分を含み５区分以上にわたること</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連科目（４単位以上）</td></tr>
<tr><td>◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目
◇人間発達・心理学に関する科目
◇統計学・情報科学に関する科目</td><td></td></tr>
</table>

■専門科目の例■

【Ａ群（作業療法学に関する科目）】

○作業療法概論に関する科目

作業療法概論，職業倫理学，医療倫理学，生命倫理と医療，職場管理学，作業療法管理学，作業療法研究法など

○作業治療学に関する科目

基礎作業法，基礎作業学技法，作業療法基礎学，作業運動学，作業分析学，作業指導法など

○心身機能評価学に関する科目

作業療法評価学，身体障害作業療法評価学，運動機能評価学，内部障害評価学，精神障害作業療法評価学，精神機能評価学，神経障害作業療法評価学，神経機能評価学，発達障害作業療法評価学，老年期障害作業療法評価学など

○臨床作業療法学に関する科目

身体障害作業療法学，ハンドセラピー，精神障害作業療法学，神経障害作業療法学，発達障害作業療法学，老年期障害作業療法学，地域作業療法学，在宅作業療法学，チーム医療論など

○日常生活活動・職能指導に関する科目

日常生活技術学，社会生活技能演習，職業前関連活動，身体障害職能技術，リハビリテーション関連機器，家屋改造技術，義肢装具学，補装具学，障害者・高齢者のリハビリテーションケアマネジメント，高齢者の生活史など

○作業療法学に関する臨床実習科目

臨床見学，初期体験実習，早期臨床体験実習，臨床評価実習，総合臨床実習，在宅訪問指導実習など

【Ｂ群】

○理学療法学に関する科目

整理番号 35 の「理学療法学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

【Ｃ群】

○基礎・臨床医学に関する科目

医学概論，生理学，生化学，免疫学，解剖学，人体構造学，機能解剖学，組織学，神経解剖生理学，病理学，微生物学，薬理学，運動学，一般臨床医学，外科学，整形外科学，運動器障害学，脳外科学，脳神経外科学，画像解析学，画像診断学，内科学，内部障害学，内部障害病態学，神経内科学，臨床神経学，神経機能障害学，神経機能病態学，小児科学，小児発達障害学，小児疾病論，精神科学，精神医学，精神保健学，社会精神医学，心身医学，泌尿器科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，感覚器障害学，感覚障害論，皮膚科学，循環器科学，臓器移植機能回復学，公衆衛生科学，社会医学，リハビリテーション医科学，精神心理リハビリテーション論，スポーツ障害学，スポーツ生理学，言語治療学，言語病理学，神経心理学，老年医学，老年期障害学，老年期神経機能障害論，老年期心身機能障害学，老年期特性論，救急医学，医療安全管理学，予後管理医学，医用工学，リハビリテーション工学，生体力学，生体応用工学など

○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

社会福祉論，公的扶助論，保健行政論，衛生法規，福祉法規，高齢者福祉，老人福祉，児童福祉，障害者福祉，保健福祉論，文化と環境，家族関係学，リハビリテーション概論，地域リハビリテーション学，在宅ケア論，地域福祉論，ソーシャルワーク論，ケースマネージメント論，医療とボランティア活動など

○健康科学に関する科目

健康科学，健康管理学，生命科学，体力科学，栄養学，レクリェーションと余暇，環境科学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

37　言語聴覚障害学　　保健衛生学

言語聴覚障害学は言語聴覚障害児・者への治療介入に関する学問である。医学，言語学・音声学，心理学，社会福祉学を基礎として，言語聴覚障害学の総論および各論を学ぶ。各論には失語・高次脳機能障害学，言語発達障害学，発声発語・嚥下障害学，聴覚障害学が含まれ，言語学・音声学，臨床実習科目と併せてこれらのＡ群７区分は必須である。Ｂ群の諸科目は発展的知識としても履修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（言語聴覚障害学に関する科目）】（36 単位以上） ○言語聴覚障害学総論に関する科目 ○失語・高次脳機能障害学に関する科目 ○言語発達障害学に関する科目 ○発声発語・嚥下障害学に関する科目 ○聴覚障害学に関する科目 ○言語学・音声学に関する科目 ○言語聴覚障害学に関する臨床実習科目 【Ｂ群】 ○基礎・臨床医学・臨床歯科医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○心理学に関する科目 ○障害児教育学に関する科目 ○統計学・情報科学に関する科目	左のＡ群の７区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目 ◇健康科学に関する科目 ◇教育学（障害児教育学以外）に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（言語聴覚障害学に関する科目）】

○言語聴覚障害学総論に関する科目

言語聴覚障害学概論，言語障害学概論，言語聴覚障害診断学，言語聴覚診断学演習，言語聴覚障害研究法など

○失語・高次脳機能障害学に関する科目

認知系障害学，失語症治療学，失語症治療学演習，失語症学，高次脳機能障害学，失語・高次脳機能障害学演習，成人言語障害学，神経心理学など

○言語発達障害学に関する科目

言語発達障害学，言語発達障害学演習，発達系障害学，言語発達遅滞，言語発達遅滞治療学，言語発達遅滞治療学演習，脳性麻痺，脳性麻痺言語治療学，精神発達遅滞，小児言語障害学，言語発達学，自閉症，学習障害，小児高次脳機能障害学など

○発声発語・嚥下障害学に関する科目

発声発語障害学概論，成人発声発語系障害学，小児発声発語系障害学，音声障害学，構音障害学，成人構音障害治療学，小児構音障害治療学，小児構音障害治療学演習，成人構音障害・音声障害治療学演習，摂食・嚥下障害学，発声発語・嚥下障害学演習，吃音など

○聴覚障害学に関する科目

聴覚障害学概論，聴覚障害学，聴覚障害学演習，聴覚障害治療学演習，聴覚障害診断学，小児聴覚障害学，小児聴覚障害治療学，成人聴覚障害学，成人聴覚障害治療学，聴覚検査・測定法，補聴器，人工内耳，視覚聴覚二重障害など

○言語学・音声学に関する科目

言語学，心理言語学，音声学，音響学，言語心理学，聴覚心理学，音声情報処理，言語理論と言語心理，語用論，日本語学，心理・神経言語学，音声・言語科学演習など

○言語聴覚障害学に関する臨床実習科目

評価実習，臨床評価実習，基礎臨床実習，総合臨床実習，症例検討など

【B群】

○基礎・臨床医学・臨床歯科医学に関する科目

解剖学，解剖学実習，生理学，生理学実習，病理学，病理学実習，医学概論，老年医学，老年学，精神衛生学，精神保健学，精神医学，児童精神医学，音声・言語・聴覚医学，神経学，臨床神経学，リハビリテーション医学，公衆衛生学，内科学，小児科学，耳鼻咽喉科学，形成外科学，歯科・口腔外科学，脳神経外科学，脳の解剖生理学，脳波学，感染予防学，画像診断学，救急医療，遺伝学，遺伝学・奇形学，人間発達学，医療行動科学など

○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

リハビリテーション概論，地域リハビリテーション論，チーム医療論，関係法規，地域保健福祉論，老人福祉論，障害者福祉論，社会福祉論，社会福祉学概論，社会福祉援助技術論，社会保障論，社会保障行政論，社会保障制度論，医療福祉機器論，国際医療・福祉システム，医療管理学，コメディカル概論，コミュニケーション福祉工学，ヘルス・コミュニケーション論，ケアマネジメント論，ケースワーク論，家族関係論，生活支援論，介護概論，レクリエーション指導論，ボランティア論など

○心理学に関する科目

心理学，発達心理学，生涯発達心理学，学習心理学，教育心理学，生理心理学，老年心理学，臨床心理学，学習・認知心理学，認知心理学概論，心理学研究法，心理測定法，障害者(児)心理学，言語障害児心理学，聴覚障害者(児)心理学，児童学概論，音楽療法概論，カウンセリング，グループダイナミックス，対人コミュニケーション論など

○障害児教育学に関する科目

障害児教育学，言語障害児教育学，聴覚障害児教育学など

○統計学・情報科学に関する科目

統計学，医療統計学，医療情報科学，情報科学，情報学概論，情報処理，コンピュータ入門，実験計画法など

専攻の区分　　専攻分野の名称

38　視能矯正学　　保健衛生学

視能矯正学は，視機能の管理およびリハビリテーションに関する学問である。視器および視機能の基礎，屈折異常，眼位異常などによる視機能の発達障害とその矯正法，眼疾患による視機能障害およびそのリハビリテーションに関する知識などが必要である。基礎視能矯正学，視能検査学，視能障害学，視能訓練学を基礎として，視能矯正学の総論および各論を学ぶ。臨床実習とあわせてこれらＡ群５区分は必須である。Ｂ群の諸科目は，より広く社会に還元するために必要な知識，および技術等を習得する分野であり，視能矯正学が社会にどのように貢献できるかを考えながら履修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群】（36 単位以上） ○基礎視能矯正学に関する科目 ○視能検査学に関する科目 ○視能障害学に関する科目 ○視能訓練学に関する科目 ○視能矯正学に関する臨床実習科目 【Ｂ群】 ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○視覚科学に関する科目	左のＡ群の５区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目Ａ群に区分される科目 ◇健康科学に関する科目 ◇人間発達・心理学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○基礎視能矯正学に関する科目

基礎視能矯正学，基礎視能矯正学(両眼視機能・眼球運動)，基礎視能矯正学実習，視能学概論，視覚機能療法学概論，基礎視能学，基礎視能学実習など

○視能検査学に関する科目

視能検査学総論，視能検査学各論，視能検査学実習，視能検査学(眼科検査)，視能検査学(屈折矯正)，視能検査機器学，眼科臨床機器学など

○視能障害学に関する科目

視能障害学総論，視能障害学各論，視能障害学(外眼)，視能障害学(内眼)，全身病性眼障害学，眼疾病学，神経眼科学，神経眼科学実習など

○視能訓練学に関する科目

視能訓練学総論，視能訓練学各論，視能矯正学各論，視能矯正学(斜視)，視能矯正学(弱視)，視能矯正学(眼振)，視能矯正学実習，視覚矯正工学，臨床視能学，視能訓練学(斜視診断・治療)，視能訓練学(視能矯正)，視能リハビリテーション学，ロービジョン医学など

○視能矯正学に関する臨床実習科目

臨床視能矯正学実習，臨床視能学実習，視能臨地実習，視能保健・健康実習など

【Ｂ群】

○基礎・臨床医学に関する科目

解剖学，生理学，薬理学，病理学，発生・遺伝学，医学概論，内科学，外科学，小児科学，形成外科学，耳鼻咽喉科学，脳・神経学，精神医学，精神保健学，臨床神経学，臨床心理学，救急救命医学，加齢医学，臨床歯科医学・口腔外科学，看護学など

○社会医学に関する科目

関係法規，医療経済学，公衆衛生学など

○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

社会福祉学，リハビリテーション概論，リハビリテーション医学，社会医療学，保健福祉論，視能保健医療学，特別支援教育，障害児教育など

○視覚科学に関する科目

生理光学，生理光学実習，生体計測工学，視器解剖・病理学，視覚生理学，視覚生理学実習，視覚認知総論，眼科薬理学，色彩心理学など

専攻の区分　　専攻分野の名称

39　鍼灸学　　鍼　灸　学

鍼灸学は我が国の伝統医学であり，東洋医学独自の理論体系を骨格としているが，医療として適切に臨床実践するには現代西洋医学の基礎を理解し，鍼灸治療の適否の判断と治療効果の評価ができる能力（知識と技能）が求められる〔A群〕。また，鍼灸学を充実・発展させるためには関連する医療分野の基本的な知識を理解することが必要である〔B群〕。さらに医療人としての人間性と資質を身につけるためには東西両医学の医学教養関連科目を学修することが重要である〔関連科目〕。これらの科目を学修することによって鍼灸学における専門性と医療人としての人間性を涵養することができる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A群】（36 単位以上） ○経絡経穴学に関する科目 ○鍼灸の理論に関する科目 ○東洋医学に関する概論的な科目 ○鍼灸基礎実習に関する科目 ○鍼灸臨床・実習に関する科目 ○基礎・臨床医学に関する科目 【B群】 ○社会福祉に関する科目 ○医用工学に関する科目 ○健康科学・スポーツ科学に関する科目 ○心理学に関する科目	左のA群の６区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇人類学・文化人類学に関する科目 ◇医療社会学に関する科目 ◇医史学に関する科目 ◇倫理学に関する科目 ◇東洋思想に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇統合医療・補完代替医療に関する科目	

■専門科目の例■

【A群】

○経絡経穴学に関する科目
経絡経穴概論，経絡経穴学，経穴学など

○鍼灸の理論に関する科目
鍼理論，灸理論，鍼灸基礎理論，鍼灸手技理論など

○東洋医学に関する概論的な科目
東洋医学概論，漢方概論など

○鍼灸基礎実習に関する科目
鍼実技，灸実技，手技実習（あん摩・マッサージを除く）など

○鍼灸臨床・実習に関する科目
東洋医学臨床論，鍼灸臨床実習，手技臨床実習（あん摩・マッサージを除く），総合臨床実習など

○基礎・臨床医学に関する科目
医学概論（関係法規，医療倫理学，社会保障制度及び職業倫理を含む），解剖学，生理学，病理学，衛生学・公衆衛生学，病原微生物，免疫学，臨床薬理学，臨床医学総論，臨床医学各論，リハビリテーション医学（リハビリテーション概論，理学療法学，作業療法学を含む），看護学など

【B群】

○社会福祉に関する科目
社会福祉論，高齢者福祉，児童福祉論，障害者福祉論，介護学（介助を含む）など

○医用工学に関する科目
医用工学概論，医用電子工学，医用画像工学，超音波医学など

○健康科学・スポーツ科学に関する科目
健康科学，健康管理学，スポーツ運動学，スポーツ生理学など

○心理学に関する科目
臨床心理学，老年心理学，児童心理学，心理測定法，カウンセリングなど

専攻の区分　　専攻分野の名称

40　口腔保健衛生学　　口腔保健学

口腔保健衛生学とは，生涯にわたって口腔・顎・顔面領域の健康を維持・増進，また機能の回復を図り，人々の健康を支援するための理論や知識，技術に関する学問領域である。口腔保健学にとって保健・医療・福祉の専門分野の理論，知識，技術は関連が深く，これらを修める必要がある。
学士のレベルでは，専門的科目としてＡ群の５つの区分を含む 16 単位以上と，実習科目であるＢ群の「口腔保健学に関する実習科目」を 16 単位以上学修することが求められる。専門科目のみならず関連科目も幅広く学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位(62 単位以上)

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（16 単位以上） ○口腔保健衛生学概論に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○基礎歯科医学に関する科目 ○口腔疾患予防学に関する科目 ○口腔保健指導に関する科目 ○歯科診療補助に関する科目 【Ｂ群（実習科目）】（16 単位以上） ○口腔保健衛生学に関する実習科目	左のＡ群の区分のうちから「口腔保健衛生学概論に関する科目」の区分を含み５区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇医学・歯学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇看護学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○口腔保健衛生学概論に関する科目

口腔保健衛生学概論（歯科衛生士概論），医療倫理学など

○臨床歯科医学に関する科目

保存修復学，歯内療法学，歯周療法学，歯科補綴学，小児歯科学，矯正歯科学，口腔外科学，歯科麻酔学，歯科放射線学，高齢者歯科学，障害者歯科学など

○基礎歯科医学に関する科目

口腔解剖学，組織学（口腔組織学を含む），口腔生理学，口腔生化学，微生物学（口腔微生物学を含む），病理学（口腔病理学を含む）など

○口腔疾患予防学に関する科目

口腔疾患予防学，歯科予防処置論，口腔保健管理学，口腔健康統計学など

○口腔保健指導に関する科目

口腔保健教育学，口腔保健カウンセリング論，学校歯科保健教育論，栄養学，栄養指導論など

○歯科診療補助に関する科目

歯科診療補助論，臨床口腔保健衛生基礎学，歯科看護学，感染予防学，チーム歯科医療学，臨床検査学，歯科理工学，先端臨床歯科学（口腔外科手術補助，インプラント診療補助，歯周病再生療法補助など），摂食・嚥下リハビリテーション学など

【Ｂ群（実習科目）】

○口腔保健衛生学に関する実習科目

歯科衛生臨床実習，口腔保健衛生学臨床・臨地実習，地域口腔保健衛生臨地実習，基礎歯科医学に関連する実習（口腔解剖学実習，口腔組織学実習，口腔生化学実習，口腔微生物学実習，口腔病理学実習，歯科理工学実習など）など

専攻の区分　　専攻分野の名称

41　口腔保健技工学　　口腔保健学

口腔保健技工学とは，生涯にわたって口腔・顎・顔面領域の健康を維持・増進するため，形態異常や実質欠損などに対して補綴装置，修復物によりその機能と外観の回復を図り，人々の健康とＱＯＬの回復を支援するための理論や知識，技術に関する学問領域である。口腔保健学にとって保健・医療・福祉の専門分野の理論，知識，技術は関連が深く，これらを修める必要がある。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位(62 単位以上)

<table>
<tr><td rowspan="4">専攻に係る授業科目の区分</td><td colspan="2">専門科目（40 単位以上）</td></tr>
<tr><td>【Ａ群（講義・演習科目）】（20 単位以上）
○口腔保健技工学概論に関する科目
○歯科技工学に関する科目
○臨床歯科医学に関する科目
○基礎歯科医学に関する科目
○歯科理工学に関する科目
○歯の解剖学に関する科目
【Ｂ群（実習科目）】（16 単位以上）
○口腔保健技工学に関する実習科目</td><td>左のＡ群の区分のうちから「口腔保健技工学概論に関する科目」の区分を含み５区分以上にわたること</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連科目（４単位以上）</td></tr>
<tr><td>◇歯学・医学に関する科目
◇工学に関する科目
◇保健学に関する科目
◇社会福祉学に関する科目
◇医療情報科学に関する科目</td><td></td></tr>
</table>

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○口腔保健技工学概論に関する科目

口腔保健技工学概論，造形美術概論，医療倫理学，関係法規，情報リテラシー，コミュニケーション学，経営学，医療管理学，社会歯科学など

○歯科技工学に関する科目

義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，顎補綴技工学，顎顔面補綴技工学，ＣＡＤ／ＣＡＭ技工学，顎義歯技工学，小児歯科技工学，有床義歯技工学，全部床義歯技工学，部分床義歯技工学，造形技工学など

○臨床歯科医学に関する科目

顎口腔機能学，口腔外科学，歯科咬合学，歯科保存学，歯周病学，審美歯科学，口腔インプラント学，歯科補綴学，歯科麻酔学，予防歯科学，障害者歯科学，高齢者歯科学，歯科放射線学，口腔診断学など

○基礎歯科医学に関する科目

口腔解剖学，組織学（口腔組織学を含む），口腔生理学，口腔生化学，微生物学（口腔微生物学を含む），病理学（口腔病理学を含む），歯科薬理学，口腔衛生学など

○歯科理工学に関する科目

歯科理工学，歯科機械学，歯科器械学，歯科材料学，歯科生体材料学，歯科補綴材料学など

○歯の解剖学に関する科目

歯の解剖学，法医学など

【Ｂ群（実習科目）】

○口腔保健技工学に関する実習科目

口腔保健技工実習，歯科技工実習，臨地実習，臨床実習，基礎歯科医学に関連する実習（口腔解剖学実習，口腔組織学実習，口腔生化学実習，口腔微生物学実習，口腔病理学実習，歯科理工学実習など）など

専攻の区分　　専攻分野の名称

42　柔道整復学　　柔道整復学

柔道整復術は，骨折，打撲，捻挫，脱臼，腱の断裂といった運動器の故障に対して非観血的治療を行う我が国の伝統医療の一つである。柔道整復学は，蓄積されてきたこの柔道整復術の知見を再編成し体系づけた学問分野であり，東洋医学と西洋医学双方の叡智を取り入れつつ，人体の自然治癒力を引き出す手法を学修の対象とするという特徴がある。社会の高齢化の進行に伴って運動器の健康管理が避けがたい課題となっている現代において，柔道整復学を学ぶ上ではこの社会的ニーズに対応した深い専門性と広い教養の修得が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（42 単位以上）	
	【Ａ群】（32 単位以上） ○柔道整復学に関する基礎的な科目 ○臨床柔道整復学に関する科目 ○柔道整復学に関する臨床実習科目（12 単位以上） 【Ｂ群】 ○生体・生理学に関する科目 ○保健医療に関する科目 ○健康科学に関する科目 ○柔道に関する実技科目	左のＡ群の３区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇体育学に関する科目 ◇倫理学に関する科目 ◇人間発達・心理学に関する科目 ◇社会福祉に関する科目 ◇統合医療・補完代替医療に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○柔道整復学に関する基礎的な科目

基礎柔道整復学，柔道整復学総論，骨・関節・軟部組織論，後療法学，関連法規など

○臨床柔道整復学に関する科目

臨床柔道整復学，柔道整復学各論，骨折理論，脱臼理論，軟部組織損傷論，徒手療法，手技療法など

○柔道整復学に関する臨床実習科目

整復技術実習，臨床柔道整復実習，柔道整復実技，臨床柔道整復セラピー実習，骨折実技，脱臼実技，捻挫実技，包帯実技など

【Ｂ群】

○生体・生理学に関する科目

人体の構造，解剖学，解剖学実習，生理学，生理学実習，病理学，病態生理学，運動学，環境生理学など

○保健医療に関する科目

内科学，外科学，整形外科学，リハビリテーション医学，救急医学，救命救急処置実習，東洋医学，高齢者保健，医療心理学，スポーツ医学，画像診断学など

○健康科学に関する科目

健康科学，高齢者健康科学，衛生学，公衆衛生学，介護予防論など

○柔道に関する実技科目

柔道実技など

専攻の区分　　専攻分野の名称

43　栄養学　　栄　養　学

栄養学は人の健康の維持と増進を目的として，食べ物や食事について学ぶ領域である。栄養素，人体の仕組みと代謝，食品の特性や成分，食の安全，臨床における栄養，公衆栄養，保健衛生，栄養指導等ミクロからマクロまでを学ぶ幅の広い分野である。これらの学修を通して近年の国民的健康課題を解決する能力を身に付ける。講義を通じて知識を身につけ，さらにその理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義科目）】（28 単位以上） ○栄養に関する総合的な科目 ○人体の仕組に関する科目 ○食物に関する科目 ○臨床栄養に関する科目 ○公衆栄養に関する科目 ○保健衛生に関する科目 ○栄養指導・栄養教育に関する科目 【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】（６単位以上） ○栄養に関する演習・実験・実習科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇食生態学に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇生命科学に関する科目 ◇環境科学に関する科目 ◇社会福祉に関する科目 ◇人間生活に関する科目 ◇食品流通に関する科目 ◇情報科学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義科目）】

○栄養に関する総合的な科目

栄養学総論，基礎栄養学，栄養学各論，栄養科学，栄養化学，栄養生化学，栄養生理学，ライフステージ栄養，食健康論，栄養学史など

○人体の仕組に関する科目

生理学，人体生理学，運動（スポーツ）生理学，細胞生理学，解剖生理学，解剖学，人体構造学，人体機構学，生化学，免疫学，病理学など

○食物に関する科目

食物学，食品学，食物科学，食品化学，食品分析学，食物栄養学，食品機能学，食品微生物学，食品生物工学，食品バイオテクノロジー，食品加工学，食品製造学，食品貯蔵学，食品保存学，調理学，調理科学，食素材学，食品物性論，食品評価学，食嗜好学，食文化，食物史など

○臨床栄養に関する科目

臨床栄養学，疾患別食事法，障害者栄養学，栄養アセスメントなど

○公衆栄養に関する科目

公衆栄養学，栄養疫学，栄養調査法，国際栄養学など

○保健衛生に関する科目

衛生学，公衆衛生学，食品衛生学，食品安全学，微生物学，健康管理論，学校保健，小児保健学，成人保健学，生活保健学，精神保健学，労働衛生学など

○栄養指導・栄養教育に関する科目

栄養指導論，栄養教育論，実践栄養学，栄養管理，食事計画，給食管理，健康教育論，健康指導論，カウンセリングなど

【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】

○栄養に関する演習・実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

44　機械工学　　工　学

機械工学は，有用な機械を開発，設計，製造，運用，保守，廃却するために必要な技術の基礎となる広範な学問体系である。工学の分野で最も広い領域をカバーしており，最近ではコンピュータ，ソフトウェア，人間を含む生体の機能や心理的反応に関する知見を包摂し，地球環境保全対応も視野に入れつつ拡張されている。このため，学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また，実験・実習により，講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○機械材料・材料力学に関する科目 ○機械工作・生産工学に関する科目 ○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目 ○流体工学に関する科目 ○熱工学に関する科目 ○機械力学・制御に関する科目 ○知能機械学・機械システムに関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○機械工学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから４区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○機械材料・材料力学に関する科目

材料力学，塑性学，弾性力学，破壊力学，材料弾性学，固体力学，金属組織学概論，強度設計学，機械固体物理，機械材料学，工業材料，構造制御学，材料機能システム学，材料強度論，材料評価学，連続体力学，計算力学，変形の力学など

○機械工作・生産工学に関する科目

機械加工学，加工の力学，精密加工学，特殊加工学，工作機械，加工計測，塑性加工学，成形の力学，生産工学，生産管理工学，ＣＡＤ／ＣＡＭ，生産システム学，生産自動化工学，情報化生産工学，機械工作法，生産加工学，生産技術など

○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目

機械要素学，機構学，信頼性工学，機械デザイン，設計工学，計算機援用設計（ＣＡＤ），潤滑工学，表面工学，トライボロジー，自動車工学，ビィークル工学，宇宙・航空工学，船舶工学，機械設計，機構システム学，交通機械工学，機械創造学など

○流体工学に関する科目

流体力学，流体機械，流れ学，乱流工学，流体エネルギー変換工学，数値流体力学，気体力学など

○熱工学に関する科目

熱力学，応用熱力学，統計熱力学，伝熱学，伝熱工学，熱と物質の移動，熱物質移動論，輸送現象論，数値熱工学，燃焼工学，熱機関学，内燃機関工学，蒸気工学，熱エネルギー変換学，熱エネルギーシステム学，低密度エネルギー利用工学，原子力工学など

○機械力学・制御に関する科目

工業力学，機械力学，機械振動学，振動解析学，振動工学，音響工学，振動・音響制御，自動制御，制御工学，機械制御，ディジタル制御，計測工学，機械計測，センサ工学，計測制御機器，振動波動学，油空圧工学など

○知能機械学・機械システムに関する科目

ロボット工学，ロボティクス，メカトロニクス，マイクロメカトロニクス，画像工学，機械知能学，人間・機械系，システム工学，人工知能，人間工学，知識工学，知能工学，認知工学，情報工学，生体工学，生物工学，医用工学，バイオメカニクスなど

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○機械工学に関する実験・実習科目

機械工学実験，材料力学実験，機械加工学実験，設計工学実験，流体工学実験，熱工学実験，機械力学実験，ロボット工学実験，機械製図，機械工作実習，ものづくり実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

45　電気電子工学　　工　学

エネルギー，情報，通信など人間社会に必要なシステムのために，主として電磁気，光及び電子現象を利用した技術を創出し，利用する学問体系が電気電子工学であり，材料・物性・素子からシステムまでの広範囲な領域に及ぶ。電気電子工学は，社会におけるパラダイムの変化をもたらす分野であり，その変化に対応した関連技術・分野も電気電子工学分野として進展している。このため，学士レベルでは基礎を広く，また，特定の分野を深く学ぶことが要求される。さらに，実験・実習により講義で得られた知識を実際に確認することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○電気電子工学の基礎となる科目（４単位以上） ○電気工学に関する科目 ○電子工学に関する科目 ○情報通信工学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○電気電子工学に関する実験・実習科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○電気電子工学の基礎となる科目

電磁気学，電気数学，回路網学，グラフ理論，電気回路，電子回路，電気・電子計測，通信計測，計測工学，システム制御工学，数理計画法，システム工学など

○電気工学に関する科目

電力発生工学，エネルギー工学，発電工学，原子工学，電力系統工学，電力システム工学，送配電工学，電気法規及び施設管理，電力応用工学，電気鉄道，照明工学，高電圧工学，電気材料，プラズマ工学，放電工学，絶縁設計工学，電磁エネルギー変換，電気機器学，電気機器設計法，電力制御機器工学，パワーエレクトロニクス，制御工学など

○電子工学に関する科目

固体電子工学，電子物性，半導体物性，半導体工学，誘電体工学，磁性体工学，電子材料，電子材料プロセス工学，アナログ電子回路，ディジタル電子回路，パルス回路，計算機回路工学，論理回路，スイッチング回路，半導体デバイス，集積回路，電子デバイス工学，真空電子工学，プラズマ工学，電子部品・材料，センサー工学，光電子デバイス，集積デバイス，集積回路設計，量子電子工学，光波電子工学，光伝送工学，光回路工学，光エレクトロニクス，マイクロ波工学，光通信工学，電子機器学，電子通信機器設計法，応用機器工学，照明工学など

○情報通信工学に関する科目

音響工学，信号処理論，情報伝送工学，通信工学，電磁気応用工学，電磁波工学，応用電磁波工学，アンテナ工学，マイクロ波工学，レーザ工学，通信理論，情報通信工学，通信基礎論，信号処理，情報基礎論，画像工学，データ通信工学，通信伝送工学，通信方式，伝送システム工学，トラヒック理論，通信交換工学，通信網工学，電気通信事業法，通信法規，応用通信工学，電子通信機器設計法，通信機器，オートマトン，計算機アーキテクチュア，ソフトウェア工学，計算機プログラミング，電子計算機，オペレーティングシステム，計算機言語，コンパイラ設計論，データ構造，メモリー工学，データベース工学，計算機システム，情報数理，情報認識，組合せ，アルゴリズム理論，情報理論，データ通信，人工知能，応用情報工学，生体情報工学，情報システム論，システム数理工学，情報システム工学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○電気電子工学に関する実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

46　情報工学　　工　学

情報の処理，蓄積，伝達などに関する技術は広範囲の学問分野で扱われているが，情報工学では特定の分野に依存しない情報技術そのものに主眼を置いている。情報工学の領域で学修されるべき事項は，情報に関する基礎理論，計算機システム，情報処理の方法，およびそれを支えるハードウエアを含んでいる。学士レベルでは，これらの事項をバランスよく学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義科目）】（30 単位以上） ○情報工学基礎に関する科目（４単位以上） ○計算機システムに関する科目（４単位以上） ○情報処理に関する科目（４単位以上） ○電気電子・通信・システムに関する科目 【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】（６単位以上） ○情報工学に関する演習・実験・実習科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義科目）】

○情報工学基礎に関する科目

データ構造，言語理論とオートマトン，アルゴリズム，計算理論，情報理論，符号理論，スイッチング回路理論，信号処理，論理学，情報工学，情報数学，数値計算，離散数学（グラフ理論，組合せ論），計画数理（ＯＲ，待行列），情報倫理，著作権など

○計算機システムに関する科目

プログラミング，プログラム言語，コンパイラ，オペレーティングシステム，ディジタル回路，計算機アーキテクチャ，ネットワーク，情報セキュリティ，分散処理，ソフトウェア工学，データベースシステム，性能評価など

○情報処理に関する科目

数値解析，人工知能，知識工学，エキスパートシステム，自然言語処理，音声処理，画像処理，図形処理，パターン認識，シミュレーション，グループウェア，マルチメディア，ヒューマンインタフェイス，コンピュータグラフィクス，ロボティクス，生体情報処理など

○電気電子・通信・システムに関する科目

電子回路，集積回路，VLSI 設計，通信方法，通信網，システム制御理論，最適化論，計測工学など

【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】

○情報工学に関する演習・実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

47　応用化学　　工　学

応用化学は物質の構造を原子や分子レベルで解明し，それを物質の性質と関連させる基礎化学を基本とする。解明された基礎事実を基に，有機および無機の天然および人工化合物を作ったり，種々の人工の高分子化合物を分子設計し合成する応用化学は，広範囲の化学産業の基盤である。更に，近年急発展を遂げているバイオテクノロジーやナノテクノロジーも応用化学の一分野を形成している。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ－１群（講義・演習科目）】（20 単位以上） ○物理化学に関する科目 ○無機化学に関する科目 ○有機化学に関する科目 ○分析化学に関する科目 ○生物化学に関する科目 ○化学工学に関する科目 【Ａ－２群（講義・演習科目）】（10 単位以上） ○工業化学・化学プロセスに関する科目 ○生命・生物工学に関する科目 ○材料化学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○応用化学に関する実験・実習科目	左のＡ－１群の区分のうちから４区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ－１群（講義・演習科目）】

○物理化学に関する科目
物理化学，量子化学，反応速度論，化学熱力学，統計熱力学，化学結合論，化学反応論，結晶化学，界面化学，電気化学，物理化学演習など

○無機化学に関する科目
無機化学，無機合成化学，無機反応化学，固体構造化学，無機構造化学，錯体化学，無機化学演習など

○有機化学に関する科目
有機化学，応用有機化学，理論有機化学，有機量子化学，物理有機化学，有機合成化学，構造有機化学，反応有機化学，有機金属化学，有機光化学，天然物有機化学，有機立体化学，有機化学演習，生物有機化学など

○分析化学に関する科目
分析化学，機器分析，計測化学，組成分析学，環境分析化学，分析化学演習など

○生物化学に関する科目
生物化学，生化学，応用生物化学，分子生物学，酵素化学，生物物理化学，生体高分子学，生体物質化学，生物化学演習など

○化学工学に関する科目
化学工学，反応工学，化学工学量論，物質移動論，移動速度論，単位操作，拡散単位操作，機械的単位操作，反応装置工学，分離工学，粉体工学，化学システム工学，化学工学演習など

【Ａ－２群（講義・演習科目）】

○工業化学・化学プロセスに関する科目
工業物理化学，無機工業化学，有機工業化学，高分子合成化学，工業分析化学，高分子工業化学，化学工業論，化学プロセス工学，プロセス設計，プロセス制御，プロセスシステム工学，触媒化学，触媒表面化学，触媒反応工学，応用電気化学，電気化学プロセス，資源エネルギー化学，資源化学，エネルギー工学，石炭化学，石油化学，炭化水素化学，燃料化学，環境化学，環境化学工学など

○生命・生物工学に関する科目
生物化学工学，生物工学，遺伝子工学，応用微生物工学，醗酵工学，バイオテクノロジー，生命材料科学，生体材料，環境生物工学など

○材料化学に関する科目
材料化学，材料科学，材料量子化学，基礎材料科学，新素材論，機能性材料，材料電気化学，複合材料，材料強度学，金属化学，無機材料化学，無機固体化学，固体物性化学，界面無機化学，セラミックス，有機材料化学，有機機能材料，高分子化学，高分子材料化学，高分子工学，高分子物理学，高分子反応化学，繊維工学，生物機能材料，バイオマテリアルなど

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○応用化学に関する実験・実習科目
物理化学実験，無機化学実験，有機化学実験，分析化学実験，応用化学実験，工業化学実験，機器分析実験，生物化学実験，生物工学実験，化学工学実験など

専攻の区分　　専攻分野の名称

48　生物工学　　工　学

生物のもつ高度な機能を解明し，それを工学的に応用するための基礎となる学問体系が「生物工学」である。生物工学はバイオテクノロジーともよばれ，食品・医療から環境・エネルギーに至るまでを広くカバーする。学士としては，生物学・化学・生化学（生物化学）・生物物理学・化学工学などに関する基礎科目，さらには生物工学に関する基礎および応用に関する科目を幅広く履修することが求められる。また，同時に実験・実習を履修することにより，学んだ知識を確実に定着させることも必要である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ－１群（講義・演習科目）】（20 単位以上） ○生物学に関する科目 ○化学に関する科目 ○生化学に関する科目 ○生物物理学に関する科目 ○化学工学に関する科目 【Ａ－２群（講義・演習科目）】（10 単位以上） ○生物工学に関する基本的科目 ○生物工学の応用に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○生物工学に関する実験・実習科目	左のＡ－１群の区分のうちから３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ－１群（講義・演習科目）】

○生物学に関する科目

生物学，生物学概論，分子生物学，生命科学，微生物学，動物学，植物学，水産学，生理学，分子生理学，生態学，免疫学，発生学，遺伝学，細胞生物学，神経科学など

○化学に関する科目

化学，化学概論，物理化学，無機化学，有機化学，分析化学，高分子化学，生物物理化学，材料化学，生体高分子学，食品化学など

○生化学に関する科目

生化学，生物化学，生化学概論，生物分析化学，生体分光学，生物有機化学，薬理学，代謝生化学，細胞生化学，タンパク質化学，糖質化学，酵素学，酵素化学など

○生物物理学に関する科目

生物物理学など

○化学工学に関する科目

化学工学，化学工学概論，移動速度論，移動現象論，物質移動論，反応工学，プロセス工学，化学システム工学，単位操作，分離工学など

【Ａ－２群（講義・演習科目）】

○生物工学に関する基本的科目

生物工学，生命工学，生物化学工学，生物反応工学，生物生産工学，生物分離工学，遺伝子工学，細胞工学，生物情報工学，バイオインフォーマティクス，発酵工学，応用微生物学，酵素工学，培養工学，植物工学など

○生物工学の応用に関する科目

食品工学，環境生物工学，衛生工学，医用工学，人工臓器，安全工学，生物エネルギー工学，生物環境論，タンパク質工学，糖質工学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○生物工学に関する実験・実習科目

生物工学実験，生物学実験，化学実験，生化学実験，生物物理学実験，応用化学実験，化学工学実験など

専攻の区分　　専攻分野の名称

49　材料工学　　工　学

材料工学は，金属，セラミックス，半導体，ポリマー，およびそれらの複合体などからなる「材料」の製造，加工，応用に関する科学と技術の基礎を網羅する学問体系である。材料は，その用途に応じた機能を有することが要求され，目的とする機能を発現する材料の製造には，物質の性質（物性や特性）の理解のみならず，材料組織・構造の制御，機能の評価や用途に適した形状・形態を賦与するための材料設計とプロセシングに関する幅広い知識と技術の習得が必要となる。学士レベルでは，科学の視点に基づく材料の基礎を学ぶことと，実験・実習を通して講義により得た知識と実際の材料技術の関係を確認することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○材料工学の基礎に関する科目 ○材料の構造と組織に関する科目 ○材料の機能と評価に関する科目 ○材料の設計と利用に関する科目 ○材料のプロセシングに関する科目 ○材料の各論と応用に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○材料工学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから５区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○材料工学の基礎に関する科目

材料物理学，材料化学，材料物性学，材料統計力学，材料量子力学，材料熱力学，材料反応化学，表面・界面工学，材料電気化学など

○材料の構造と組織に関する科目

材料強度学，材料組織学，材料構造学，材料解析学，材料組織制御学，材料組織形成論など

○材料の機能と評価に関する科目

電子機能材料科学，光機能材料学，バイオマテリアル工学，デバイス材料学，非破壊検査材料学，材料特性評価学など

○材料の設計と利用に関する科目

材料設計学，材料マクロ力学，材料システム学，材料信頼性工学，材料環境学，計算材料学など

○材料のプロセシングに関する科目

材料プロセス工学，材料精錬・精製工学，材料輸送現象論，材料塑性加工学，結晶成長工学，薄膜・コーティング工学，デバイスプロセス工学など

○材料の各論と応用に関する科目

金属材料学，構造セラミックス学，半導体材料学，電子セラミックス学，ポリマー材料学，複合材料学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○材料工学に関する実験・実習科目

材料物性実験，材料化学実験，材料組織実験，材料強度実験，材料加工実験，分析実験，マテリアル工学実験など

専攻の区分　　専攻分野の名称

50　土木工学　　工　学

土木工学は，台風や地震などの厳しい自然条件下にあって，人々の暮らしを守るとともに，道路，橋，港，河川など私達の社会・経済の基礎となる社会基盤を整備し，維持管理するための中心的な技術・学問分野である。調和のとれた良質な生活空間を有し，持続可能な社会を形成するためには，構造，水工，土質，施工などのハードな分野に加え，環境，計画，交通，景観などのソフトな分野の知識も必要とされ，土木工学に含まれる領域はかなり広い。このため，学士レベルでは基礎的な知識をバランス良く，出来るだけ幅広く学ぶことが求められる。また，実験・実習により，講義で得た知識を実際に確認することも大切である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○構造・材料に関する科目 ○水工・環境に関する科目 ○土質・施工に関する科目 ○計画・交通に関する科目 ○都市・景観に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○土木工学に関する実験・実習科目（ただし，上記の「都市・景観に関する科目」の区分の単位数が15単位以上の場合は，その区分の演習科目を実験・実習科目に替えることができる）	左のＡ群の区分のうちから３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○構造・材料に関する科目

材料力学，構造力学，建設材料学，構造解析，応用振動学，コンクリート工学，鉄筋コンクリート工学，コンクリート構造，鋼構造，橋工学，設計論，耐震工学，設計演習など

○水工・環境に関する科目

流体力学，水理学，水文学，河川工学，海岸工学，水防災工学，水資源工学，衛生工学，水処理学，エネルギー計画，環境工学，防災工学，地球環境工学，エネルギー土木工学など

○土質・施工に関する科目

土質力学，動土質力学，基礎工学，地盤工学，地盤環境工学，岩盤力学，土木施工，土木地質学，トンネル工学，防災工学，土木法規，コンストラクション・マネジメントなど

○計画・交通に関する科目

数理計画理論，公共投資・政策論，交通計画，交通工学，道路工学，鉄道工学，港湾・空港工学，測量学，土木史など

○都市・景観に関する科目

都市地域計画，地域計画，都市計画，国土計画，都市交通計画，地区計画，都市環境工学，都市安全工学，都市施設保全，都市史，景観工学，ＣＡＤシステム，地理情報システム，地図情報処理，都市経営，不動産学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○土木工学に関する実験・実習科目

9

専攻の区分　　専攻分野の名称

51　建築学　　工　学

建築学は，人間生活を営む上で欠くことのできない衣・食・住の一つである「住」を扱い，そのために必要なあらゆる問題を扱う学問である。生活を行なうための構築物を対象に，使いやすさを追求する機能的側面，美しさを求める芸術的側面，耐久性や安全性を追求する構造的側面，建築空間を作り出す材料や構法・工法といった工学技術的側面，熱・光・音・空気など室内外の環境を制御・調整する仕掛けや設備システムを考える環境工学的側面，不動産・資産といった社会的・制度的側面がある。多くの人々が集まって住むという状況の中では，まちづくりや都市計画的側面も必要である。そして，これら諸問題の解決策を単純に寄せ集めるのではなく，過去・現在・未来を通して建築の持つ文化的側面，さらに心理的側面をも統合して豊かな空間を創出するための実務的な観点も重要である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（48 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○建築構造学に関する科目（８単位以上） ○建築構法・材料・施工に関する科目（４単位以上） ○建築環境工学に関する科目（２単位以上） ○建築計画学に関する科目（４単位以上） ○都市計画学に関する科目 ○建築史・意匠に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（10 単位以上） ○建築設計・製図に関する科目 ○建築学に関する実験・実習科目	
	関連科目	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目 ◇美術・デザインに関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○建築構造学に関する科目
構造学概論，構造力学，応用力学，材料力学，構造解析，構造振動論，鉄筋コンクリート構造（ＲＣ構造），鉄骨構造（鋼構造），木構造（木質構造），耐震構造，構造設計，構造計画，土質工学，基礎地盤工学，建築基礎構造，建築防災工学，防災工学，風工学など

○建築構法・材料・施工に関する科目
建設工学概論，建設材料概論，建築構法，建築一般構造，構法計画，建築材料，建築生産，建築施工，建設マネージメント，建築経済，材料計画，施工計画，住宅産業論，デザイン材料学など

○建築環境工学に関する科目
環境工学概論，建築環境，環境工学，建築環境計画，都市環境，建築都市環境概論，計画原論，音環境，熱環境，光環境，建築音響学，温熱空気環境学，照明計画，建築設備，設備設計，空気調和設備，給排水設備，電気設備，都市設備，環境心理，造園学，省資源リサイクル論など

○建築計画学に関する科目
建築計画，住宅計画，地域施設計画，インテリア計画，設計計画，建築人間工学，建築安全計画，ファシリティマネジメント，建築管理保全計画，建築法規，空間情報工学，空間デザイン論，ＣＡＤデザイン論など

○都市計画学に関する科目
建築都市計画概論，都市計画，地区計画，住宅地計画，地域計画，都市施設計画，まちづくり論，景観デザイン，都市交通計画，都市環境工学，地域環境保全，都市社会学，地域経済・都市行政，地理情報工学，水辺環境計画，都市安全工学，都市防災工学，都市解析，都市計画史，建築・都市関連法規など

○建築史・意匠に関する科目
建築史，住宅史，都市史，建築・都市史概論，住生活史，建築概論，現代建築論，建築意匠，建築思潮，文化財保存，修復学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○建築設計・製図に関する科目
図学，造形，建築製図，建築設計製図，設計基礎，建築デザイン実習，建築総合設計，地域デザイン，インテリア設計，構造設計，環境設備設計，都市設計，地域設計，建築ＣＡＤなど

○建築学に関する実験・実習科目
建築実習，造形基礎実習，建築実験，材料実験，構造実験，材料加工実習，測量実習など

専攻の区分　　専攻分野の名称

52　社会システム工学　　工　学

社会システム工学は，科学的方法論に基づく企業経営を含む社会経済システムの効果的・効率的なデザイン，マネジメント，政策に関する学問分野である。そのためにベースとなる「応用数理・システムと情報に関する科目」を学修し，主に企業活動のマネジメントに係る「経営・管理工学に関する科目」，または社会経済システムのデザイン，政策に係る「公共経済学・社会政策に関する科目」について学修することが求められる。以上の３つの区分をＡ群として，２区分以上を幅広く履修することが求められる。さらに社会システム工学における学修をより実効のあるものとするために，工学や社会科学の諸領域の専門的科目としてＢ群が設定してあり，実験・実習科目としてＣ群が設定してある。学士としては，Ａ群の要件に加えて，Ｂ群について個人の関心に沿って学修を行うことが求められる。さらにＣ群の学修を通して実践的能力を涵養することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目	
	【Ａ群】（30 単位以上） ○応用数理・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済学・社会政策に関する科目 【Ｂ－１群（工学の諸領域における専門的科目）】 （４単位以上） ○機械工学に関する科目 ○電気電子工学に関する科目 ○情報工学に関する科目 ○応用化学に関する科目 ○生物工学に関する科目 ○材料工学に関する科目 ○土木工学に関する科目 ○建築学に関する科目 【Ｂ－２群（社会科学の諸領域における専門的科目）】 （４単位以上） ○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目 ○経済学・経営学・商学に関する科目 【Ｃ群（社会システム工学に関する実験・実習科目）】 （６単位以上） ○社会システム工学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから「応用数理・システムと情報に関する科目」の区分を含み２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群】

○応用数理・システムと情報に関する科目

オペレーションズリサーチ（OR），モデリング，数理計画，数理統計，経営数学，ゲーム理論，意思決定理論，多変量解析，データ解析，実験計画法，システム基礎，システム理論，システム工学，情報システム，ソフトウェア工学，データ構造，プログラミング，シミュレーション，ネットワーク，情報セキュリティなど

○経営・管理工学に関する科目

経営管理論，経営組織論，マーケティング，経営財務，原価管理，インダストリアルエンジニアリング，メソッドエンジニアリング，生産管理，スケジューリング，プロジェクトマネジメント，ロジスティクス，物流管理，品質管理，信頼性工学，人間工学，価値工学，経済性工学，設備管理，金融工学，リスクマネジメント，人事労務管理など

○公共経済学・社会政策に関する科目

公共経済学，公共政策論，マクロ経済動学，労働経済学，財政学，国際経済学，経済システムと政策，費用便益分析，環境経済学，住宅土地経済学，計量経済学，法システム，社会調査法，社会システム論，政策科学，社会システム計画など

【Ｂ－１群（工学の諸領域における専門的科目）】

○機械工学に関する科目

整理番号 44 の「機械工学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

○電気電子工学に関する科目

整理番号 45 の「電気電子工学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

○情報工学に関する科目

整理番号 46 の「情報工学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

○応用化学に関する科目

整理番号 47 の「応用化学」の専門科目の例のＡ－１群及びＡ－２群に区分される科目

○生物工学に関する科目

整理番号 48 の「生物工学」の専門科目の例のＡ－１群及びＡ－２群に区分される科目

○材料工学に関する科目

整理番号 49 の「材料工学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

○土木工学に関する科目

整理番号 50 の「土木工学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

○建築学に関する科目

整理番号 51 の「建築学」の専門科目の例のＡ群に区分される科目

【Ｂ－２群（社会科学の諸領域における専門的科目）】

○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目

環境アセスメント，環境政策，環境倫理，安全工学，企業と法的環境，知的財産，研究技術管理，技術者倫理，情報倫理，産業心理学，認知心理学，行動科学，環境心理学など

○経済学・経営学・商学に関する科目

ミクロ経済学，マクロ経済学，厚生経済学，経済政策，産業組織論，組織論，会計学，コーポレートファイナンス，流通論など

【Ｃ群（社会システム工学に関する実験・実習科目）】

○社会システム工学に関する実験・実習科目

社会システム工学実験，社会システム工学演習など

53　芸術工学

芸術工学

技術の基盤となる科学と人間精神を自由に発現する芸術とを統合して，技術のありようを計画し，その機能を設計して，新しい社会的価値を創造していくのが芸術工学である。芸術工学においては，「人間と歴史・文化」，「技術と科学」，「計画と設計」という３つの領域を，デザインという観点から学際的に統合していく能力が求められる。このため幅広い視点に立脚して専門科目や関連科目を学修し，講義で得た知識を演習科目や実験・実習科目によって確認していくことが必要となる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（20 単位以上） ○芸術工学の基礎となる科目 ○生活機器・環境デザインに関する科目 ○画像・音響デザインに関する科目 ○インタフェースデザインに関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（10 単位以上） ○生活機器・環境デザインに関する実験・実習科目 ○画像・音響デザインに関する実験・実習科目 ○インタフェースデザインに関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから「芸術工学の基礎となる科目」の区分を含み２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇美術・デザインに関する科目 ◇音楽に関する科目 ◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○芸術工学の基礎となる科目

デザイン論，基礎デザイン，デザイン史，デザイン文化論，図学，製図，表示方法論，色彩学，造形論，形態学，数理造形，認知工学，人間工学，生理人類学，感性工学，感性科学，感性情報学，デザイン材料，生産技術論，材料工学，構造力学，機構学，デザイン解析論，記号論，環境論，環境工学，音響論，信号処理，情報論，プログラミング，ソフトウェア工学，コンピュータ科学，機能論，写真学，印刷学など

○生活機器・環境デザインに関する科目

工業デザイン論，工芸・クラフト論，プロダクトデザイン，ユニバーサルデザイン，生活用具論，形態デザイン論，製品解析，デザインマネジメント，デザイン方法論，インテリアデザイン，パブリックデザイン，空間デザイン，環境設計，建築計画，建築論，建築史，建築設計，環境計画，環境保全論，都市計画，景観設計など

○画像・音響デザインに関する科目

グラフィックデザイン論，メディアデザイン論，視覚デザイン，視覚伝達デザイン，情報デザイン，コンピュータグラフィックス，エディトリアルデザイン，パッケージデザイン論，印刷デザイン論，視覚媒体論，デザイン心理学，視覚心理学，知覚心理学，視聴覚情報，映像論，映像理論，画像論，画像設計，サウンドスケープデザイン，音響設計，建築音響学，音響工学，聴覚心理学など

○インタフェースデザインに関する科目

インタフェースデザイン，インタラクションデザインなど

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○生活機器・環境デザインに関する実験・実習科目

工業デザイン実習，クラフトデザイン実習，ＣＡＤ実習，環境デザイン実習，インテリアデザイン実習，建築設計実習など

○画像・音響デザインに関する実験・実習科目

グラフィックデザイン実習，視覚デザイン実習，エディトリアルデザイン実習，ＣＧ実習，インスタレーション実習，写真実習，画像情報処理実験，音響実験，音響構成実習など

○インタフェースデザインに関する実験・実習科目

インタフェースデザイン実習，インタラクションデザイン実習など

芸術工学の基礎となる工学に関連したレポートを作成する場合には，個別的な内容を単に専門的立場から述べるのではなく，デザインとの関連において論じること。

専攻の区分　　専攻分野の名称

54　商船学　　商　船　学

商船学は，その要素となる学問として航海学，舶用機関工学，流通工学に大別される。また手法としては応用数学，応用物理学，機械工学，流体工学，熱工学，自動制御工学，情報工学，管理工学，経営工学および海運政策学等を駆使する幅広い学問である。このため，学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また，実験実習により，講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○商船学に関する総合的な科目 ○航海学に関する科目 ○機関学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（６単位以上） ○商船学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇商船学の基礎となる理工学に関する科目 ◇商船学の周辺分野に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○商船学に関する総合的な科目

商船システム工学，交通システム工学，危機管理学，船舶工学，安全工学，環境工学など

○航海学に関する科目

海上交通工学，運航管理学，港湾設計，海洋環境工学，海洋情報計測論，航海システム論，船舶制御論，操船リスクアナリシス，船体リスクアナリシス，海上危険物輸送論，載貨論，海上輸送システム論，輸送環境論，海運政策論，海洋国際管理論，海運経済論，海上保険論，海事国際法，海上労働法，海法，海洋人間科学，海事英語など

○機関学に関する科目

蒸気動力工学，内燃機関工学，機関システム工学，熱機関工学，動力プラント工学，燃焼工学，原子エネルギー学，工業熱力学，伝熱工学，冷凍・空調工学，流体工学，トライボロジー，流体機械工学，推進工学，電気工学，電磁機器学，電子工学，制御工学，機関計測制御工学，エネルギー変換工学，材料力学，金属材料学，機械設計・製図など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○商船学に関する実験・実習科目

航海学実験，海事科学実験，機関学実験，機関学実習，海技実習，学内船舶実験・実習，船舶実習など

55　農　学　　農　学

農学は，衣食住，生産から消費まで，生活に関係する全ての分野を網羅する総合的な学問であり，地域の問題から地球環境までをカバーするため関連する分野も広い。Ａ群に示すように学問分野は専門化されているが，「学士(農学)」として幅広い知識が求められることから，農学以外の関連する専門領域での学修も求められる。農学においては社会の動向を無視することは不可能であり，「関連科目」となるものの範囲も広いものとなる。また，Ｂ群に示すように実験科学としての性質があることから「実験・実習科目」は必須である。農学の分野における学修は，実験室もしくは野外で行うものが主体であり，そこでは正確な実験や観察，それに基づいた妥当な解釈や説明が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上。ただし，以下の区分のうち２区分以内から 20 単位以上） ○農学に関する総合的な科目 ○農業生物学に関する科目 ○緑地環境科学に関する科目 ○農芸化学に関する科目 ○林学に関する科目 ○林産学に関する科目 ○農業工学に関する科目 ○農業経済学に関する科目 ○畜産学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（４単位以上） ○農学に関する実験・実習科目（ただし，上記の２区分以内に「農業経済学に関する科目」を含む場合は，農業経済学に関する演習科目をもって実験・実習科目に替えることができる）	
	関連科目	
	◇水産学に関する科目 ◇獣医学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○農学に関する総合的な科目

農学概論，生物資源学総論，地球環境科学，農業環境論など

○農業生物学に関する科目

農業生物学，栽培学，植物栄養学，肥料学，遺伝学，育種学，植物生態学，植物形態形成学，植物生理学，植物病理学，植物病原細菌学，作物病学，ウイルス学，菌類学，植物保護学，応用昆虫学，昆虫生理学，昆虫病理学，食用作物学，工芸作物学，飼料作物学，蔬菜学，果樹学，花卉園芸学，園芸食品学，施設園芸学，園芸利用学，農作業論，農業気象学，生物測定学，養蚕学など

○緑地環境科学に関する科目

緑地学概論，環境科学概論，緑地計画学，緑地設計論，緑化技術論，環境植栽学，環境立地学，緑地植物学，緑地生態学，緑地保全学，緑地管理学，緑地環境工学，庭園学，庭園デザイン学，造園学，造園設計学，造園施設学，都市環境デザイン学，都市計画学，農村計画学，地域計画学，自然公園論，風景計画学，景観学，地域環境論，自然保護論など

○農芸化学に関する科目

農芸化学概論，有機化学，生物化学，物理化学，生物物理化学，生物有機化学，分析化学，無機化学，蛋白質化学，酵素学，天然高分子化学，土壌学，土壌保全学，分子生物学，遺伝子工学，微生物学，微生物遺伝学，細胞生理学，醗酵生理学，微生物利用学，栄養化学，栄養生理学，生物資源利用学，食品化学，食品物理学，食品工学，食品製造学，食品保存学，食品衛生学，植物栄養学・肥料学，生理活性物質化学，農薬学，醸造学，環境化学など

○林学に関する科目
林学概論，造林学，林木育種学，遺伝学，樹病学，森林立地学，樹木学，森林植物学，森林動物学，
野生動物管理論，森林生態学，森林土壌学，森林利用学，森林計測学，森林評価学，森林経理学，測樹学，
林政学，林業経済学，林業経営学，林業機械学，林業土木学，砂防工学，山地災害論，測量学，森林土木学，
森林資源論，森林流域管理学，森林風景計画，森林風致工学，森林法律，森林情報処理学，森林気象学など
○林産学に関する科目
林産学概論，林産学，林産資源利用論，木材学概論，木材組織学，木材構造学，木材保存学，木材成分化学，
木材化学，木材物理学，木材力学，木材成分利用学，木材加工学，木材化工学，有機化学，生物化学，
高分子化学，高分子物性，有機材料学，無機材料学，材料科学，植物生理学，森林化学，パルプ・製紙学，
幹材形成化学，植物形態形成学，セルロース科学，セルロース化学，リグニン化学など
○農業工学に関する科目
農業工学概論，農業土木学概論，地域環境工学，地域環境管理学，農地工学，農業水利学，農業地水学，
農業構造学，農村計画学，農業物理学，水資源環境学，利水システム工学，水質工学，農林地質学，測量学，
リモートセンシング，水理学，応用流体力学，水文学，水工学，土質力学，土質工学，地盤工学，
コンクリート工学，応用力学，応用解析学，熱力学，土壌物理学，農業機械学，生物生産機械学，
生物生産工学，農業システム工学，農業情報工学，生物環境情報システム工学，農業システム学，
生物生産システム工学，農産機械学，生物生産施設学，農産プロセス工学，生物環境工学，機械設計，
機械力学，制御工学，応用計測学，応用情報工学，作物環境物理学など
○農業経済学に関する科目
農業経済学，農業経営学，農政学，農業法律学，農業史，農学史，比較農業論，地域農業論，国際農業論，
農業統計学，農業評価学，農業会計学，農業金融論，農業市場論，農産物市場論，農産物輸送論，
農業団体論，農業協同組合論，農村社会学，農村計画学，農業技術論，経済原論，経済学，経済政策，
林政学，林業経済学，漁業経済学など
○畜産学に関する科目
畜産学概論，酪農概論，家畜形態学，家畜解剖学，家畜生理学，産肉生理学，家畜繁殖学，遺伝学，
家畜育種学，家畜品種論，実験動物学，家畜行動学，家畜管理学，畜産機械学，家畜衛生学，
畜産栄養学，生産飼料学，飼料学，飼料作物学，草地学，畜産物利用学，畜産製造学，畜産加工学，
畜産経営学，畜産経済学，酪農経済学，国際畜産論，畜産物流通論など
【Ｂ群（実験・実習科目）】
○農学に関する実験・実習科目

専攻の区分　　専攻分野の名称

56　水産学　　水　産　学

水産学は，水産資源の持続的有効利用を目的とするもので，資源管理，漁業学，水産増養殖学，水産化学・水産利用学およびその他の分野からなる総合的な教育・研究分野である。したがって，それらの各分野および水産学に関する総合的な科目を学修するとともに,水産学に関する実験･実習科目を学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○水産学に関する総合的な科目 ○資源管理に関する科目 ○漁業学に関する科目 ○水産増養殖学に関する科目 ○水産化学・水産利用学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（４単位以上） ○水産学に関する実験・実習科目	左のＡ群の区分のうちから「水産学に関する総合的な科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目	
	◇農学に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ群（講義・演習科目）】

○水産学に関する総合的な科目

水産学原論，水産学概論，水産環境学など

○資源管理に関する科目

水産資源学，資源解析学，漁業管理論，漁業労働論，水産経済学，水産経営学，水産経済史，水産経済統計学，漁業制度論，漁業協同組合論，水産法学，海洋国際法など

○漁業学に関する科目

漁業学，漁業生物学，漁業情報学，漁具学，漁法学，漁場学，漁業機械学，漁船学，漁船運用学，海洋学，海洋計測学，海洋気象学，航海学など

○水産増養殖学に関する科目

水産動物学，水産植物学，水産増殖学，水産養殖学，水族育種学，水族栄養学，水族病理学，水族生態学，水族生理学，水質学，水産土木学，陸水学，浮遊生物学，水圏微生物学など

○水産化学・水産利用学に関する科目

水産化学，水産利用学，水産原料学，水産製造学，水産加工学，水産食品学，食品化学，食品保蔵学，食品衛生学，食品微生物学，食品工学，栄養化学，生物化学，生化学，物理化学，有機化学，無機化学，分析化学など

【Ｂ群（実験・実習科目）】

○水産学に関する実験・実習科目

9

専攻の区分　　専攻分野の名称

57　家政学　　家　政　学

家政学は家庭における生活を対象とし，人の生活に関することを人文科学，社会科学，自然科学の視点からみる広範囲な学問領域である。家政学においては現代社会の生活課題を歴史・情報・福祉等の観点から総合的に学ぶとともに，衣・食・住に関する内容および保育，生活経営，家族関係などの内容に関する各領域の科目を幅広く学ぶ。さらに講義の理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【Ａ－１群（講義科目）】 ○家政学に関する総合的な科目（６単位以上） 【Ａ－２群（講義科目）】（18 単位以上） ○児童学に関する科目 ○食物学に関する科目 ○被服学に関する科目 ○住居学に関する科目 ○生活経営学に関する科目 【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】（６単位以上） ○家政学に関する演習・実験・実習科目	
	関連科目（４単位以上）	
	◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇自然科学に関する科目 ◇美学に関する科目 ◇人間工学に関する科目 ◇統計学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇家庭科教育に関する科目	

■専門科目の例■

【Ａ－１群（講義科目）】

○家政学に関する総合的な科目

家政学原論，生活学，家族・家庭生活論，生活情報論，生活環境論，生活文化論，生活福祉論，生活資源論，生活史，生涯発達論など

【Ａ－２群（講義科目）】

○児童学に関する科目

保育学，児童教育学，児童心理学，児童発達学，児童文化論，児童生活論，家庭教育論，児童福祉学，発達臨床学，児童保健学，精神保健学など

○食物学に関する科目

栄養学，栄養生理学，臨床栄養学，食品学，食品加工学，食品貯蔵学，調理学，食品物性論，官能検査法，食品評価論，食事計画論，食生活論など

○被服学に関する科目

被服材料学，テキスタイル材料学，繊維材料学，被服設計学，アパレル設計論，被服造形学，被服構成学，被服生理学，衣環境学，被服環境学，服飾美学，服飾史，服装文化史，服飾意匠学，服飾デザイン，被服心理学，被服管理学，被服衛生学，染色化学，洗浄科学，衣生活論，被服産業論，アパレル生産論，高分子化学など

○住居学に関する科目

住生活学，住宅論，住居意匠学，住居計画学，室内意匠論，住居環境学，生活環境学，人間工学，住居管理学，住宅政策論，住居構造学，生活デザイン学など

○生活経営学に関する科目

家庭管理学，生活経営論，生活設計論，生活時間論，家事労働論，家族福祉論，家族関係学，家族法，家族過程論，高齢者論，家庭経済学，家計管理論，消費経済論，国民経済論，消費者問題論など

【Ｂ群（演習・実験・実習科目）】

○家政学に関する演習・実験・実習科目

学修成果の中で申請者自身が製作した被服や住居模型等をとりあげる場合には，それら被服や模型について述べるだけではなく，基礎となる文献や資料に関する学修を行い，それとの関連において充分に考察した上で論じること。

専攻の区分　　専攻分野の名称

58　音　楽　　芸　術　学

芸術の中で，時間的芸術分野に当るものが「音楽」である。そこには，作曲に関する領域，演奏に関する領域，音楽理論・音楽史領域，音楽教育領域の４つの領域がある。したがって，これらの領域・内容について学修した上で，人間と音楽との深い関わりから学修のテーマを考えることが望ましい。学士の学位を得るためには，質の高い演奏技術や音楽理論，世界中の伝統音楽やあらゆるジャンルの音楽，現代社会での音楽等を，広い視野に立ってバランスよく学修することが求められている。学士のレベルとして，「演奏に関する科目」の区分を含み３区分以上にわたることが求められているが，音楽の学修をより質的に高めることからも美術，演劇など，芸術全般にわたって学ぶことも大切である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○作曲に関する科目 ○演奏に関する科目（４単位以上） ○音楽理論・音楽史に関する科目 ○音楽教育に関する科目	左の区分のうちから「演奏に関する科目」の区分を含み３区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇文化史・文化論に関する科目 ◇哲学に関する科目 ◇外国語に関する科目 ◇民俗学に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇美術に関する科目 ◇演劇学に関する科目 ◇経済学・商学・経営学に関する科目 ◇生理学に関する科目	

■専門科目の例■

○作曲に関する科目

和声学，対位法，作曲法，編曲法，管弦楽法，電子音楽（コンピューター音楽）など

○演奏に関する科目

ソルフェージュ，スコアリーディング，独唱，重唱，合唱，指揮法，ピアノ，オルガン，弦楽器，管楽器，打楽器，伴奏法，室内楽，吹奏楽，管弦楽，雅楽，民族楽器，日本の楽器（箏，太鼓等），電子楽器，ジャズ，ポップス，舞踊など

○音楽理論・音楽史に関する科目

音楽美学，音楽通論，楽曲分析，楽式論，西洋音楽史，東洋音楽史，日本音楽史，民族音楽理論，宗教音楽，音声学，楽器学，音楽音響学，音楽心理学，ワールドミュージック論，ジャズ論，ポピュラーミュージック論，音楽マネージメント論，音楽著作権論，音楽出版論，放送メディア論など

○音楽教育に関する科目

音楽教育概論，音楽教育法，音楽教育史，音楽教材研究，幼児音楽教育，音楽教育心理学，音楽療法，リトミックなど

専攻の区分　　専攻分野の名称

59　美　術　　芸　術　学

ここでいう「美術」とは，絵画，彫刻，工芸，デザイン，建築といった伝統的に造形芸術と呼ばれてきたものを中核として，さらに現代の映像やコンピュータといった新しいメディアによる造形をも含む領域である。そのため，美術に関する理論を中心に学ぶときばかりでなく，美術制作を中心に学ぶときも，素材や方法についての美術理論や，人間がながい歴史の中でつくりだした美術の歴史についての体系的な知識が必要とされる。また美術は文化の中核をになう領域でもあるために,学校や美術館等をつうじた次世代の教育にも責任がある。そのために学士レベルでは「美術制作に関する科目」を中心として,「美術理論・美術史に関する科目」と「美術教育・アートマネジメントに関する科目」の習得が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○美術制作に関する科目 ○美術理論・美術史に関する科目 ○美術教育・アートマネジメントに関する科目	左の区分のうちから「美術制作に関する科目」の区分を含み２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇文学に関する科目 ◇文化史に関する科目 ◇哲学に関する科目 ◇外国語に関する科目 ◇民族学に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇言語学に関する科目 ◇演劇学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇生態学に関する科目 ◇音楽に関する科目	

■専門科目の例■

○美術制作に関する科目

絵画，版画，彫刻，工芸，デザイン，造形，写真，映像・画像（映画，漫画，アニメ），
空間環境（建築，ランドスケープ・デザイン），コンピュータ・メディア，保存・修復，美術材料研究など

○美術理論・美術史に関する科目

美学，芸術学，美術史（日本美術史，東洋美術史，西洋美術史など），造形理論，色彩学，工芸論，
デザイン論，建築論，映像・映画論，美術材料論，美術解剖学，図学など

○美術教育・アートマネジメントに関する科目

美術教育論，工芸教育論，美術教育史，美術科教育法，工芸科教育法，美術療法，博物館学，
アートマネジメントなど

専攻の区分　　専攻分野の名称

60　演　劇　　芸　術　学

ここでいう「演劇」とは，演劇と舞踊を中核とし，舞台芸術と呼ばれることが多い，人間の身体を使った表現活動を指す。そこには，舞台表現，演劇理論・演劇史，演劇制作・マネジメント，演劇教育の４つの領域がある。学士の学位を得るためには，質の高い表現技術や演劇理論，古代から連綿とつづく演劇・舞踊の歴史，現代社会における演劇制作・マネジメント，さらには，伝統継承・創造のための演劇教育を，広い視野に立ってバランスよく学修することが望ましい。４つの区分のうち２つ以上の区分にわたって修得することが求められているが，演劇の学修を質的に高める意味でも，美術，音楽など，芸術全般にわたって学ぶことも大切である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○舞台表現に関する科目 ○演劇理論・演劇史に関する科目 ○演劇制作・マネジメントに関する科目 ○演劇教育に関する科目	左の区分のうちから２区分以上にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇文化史・文化論に関する科目 ◇哲学に関する科目 ◇文学に関する科目 ◇外国語に関する科目 ◇映画に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇美術に関する科目 ◇音楽に関する科目	

■専門科目の例■

○舞台表現に関する科目

身体表現，発声，演技演習，演劇実習，舞踊実習，ミュージカル実習，声優実習，歌唱，ダンス，振付演習，演出演習，劇作実習，シナリオ実習，舞台監督，照明，音響，舞台美術，舞台衣装，ワークショップなど

○演劇理論・演劇史に関する科目

演劇論，演出論，演劇文化論，演劇美学，身体論，批評研究，各国演劇史，各国演劇研究，各国舞踊史，芸能論，古典演劇論，古典芸能論，歌舞伎研究，能楽研究，文楽研究，劇作論，劇作家研究，劇場論，劇場史，人形劇論，ミュージカル論など

○演劇制作・マネジメントに関する科目

演劇制作，演劇プロデュース論，企画制作，アートマネジメント，演劇映像マネジメント，芸術運営論，劇場経営論，メセナ論，文化経営学，公共芸術論，各国文化政策論，著作権法，知的財産権論など

○演劇教育に関する科目

演劇教育論，演劇教育史，児童演劇，学校演劇，ダンス指導法，演劇コミュニケーション論，演劇療法，演劇セラピー，ワークショップ論，ワークショップリーダー論など

専攻の区分　　専攻分野の名称

61　体育学　　体　育　学

体育学とは，一般に体育科学やスポーツ科学と同義に扱われ，現在ではスポーツ科学として呼称されるのが通例である。さまざまな身体運動の機能と構造，その文化的・社会的存在様式を研究対象とする，自然科学，人文科学，社会科学にわたる基礎的・応用的諸科学からなる総合科学である。体育学には，哲学，歴史，社会学などの問題視角や研究方法が用いられる。体育学はスポーツ哲学，スポーツ史，スポーツ心理学，スポーツ教育学，スポーツ行政・政策学，スポーツ運動学，スポーツ医学などの諸領域から形成される学際領域であり，同時に運動遊戯から競技スポーツに至るスポーツ運動現象を総合的に研究する科学である。複合領域としての体育学をかたちづくるものに，競技力向上に貢献する学際領域としての狭義の「スポーツ科学（スポーツ医科学)」や，運動・健康・体力の関係を解明する「健康体力科学」，また学校教育における保健及び体育での教科教育と，教科外教育を研究対象とする「保健体育教育」があり，これらの学修が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○体育科学に関する科目 ○スポーツ科学に関する科目 ○健康体力科学に関する科目 ○保健体育教育に関する科目	実技科目８単位を含み左の４区分にわたること
	関連科目（４単位以上）	
	◇教育学に関する科目 ◇医学に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇経営学に関する科目 ◇生命科学に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇人類学に関する科目	

■専門科目の例■

○体育科学に関する科目

体育原論，体育哲学，体育史，体育社会学，体育行財政学，体育心理学，体育経営管理学（体育管理学，体育施設用具論を含む），レジャー・レクリエーション学，特殊体育学，武道論，社会体育，測定評価論，スポーツ産業論，スポーツマーケティング論，舞踊論，野外教育論など

○スポーツ科学に関する科目

スポーツ運動学，コーチ学，個別スポーツ方法論（実技を含む），スポーツバイオメカニクス，スポーツ生理学，トレーニング論など

○健康体力科学に関する科目

解剖学，生理学，病理学，栄養学，公衆衛生学，環境保健学，体力学，スポーツ医学，運動処方論，救急法実習，テーピング・マッサージ論（実習を含む），発育発達論，スポーツ障害論，健康管理学，救急学，小児保健，老人保健，精神保健学，学校保健学など

○保健体育教育に関する科目

保健科教育学，体育科教育学，特殊体育教育学，教育方法論，カウンセリング論，障害者スポーツ論など

「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の改正等について

「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の改正や専攻の区分の新設については，毎年２月末頃に当機構ウェブサイトの下記ページに掲載します。

令和３年度４月期以降に申請される場合は，選択する専攻の区分について，審査基準の改正が予定されているかを必ず確認してください。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/kaisei.html

（トップページ→「学位の授与」→「短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学士の学位授与（学士）」→「専攻の区分の新設・基準改正」）

⑩　各種手続

1　証明書の交付

各証明書は，交付願が当機構に到着してから，できるだけ３日程度（土・日曜，祝日，年末年始を除く）で発送するようにしています。各交付願の様式は，当機構のウェブサイトからダウンロードできます。

(1)　**「学位授与証明書」**(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shoumeisho.html)

当機構から学位が授与されたことを証明する書類です。

Ａ４判の用紙に「学位授与証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し，あて先を明記した返信用封筒（長形３号に送料分の切手を貼付*）とともに，当機構学位審査課に送付してください。

①　郵便番号　②　住所　③　電話番号
④　氏名（フリガナ）〔英文証明書を請求する場合は，ローマ字表記も記入する。〕
⑤　学位授与年月日**　⑥　学位記番号**　⑦　学位（専攻分野）の名称
⑧　生年月日　⑨　使用目的　⑩　提出先　⑪　必要部数

*　請求枚数が４枚（厳封の場合は２枚）までの場合は，84円切手（速達を希望する場合は374円）を貼ってください。枚数が５枚以上の場合は，当機構に問い合わせてください。

**　⑤の学位授与年月日，⑥の学位記番号については，不明であれば未記入でも可。

(2)　**「学位授与申請受理証明書」**(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html)

学位授与申請書類等が当機構に受理されてから合否の判定が出るまでの間，当機構において申請を受理していることを証明する書類です。４月期申請は５月下旬以降，10月期申請は11月中旬以降に発行可能となります。

Ａ４判の用紙に「学位授与申請受理証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し，あて先を明記した返信用封筒（長形３号に送料分の切手を貼付***）とともに，当機構学位審査課に送付してください。

①　郵便番号　②　住所　③　電話番号　④　氏名（フリガナ）
⑤　専攻分野の名称　⑥　専攻の区分　⑦　生年月日　⑧　使用目的
⑨　提出先　⑩　必要部数

***　請求枚数が４枚までの場合は，84円切手（速達を希望する場合は374円）を貼ってください。枚数が５枚以上の場合は，当機構に問い合わせてください。

２　機構発行の刊行物の請求方法

資料の送付を希望する場合は，テレメールを利用して資料請求してください。

(1) テレメール（インターネット・自動音声応答電話）での請求方法

① 以下のいずれかの方法でテレメールにアクセスしてください。

インターネットの場合 （スマートフォン・ パソコン・携帯電話）	https://telemail.jp/	スマートフォン・携帯電話なら，バーコードを読み取るだけでアクセスできます。
自動音声応答電話の場合	IP電話　050-8601-0101	※一般電話回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約12円です。

② ご希望の資料の資料請求番号を入力してください。

資料名	資料の内容	部数	資料請求番号	料 金 (送料含む)
『新しい学士への途』 －学位授与申請案内－ 【２月】	当機構が行う学士の学位授与制度や申請方法などを詳しく説明したもの（本冊子）	１部 (※)	488724	250 円
『学位授与申請書類』【２月】	学位授与申請に必要な書類等のうち，当機構が指定する書類様式をつづったもの	１部 (※)	488725	270 円
『新しい学士への途』および 『学位授与申請書類』【２月】	『新しい学士への途』と『学位授与申請書類』のセット	１セット	488726	310 円
学士をめざそう！	当機構の学位授与システムを紹介したリーフレット	１部	488727	120 円
機構が授与する学士の学位	当機構が授与する学士の学位を説明したリーフレット	１部	488728	120 円

【　】は最新版の発行月です。学位授与申請にあたっては申請する年度のものをご利用ください。

※ 複数セットを請求する場合は，当機構ウェブサイトから請求してください。

③ ガイダンスにしたがってお届け先等の登録を行ってください。

請求方法についてのお問い合わせ
テレメールカスタマーセンター　電話 050-8601-0102（9:30～18:00）

※自動音声応答電話で請求する場合，お届け先の音声登録が必要となりますので，氏名，住所等をはっきりと発音してください。

(2) 機構ウェブサイトからの請求方法

当機構ウェブサイトからテレメールを利用して資料請求できます。

URL　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou.html

３　住所変更届（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou2.html）

学位授与申請後に住所を変更した場合，あるいは今後変更する予定のある場合は，Ａ４判の用紙に「住所変更届」と明記した上で次の事項を記入し，当機構学位審査課に送付してください。

①　整理番号****　　②　氏名　　③　生年月日　　④　専攻分野の名称
⑤　専攻の区分　　⑥（新しい）郵便番号・住所・電話番号
⑦　転居等（予定）年月日

****　受験票に記載してあります。なお，不明であれば未記入でも可。

４　アンケート調査等のお願い

この制度における申請者の実態を調査し，制度等の改善を図るために，学位取得者を対象としたアンケート調査等を実施することがあります。回答者が特定されるような形で調査結果を公表することはありませんので，ご協力ください。

５　照会等について

この制度に関して不明な点があれば，当機構学位審査課に電話で問い合わせてください。
文書によるお問い合わせの場合も，連絡先電話番号を必ず記入してください。（お問い合わせ先→裏表紙）

⓫　ＦＡＱ（よくあるお問い合わせ）

当機構の学位授与制度について，よくあるお問い合わせとその回答です。

1　機構が授与する学士の学位について ―― 124
2　申請資格等について ―― 125
3　学修成果について ―― 131
4　試験について ―― 132
5　各種手続について ―― 133
6　専攻分野の名称と専攻の区分について ―― 133
7　単位の修得について ―― 134
8　申請書類について ―― 135
9　審査・合否について ―― 137
10　その他 ―― 137

1　機構が授与する学士の学位について

Q1-1.　履歴書の学歴には，どのように記入すればよいのですか？

A1-1.　学歴欄に，『△△年□月　学士（○○学）の学位取得　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構※』と記入することをお勧めしています。

※　学士の学位が授与された当時の機構の正式名称

Q1-2.　機構の学士を取得すれば，教員免許が取れますか？

A1-2.　当機構の学士は，教員の一種免許状取得の基礎資格として認められています。ただし，教育職員免許法に履修すべき科目が定められています。くわしくは都道府県の担当課等に確認してください。

Q1-3.　機構の学士を取得すれば，大学院の受験資格が認められますか？

A1-3.　原則として，大学院の受験資格は認められます。ただし，申請者の学修内容と受験を希望する大学院の課程の専門性との違い等により，受験資格が認められないこともありますので，当該大学院に確認してください。

Q1-4.　機構で修士，博士を取得できますか？

A1-4.　当機構には，単位の積み上げや論文提出による修士，博士の学位を授与する制度はありません。当機構の制度では，修士と博士の学位授与は，当機構が認定した各省庁大学校の研究科修了者のみを対象としています。

Q1-5.　機構で学士の学位を取得しても，一部の資格試験が受験できないと聞きましたが，なぜですか？

A1-5.　学歴を受験資格として定める一部の資格試験等においては,法令等に基づき養成機関としての認定を受けた学校の教育課程を修了していることを要件としているものがあります。受験資格として単に“大学の〇〇学部を卒業”という表記が用いられても，事実上，養成機関として認められた大学の学部・学科の卒業を求めていることがあります。こうした場合，当機構で取得した「学士の学位」では“大学卒業”を学歴要件とする資格試験を受験できないこともあります。受験資格の詳細については，試験を実施する各機関に確認してください。

２　申請資格等について

Q2-1.　短期大学に２年以上在学して 62 単位以上修得し，退学しました。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-1.　当機構の学位授与制度における「基礎資格を有する者」とは，短期大学，高等専門学校の卒業者または専修学校専門課程の修了者ですので，該当しません。（→p. １）

Q2-2.　10 年前に短期大学を卒業しました。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-2.　該当します。基礎資格を有する者に該当した後，何年以内に申請しなければならないという決まりはありません。

Q2-3.　卒業した短期大学が廃校となり，現在は存在していません。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-3.　該当します。「基礎資格を有する者」として必要とされているのは，短期大学を卒業していることですので，その学校が現存しているかどうかは問いません。

Q2-4.　３年制の専門学校を修了した後，大学の３年次に編入学し卒業しています（例：２年間在学し 68 単位を新たに修得して卒業）。「基礎資格を有する者の区分」は，第２区分（Ｆ.）あるいは第３区分（Ｉ.）のどちらに該当するのですか？（→p. 10）

Ａ2-4.　３年制の専門学校で修得した単位を申告した申請者については，原則として第２区分に該当する者として審査します*。

第３区分の「修得単位の審査の基準」（→p. 15～16）では，「申請に必要な単位数」として，大学の単位，認定専攻科の単位，大学専攻科の単位の合計が 124 単位以上であることを定めています。上記の質問の例では，第３区分の「申請に必要な単位数」を満たしていないため，当機構では第２区分に該当する者として申請を受理し，修得単位の審査を行います。

この場合，申請に必要な書類等（→p. 37～39）についても，第２区分に該当する者と同じ書類等が必要になります。大学での在学年数および修得単位数にかかわらず，専修学校専門課程修了等証明書，高等学校の卒業証明書等（大学入学資格を証明する書類）を必ず提出してください**。

*　３年制の短期大学を卒業，または専門職大学前期課程（３年制）を修了後に大学に編入学した場合についても，この扱いに準じます。また，２年制の専門学校を修了した方，２年制の短期大学，高等専門学校を卒業した方，専門職大学前期課程（２年制）を修了した方は，基礎資格を有する者の区分は第１区分に該当します。

**　短期大学，高等専門学校を卒業した方は，短期大学，高等専門学校の卒業証明書の提出が必要です（→p. 37）。

Q2-5.　高等学校の専攻科を修了しました。一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者として，「基礎資格を有する者」に該当しますか？

Ａ2-5.　修了した専攻科を設置する高等学校等に確認してください。当機構への申請の際には，当機構で定める様式「高等学校等専攻科修了証明書」の提出が必要になります。この証明書が発行されれば，「基礎資格を有する者」に該当することになります。この証明書には有効期限がありませんので，事前に修了した専攻科を設置する高等学校に発行を依頼し，確認することをお勧めします。

また，併せて「「高等学校等専攻科修了証明書」発行に係るチェックリスト」についても高等学校等に発行いただき，必ず提出してください。

なお，高等学校または中等教育学校後期課程の専攻科修了者のうち「全日制または定時制」の方は【別紙様式１】を，「通信制」の方は【別紙様式２】を使用してください。特別支援学校高等部の専攻科を修了した方は【別紙様式３】を使用してください。

Q2-6.　現在，大学の学部に在学中ですが，申請できますか？

Ａ2-6.　現に大学に在学して，その大学で学士の学位の取得（卒業）をめざしている学生は，申請できません。また，通信制の大学の学部学生や放送大学の全科履修生にも，申請資格はありません。（→p. 35）

Q2-7.　大学の学部を休学中ですが，申請できますか？

A2-7.　休学中でも大学に在学していることになりますので，申請できません。

Q2-8.　大学を３年で退学し，大学院に入学（いわゆる「飛び級」）した者です。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-8.　「大学の学生として２年以上在学し，62 単位以上を修得した者」に該当する場合には，「基礎資格を有する者」に該当します。大学院に在学中の者でも，学部と大学院において通算して４年以上にわたって授業科目を履修し，124 単位以上を修得していれば，申請することができます。（→p. 35）

Q2-9.　外国の学校の出身者ですが，「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-9.　当該国において学校教育における 14 年以上の課程として大学への編入学が制度上認められている等に基づき，日本の短期大学，高等専門学校，専修学校専門課程に相当すると認められる課程を修了した者は，「基礎資格を有する者」に該当します。（→p. １）

学歴を確認しますので，申請前にあらかじめ当機構の学位審査課に照会してください。その際には，当該機関の卒業証明書（または卒業証書の写し）および成績証明書，当該国において，日本の４年制大学に相当する大学に編入学できることが分かる書類および参考となる資料に和訳を添付したものと，高等学校（もしくは日本の高等学校に相当する学校）入学以降の学歴を記したものを，当機構の学位審査課あてに送付してください。なお，確認には時間を要しますので注意してください。

Q2-10.　外国の４年制大学を卒業した者です。「基礎資格を有する者の区分」は第３区分に該当しますか？

A2-10.　第３区分には該当しません。外国の４年制大学を卒業した方は，「外国において学校教育における 15 年以上の課程を修了した者」にあたりますので，原則として第２区分に該当します（ただし，「基礎資格を有する者」に該当するか否かを含めて，当機構が定める要件により判断しますので必ずしもこの限りではありません）。したがって，当該大学を卒業した後に，日本の大学，認定専攻科等において，所定の要件を満たすように単位を修得しなければ当機構に申請することはできません。

Q2-11. ２年制の短期大学を卒業しました。その後１年制の認定専攻科で学ぶと同時に，通信制の大学で１年間科目履修して計 62 単位を修得しましたが，申請できますか？

A2-11. ２年制の短期大学を卒業した後に，２年以上にわたって授業科目を履修し，62 単位以上を修得することが申請の要件です。いわゆるダブルスクールの期間を合算して通算学修期間に算入することはできません。お尋ねの場合は短期大学卒業後の授業科目の履修期間が１年しかないため，申請はできません。さらに１年以上にわたって授業科目の履修を行えば申請が可能になります。（→下図）

Q2-12. 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者に該当し，その後大学で１年半，科目等履修生として学修して 62 単位を修得しましたが，申請できますか？

A2-12. 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した後に，２年以上にわたって授業科目を履修し，62 単位以上修得することが申請の要件です。お尋ねの場合は，大学の科目等履修生としての授業科目の履修期間が１年半しかないため，当機構に申請することはできません。さらに半年以上にわたって授業科目の履修を行えば申請が可能になります。

申請者の学修パターンの例① 基礎資格を有する者のうち、**第１区分**に該当する者の場合

規則：学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）

いずれの学修パターンにおいても、短期大学、高等専門学校を卒業した後あるいは専門学校、高等学校等専攻科を修了した後、「２年以上にわたって授業科目を履修し、62単位以上を修得すること」が必要。

Q2-13. ３年制の短期大学を卒業しました。その後大学で半年間科目等履修生として学修して31 単位を修得しましたが，申請できますか？

A2-13. ３年制の短期大学を卒業した後に，１年以上にわたって授業科目を履修し，31 単位以上を修得することが申請の要件です。お尋ねの場合は短期大学卒業後の授業科目の履修期間が半年しかないため，申請はできません。さらに半年以上にわたって授業科目の履修を行えば申請が可能になります。

申請者の学修パターンの例② 基礎資格を有する者のうち、**第２区分**に該当する者の場合

規則：学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）

いずれの学修パターンにおいても、短期大学を卒業した後あるいは専門学校を修了した後、
「１年以上にわたって授業科目を履修し、31単位以上を修得すること」が必要。

Q2-14. 大学に３年間通い，124 単位を取って中退しました。その後２年以上たちましたが，申請できますか？

A2-14. 「通算学修期間４年以上」と「124 単位以上の修得」が申請の要件です。通算学修期間とは実際に授業科目を履修していた期間を通算したものですから，お尋ねの場合は「通算学修期間が３年」となりますので，申請はできません。さらに１年以上にわたって授業科目の履修を行えば申請が可能になります。

申請者の学修パターンの例③ 基礎資格を有する者のうち、**第３区分**に該当する者の場合

Q2-15. 昨年度４月期に学士（○○学）の学位を取得しました。次は，学士（△△学）の学位を取得したいと考えています。その際，昨年度４月期に申請してから学士（○○学）の学位を取得するまでの間に，大学の科目等履修生として授業科目を履修し，修得した単位は，「複数回にわたる学位取得」（→p. 12，14，16，35）において必要となる 16 単位に含まれますか。

A2-15. 「複数回にわたる学位取得」における“直近の学位取得時より後に修得した単位”には該当しないため，含まれません。

Q2-16. 日本の短期大学卒業生ですが，日本国籍を有していません。「基礎資格を有する者」に該当しますか？

A2-16. 該当します。国籍による学位授与の申請の制限はありません。

Q2-17. 外国に住んでいますが，申請できますか？

A2-17. 申請できます。ただし，日本国内の会場で行われる試験を受験する必要があります。また，申請の際には，「学位授与申請書」の所定欄にメールアドレスを記入してください。

なお，日本国内にも連絡先があれば，当該連絡先の住所，電話番号および本人との関係（実家など）をＡ４サイズの用紙に記入して，申請書類に添付してください。

３　学修成果について

Q3-1.　レポートには枚数の制限がありますが，参考文献を記すページは枚数に含まれますか？

A3-1.　参考文献を記すページも枚数に含まれます。表紙と目次は枚数に含まれません。

Q3-2.　レポートには枚数の制限がありますが，図や表を掲載するページは枚数に含まれますか？

A3-2.　図や表を掲載するページも枚数に含まれます。

Q3-3.　学修成果をレポートとする場合，添付できる「補足資料」とはどのようなものですか？

A3-3.　「補足資料」とは，レポートの内容を補助的に説明し，信頼性を補強するために，レポートに添えて提示することが適切であるもので，かつレポート本文に含めることができないものを指します。

具体的には，アンケートなどの調査票，データの集計表，コンピュータプログラムのソースコードなどがこれにあたります。ただし，これらのものはすべて補足資料としなければならないわけではありません。必要に応じてその内容をレポート本文に掲載することは可能です。添付できる「補足資料」の形態はＡ４版で，分量の上限は 10 ページ以内とされています。ただし，専攻の区分「芸術工学」については，別の提出形態もあります。（→p. 24）

Q3-4.　専攻の区分「美術」で学修成果として作品を提出する場合，作品数に制限はありますか？

A3-4.　作品数に制限はありませんが，面接試験の時間内（→p. 43）に質疑応答が可能な程度の作品数としてください。

Q3-5.　在籍している専攻科の同級生と行った共同研究（調査，実験など）をもとにレポートを作成したいと考えています。執筆箇所を分担するなどして，同一の内容のレポートを作成・提出することはできますか？

A3-5.　レポートは申請者個人の学力を審査するために提出を求めている資料です。分担執筆あるいは共同執筆されたレポートでは，あなた自身の学力を十分に審査することが不可能なため，この制度におけるレポートとしては明らかに不適切です。学校の同級生，職場の同僚などと共同で調査や実験などを行った場合においても，あなた自身のテーマ（課題）設定に基づいて，レポートの全文を自分で執筆しなければなりません。（→p. 23）

Q3-6.　過去に大学等に提出した卒業論文やレポートを学修成果のレポートとして提出してよいですか？

A3-6.　過去に大学等に提出した卒業論文やレポートをそのまま学修成果のレポートとして提出してはいけません。この制度では，申請者が選択した「専攻の区分」において，当機構の学士の学位取得を専一の目的として，レポートを作成することを求めています。

したがって，申請時に提出するレポートは，申請者が当機構への学位授与申請のために，これまでの学修のまとめとして作成したものであることが必要です。（→p. 23）

4　試験について

Q4-1.　申請時に試験時間を希望・選択することはできますか？

A4-1.　小論文試験・面接試験ともに，申請者が希望・選択することはできません。試験時間は受験票で通知します。

Q4-2.　申請後に受験する地区の変更はできますか？

A4-2.　申請時に希望した受験地区は，変更できません。（→p. 43）

Q4-3.　体調不良により試験を受験することができなくなりました。学修成果・試験の判定結果はどうなりますか？

A4-3.　試験を受験しなかった場合には，「学修成果・試験の審査」は「不可」（理由：ニ　試験を受けていない）と判定されます。（→p. 46）

Q4-4.　専攻の区分「美術」の面接試験の際に学修成果として提出した作品の現物を持参できませんが，どうすればよいですか？

A4-4.　可能な限り，写真を提出した学修成果の現物を持参してください。学修成果が，ランドスケープなど持参が不可能な作品である場合や，極端に大きい作品である場合には，それに代わる作品の実物（申請前１年以内に制作された作品に限ります）を必ず持参してください。ただし，代わりの作品を持参する場合であっても，学修成果として提出した作品の「制作ノート」を持参してください。

また，どのような場合にも，申請者の「ポートフォリオ」は持参してください。（→p. 43）

Q4-5.　専攻の区分「美術」の面接試験で当日持参するよう指示されている「ポートフォリオ」，「制作ノート」とはどのようなものですか？

A4-5.　当機構では，「ポートフォリオ」は自己の作品を載せた作品集，「制作ノート」は申請の際に提出した学修成果（作品）を制作する過程を記録したものを指しています。

5　各種手続について

Q5-1.　機構に学位授与の申請をした者ですが，大学の卒業見込証明書に相当するものを発行してもらえますか？

A5-1.　当機構では，「学位授与申請受理証明書」を発行することができます。当該証明書は，学位授与の申請があり，受理したことを証明するものです。（→p. 121）

Q5-2.　機構の制度を利用して学士を取得した者ですが，「成績証明書」は発行してもらえますか？

A5-2.　当機構の審査は合否を判定するものですので，「学位授与証明書」は発行していますが（→p. 121），成績証明書は発行していません。なお，授業科目ごとの成績証明書については，当該授業科目を履修した学校の担当者にお問い合わせください。

6　専攻分野の名称と専攻の区分について

Q6-1.　卒業した短期大学で学修した学問領域と異なる領域の専攻の区分を選択することはできますか？

A6-1.　当機構で定める修得単位の審査の基準を満たすように単位を修得していれば，いずれの専攻の区分を選択してもかまいません。（→p. 51）

Q6-2.　専攻の区分『商学』と『経営学』の２つの「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たすように単位を修得しましたが，同時に２つの学士の学位の申請ができますか？

A6-2.　同時に複数の「専攻の区分」での学位授与の申請はできません。（→p. 35）

Q6-3.　以前，機構の学士の学位を取得しましたが，取得した学士の学位と同じ専攻分野の名称でも，異なる専攻の区分であれば申請はできますか？

A6-3.　たとえば，専攻分野の名称が「文学」で，「英語・英米文学」と「心理学」のように，異なる専攻の区分であれば申請できます。

　ただし，すでにこの制度により学士の学位を取得した者が，他の「専攻の区分」で新たに学位授与の申請を行う場合，この制度による直近の学位取得時より後に，1.1「単位の修得先」（→p. ８）に示した，大学，認定専攻科または大学専攻科において授業科目を履修し，申請しようとする「専攻の区分」における専攻に係る単位（専門科目および関連科目の単位）を，専門科目の単位を含めて 16 単位以上修得する必要があります。（→p. 35）

7　単位の修得について

Q7-1.　修得すべき単位がよく分かりません。すでに修得した単位がどの「専攻に係る授業科目の区分」の単位に該当するのかを教えてください。

A7-1.　修得単位が「専攻に係る授業科目の区分」のどの区分の単位に該当するかについては，申請を受理した後に，専門委員会における「修得単位の審査」の際に個々に判断しています。単位の修得にあたっては，申請を希望する「専攻の区分」における修得単位の審査の基準の「専門科目の例」などを参考にしながら，新たに履修が必要な授業科目を各自で判断してください。

なお，申告された単位が，専ら資格試験の合格対策を目的とする授業科目の単位であると判断された場合には，審査を希望する「専攻の区分」に関係する専門分野の内容であっても，「専攻に係る授業科目の区分」の単位ではなく，「専攻に係る単位以外の単位」として判定されることがあります。

また，当機構では，学位取得のための履修指導は行っておりませんのでご了承願います。

Q7-2.　これまでに学士の学位を取得した方から申告のあった単位が，どの「専攻に係る授業科目の区分」の単位に該当すると判断されたかについての結果は公開していますか？

A7-2.　公開していません。

Q7-3.　修得単位中に外国語の単位を含まなければならないという要件がありますが，具体的には何単位必要ですか？

A7-3.　１単位以上必要です。短期大学，高等専門学校，専門学校等において修得した単位，または「基礎資格を有する者」に該当した後に大学，認定専攻科等で修得した単位のいずれでもかまいません。

ただし，外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合については，当該外国語以外の外国語の単位を含まなければなりません。（→p. 12, 14, 16）

Q7-4.　「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の基準表（→p. 51～119）に『(専門科目〇〇単位以上)』とありますが，この単位数は短期大学等を卒業した後に修得した，大学の単位や認定専攻科の単位で満たさなければならないのですか？

A7-4.　短期大学，高等専門学校，専門学校等ですでに修得した単位と，大学，認定専攻科等で修得した単位をあわせて，修得単位全体で満たしてください。

Q7-5.　大学院で修得した単位は申告できますか？

A7-5.　大学院で修得した単位も申告できます。（→p. ８）

ただし，修士論文や博士論文の指導など，大学の学部で提供されていないような授業の単位は「専攻に係る単位（専門科目または関連科目の単位）」ではなく，「専攻に係る単位以外の単位」に分類されます。

Q7-6.　単位は修得してから何年以内に申告しなければならないという決まりはありますか？

A7-6.　いつ修得した単位でも申告できます。

Q7-7.　大学等で単位認定された単位は申告することができますか？

A7-7.　大学等で単位認定された単位は「基礎資格を有する者」に該当した後に修得すべき単位（→p. 8）として申告できない場合などがあるため，当機構の学位審査課まで事前にお問い合わせください。

Q7-8.　履修証明プログラムで修得した単位は申告することができますか？

A7-8.　特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位も申告できます。（→p. 8）
　ただし，申告にあたっては別途様式が必要となるため，当機構の学位審査課まで事前にお問い合わせください。

Q7-9.　大学の別科で修得した単位は申告できますか？

A7-9.　申告できません。「基礎資格を有する者」が，当機構の制度により学士の学位を取得しようとする場合に修得する単位として認められているのは，大学の単位（科目等履修生，特別の課程（履修証明プログラム）履修生，大学の学生，大学院の学生として修得した単位），短期大学・高等専門学校の認定専攻科で修得した単位，大学専攻科の単位のみです。（→p. 8）

8　申請書類について

Q8-1.　大学で科目等履修生として学んでいます。履修中の授業科目の単位を修得見込みの単位として申告することはできますか？

A8-1.　修得見込みの単位を申告することができるのは，認定専攻科（修業年限２年の短期大学に置かれた修業年限１年の認定専攻科を除く）を修了見込みの者であって，かつ修得単位の審査の基準を満たす見込みの者のみです。（→p. 42）

Q8-2.　申請書類として提出する証明書等の発行日に決まりはありますか？

A8-2.　住民票については申請前３か月以内に発行されたものを提出してください。（→p. 37）
その他の書類については，記載内容に発行当時から変化がなければ，発行日については問いません。

Q8-3.　証明書に記載の氏名が旧姓のままの場合，証明書は無効になりますか？

A8-3.　証明書としては有効ですので，そのまま提出してください。申請書の「②申請者氏名（自筆）」欄の（　）内に旧姓を記入してください。

Q8-4.　放送大学から送られてくる「単位修得状況一覧（単位認定書）」は，申請書類のなかにある「単位修得証明書」として使用できますか？

A8-4.　使用できません。申請の際には，放送大学の各学習センターが発行する「成績・単位修得証明書」を提出してください。

Q8-5.　単位を修得した大学から，単位修得証明書という名称の証明書はないと言われましたが，どうすればよいのですか？

A8-5.　単位修得証明書は，発行する学校によって名称が異なっている場合があります。

p. 39 の⑤のとおり「単位修得状況等申告書」の記載事項（授業科目名，単位数等）を証明できるもの（「成績証明書」等）で学校印があるものであれば問題ありませんので，当該大学に問い合わせてください。

なお，放送大学の「単位修得状況一覧（単位認定書）」は使用できませんので，注意してください。（→Q8-4.）

Q8-6.　専門学校を修了した後，大学に編入学し卒業しています。「基礎資格を有する者」に該当することの証明書として，高等学校の卒業証明書は必要ですか？

A8-6.　必要です。一律に大学入学資格を証明する書類を提出してください。なお，大学に編入学をした場合は，その後に退学，卒業等をしていることが確認できる証明書（退学証明書，卒業証明書等）も必要です。（→p. 35, 37, 39）

Q8-7.　高等学校の卒業証明書として，卒業証書（のコピー）を使用できますか？

A8-7.　卒業証書（のコピー）は使用できません。

Q8-8.　卒業した学校が閉校・統合している場合や学校名が変更している場合は，証明書等はどうしたらよいですか？

A8-8.　閉校・統合している場合は，証明書の発行事務を引き継いだ組織に問い合わせてください。学校名が変わっている場合は，証明書に名称を変更したことと変更年月日を記載するよう，学校に依頼してください。

Q8-9.　修了した専攻科を設置する高等学校から，文部科学大臣の定める基準（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）を満たしているか判断できないため，機構所定の「高等学校等専攻科修了証明書」の発行はできないと言われました。どうしたらよいですか？

A8-9.　高等学校等専攻科修了証明書がなければ，「基礎資格を有する者」に該当するのか確認できないため，当機構に申請することはできません。ご了承ください。

Q8-10.　修了した専攻科を設置する高等学校から文書保存期限を過ぎたため関係書類を廃棄しており，単位修得証明書（成績証明書）の発行ができないと言われました。どうしたらよいですか？

A8-10.　単位修得証明書（成績証明書）がなければ，審査できないため，当機構に申請することはできません。ご了承ください。

９　審査・合否について

Q9-1.　審査はどのように行われるのか教えてください。

A9-1.　当機構では，修得単位が定められた基準を満たしているか，学修成果が学士の水準に達しているかを審査し，学修成果が申請者の学力として定着しているか，専攻に係る学士の水準を有しているかをみるために行う試験の結果と合わせて総合的に合否の判定を行います。審査の結果，「修得単位」と「学修成果・試験」のいずれもが「可」と判定された場合に，「合格」となります。(→p.45)

なお，審査は大学および当機構の教授で組織された「学位審査会」，ならびに専門分野ごとに大学および当機構の教授で組織された「専門委員会」において行われます。

Q9-2.　提出した書類は，審査後に返却してもらえますか？

A9-2.　申請書類，学修成果等は，返却しません。(→p.41)

Q9-3.　合否はいつごろ分かりますか？

A9-3.　４月期の場合は９月下旬まで，10 月期の場合は３月下旬までに通知します。

なお，「専攻科修了見込みでの申請」をした者については，修得見込み単位の単位修得証明書の提出が必要になります。(→p.42)

10　その他

Q10-1.　機構の英文名称を教えてください。

A10-1.　「National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education」(略称 NIAD-QE) です。

Q10-2.　機構の学位授与に関する制度の詳細や法令はどこを見れば分かりますか？

A10-2.　当機構のウェブサイトに掲載しています。

(https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/)

なお，当機構では，定期的ではありませんが，学士の学位取得をめざす方を対象とした説明会を開催しています。詳細は開催が決まり次第，当機構のウェブサイトに掲載しますので，適宜ご覧ください。

新しい学士への途

学位授与申請案内　令和２年度版

令和２年２月　発行

独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構
管理部学位審査課
東京都小平市学園西町 1-29-1

〔お問合せ先〕
☎042-307-1550
受付時間　9:00～12:00　13:00～17:00　（土・日曜，祝日，年末年始を除く。）

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
管理部学位審査課
〒187-8587　東京都小平市学園西町1-29-1
https://www.niad.ac.jp/

再生紙を使用しています。